

2019年度 大学院法学研究科 講義概要（シラバス）



法政大学

科目一覧

最新版のシラバスは、法政大学 Web シラバス (<https://syllabus.hosei.ac.jp/>) で確認してください。

[X4000]	リーガル・リサーチ [楊 帆]	春学期授業/Spring	1
[X4001]	法律学原典研究 (英語) I [クリストファー モズリー]	春学期授業/Spring	2
[X4002]	法律学原典研究 (英語) II [クリストファー モズリー]	秋学期授業/Fall	3
[X4003]	法律学原典研究 (独語) I [大野 達司]	春学期授業/Spring	4
[X4005]	法律学原典研究 (仏語) I [大津 浩]	春学期授業/Spring	5
[X4006]	法律学原典研究 (仏語) II [大津 浩]	秋学期授業/Fall	6
[X4010]	法哲学特殊講義 I [大野 達司]	春学期授業/Spring	7
[X4012]	法制史特殊講義 I [山口 亮介]	春学期授業/Spring	8
[X4013]	法制史特殊講義 II [山口 亮介]	秋学期授業/Fall	9
[X4014]	法制史特殊講義 III [高 友希子]	春学期授業/Spring	10
[X4015]	法制史特殊講義 IV [高 友希子]	秋学期授業/Fall	11
[X4016]	比較法特殊講義 I [牟 憲魁]	秋学期授業/Fall	12
[X4017]	比較法特殊講義 II [劉 士国]	秋学期授業/Fall	13
[X4018]	英米法特殊講義 I [小山田 朋子]	春学期授業/Spring	14
[X4019]	英米法特殊講義 II [小山田 朋子]	秋学期授業/Fall	15
[X4022]	憲法特殊講義 I [建石 真公子]	春学期授業/Spring	16
[X4023]	憲法特殊講義 II [建石 真公子]	秋学期授業/Fall	17
[X4024]	憲法特殊講義 III [金子 匡良]	春学期授業/Spring	18
[X4025]	憲法特殊講義 IV [金子 匡良]	秋学期授業/Fall	19
[X4026]	行政法特殊講義 I [小泉 広子]	春学期授業/Spring	20
[X4027]	行政法特殊講義 II [高橋 滋]	秋学期授業/Fall	21
[X4028]	国際法特殊講義 I [岩月 直樹]	春学期授業/Spring	22
[X4029]	国際法特殊講義 II [岩月 直樹]	秋学期授業/Fall	23
[X4035]	民法特殊講義 I [宮本 健蔵]	春学期授業/Spring	24
[X4036]	民法特殊講義 II [宮本 健蔵]	秋学期授業/Fall	25
[X4037]	民法特殊講義 III [新堂 明子]	春学期授業/Spring	26
[X4038]	民法特殊講義 IV [新堂 明子]	秋学期授業/Fall	27
[X4039]	民法特殊講義 V [大澤 彩]	春学期授業/Spring	28
[X4040]	民法特殊講義 VI [大澤 彩]	秋学期授業/Fall	29
[X4041]	商法特殊講義 I [椋川 泰史]	春学期授業/Spring	30
[X4042]	商法特殊講義 II [椋川 泰史]	秋学期授業/Fall	31
[X4044]	商法特殊講義 IV [荒谷 裕子]	秋学期授業/Fall	32
[X4053]	倒産法特殊講義 I [倉部 真由美]	春学期授業/Spring	33
[X4054]	倒産法特殊講義 II [倉部 真由美]	秋学期授業/Fall	34
[X4060]	労働法特殊講義 I [藤本 茂]	春学期授業/Spring	35
[X4061]	労働法特殊講義 II [藤本 茂]	秋学期授業/Fall	36
[X4064]	社会保障法特殊講義 I [大原 利夫]	春学期授業/Spring	37
[X4065]	社会保障法特殊講義 II [大原 利夫]	秋学期授業/Fall	38
[X4066]	教育法特殊講義 I [小泉 広子]	春学期授業/Spring	39
[X4070]	刑法特殊講義 I [佐藤 輝幸]	春学期授業/Spring	40
[X4071]	刑法特殊講義 II [佐藤 輝幸]	秋学期授業/Fall	41
[X4072]	刑法特殊講義 III [今井 猛嘉]	春学期授業/Spring	42
[X4073]	刑法特殊講義 IV [今井 猛嘉]	秋学期授業/Fall	43
[X4074]	刑事訴訟法特殊講義 I [田中 開]	春学期授業/Spring	44
[X4075]	刑事訴訟法特殊講義 II [田中 開]	秋学期授業/Fall	45
[X4205]	法制史論文指導 I [川口 由彦]	春学期授業/Spring	46
[X4206]	法制史論文指導 II [川口 由彦]	秋学期授業/Fall	47
[X4093]	法制史論文指導 I [高 友希子]	春学期授業/Spring	48
[X4094]	法制史論文指導 II [高 友希子]	秋学期授業/Fall	49
[X4095]	法制史論文指導 III [川口 由彦]	春学期授業/Spring	50
[X4096]	法制史論文指導 IV [川口 由彦]	秋学期授業/Fall	51
[X4101]	憲法演習 I [國分 典子]	春学期授業/Spring	52
[X4102]	憲法演習 II [國分 典子]	秋学期授業/Fall	53

[X4105]	行政法演習Ⅰ	[交告 尚史]	春学期授業/Spring	54
[X4106]	行政法演習Ⅱ	[交告 尚史]	秋学期授業/Fall	55
[X4107]	国際法演習Ⅰ	[田中 佐代子]	春学期授業/Spring	56
[X4108]	国際法演習Ⅱ	[田中 佐代子]	秋学期授業/Fall	57
[X4109]	憲法論文指導Ⅰ	[金子 匡良]	春学期授業/Spring	58
[X4110]	憲法論文指導Ⅱ	[金子 匡良]	秋学期授業/Fall	59
[X4111]	憲法論文指導Ⅲ	[建石 真公子]	春学期授業/Spring	60
[X4112]	憲法論文指導Ⅳ	[建石 真公子]	秋学期授業/Fall	61
[X4113]	行政法論文指導Ⅰ	[高橋 滋]	春学期授業/Spring	62
[X4114]	行政法論文指導Ⅱ	[高橋 滋]	秋学期授業/Fall	63
[X4117]	国際法論文指導Ⅰ	[田中 佐代子]	春学期授業/Spring	64
[X4118]	国際法論文指導Ⅱ	[田中 佐代子]	秋学期授業/Fall	65
[X4121]	民法演習Ⅰ	[川村 洋子]	春学期授業/Spring	66
[X4122]	民法演習Ⅱ	[川村 洋子]	秋学期授業/Fall	67
[X4141]	民法論文指導Ⅰ	[宮本 健蔵]	春学期授業/Spring	68
[X4142]	民法論文指導Ⅱ	[宮本 健蔵]	秋学期授業/Fall	69
[X4143]	民法論文指導Ⅲ	[大澤 彩]	春学期授業/Spring	70
[X4144]	民法論文指導Ⅳ	[大澤 彩]	秋学期授業/Fall	71
[X4145]	民法論文指導Ⅴ	[宮本 健蔵]	春学期授業/Spring	72
[X4146]	民法論文指導Ⅵ	[宮本 健蔵]	秋学期授業/Fall	73
[X4149]	商法論文指導Ⅰ	[椋川 泰史]	春学期授業/Spring	74
[X4150]	商法論文指導Ⅱ	[椋川 泰史]	秋学期授業/Fall	75
[X4151]	商法論文指導Ⅲ	[椋川 泰史]	春学期授業/Spring	76
[X4152]	商法論文指導Ⅳ	[椋川 泰史]	秋学期授業/Fall	77
[X4173]	社会保障法演習Ⅰ	[沼田 雅之]	春学期授業/Spring	78
[X4174]	社会保障法演習Ⅱ	[沼田 雅之]	秋学期授業/Fall	79
[X4175]	労働法論文指導Ⅰ	[浜村 彰]	春学期授業/Spring	80
[X4176]	労働法論文指導Ⅱ	[浜村 彰]	秋学期授業/Fall	81
[X4207]	労働法論文指導Ⅲ	[沼田 雅之]	春学期授業/Spring	82
[X4208]	労働法論文指導Ⅳ	[沼田 雅之]	秋学期授業/Fall	83
[X4185]	刑法演習Ⅰ	[田中 利幸]	春学期授業/Spring	84
[X4186]	刑法演習Ⅱ	[田中 利幸]	秋学期授業/Fall	85
[X4187]	刑法演習Ⅲ	[須藤 純正]	春学期授業/Spring	86
[X4188]	刑法演習Ⅳ	[須藤 純正]	秋学期授業/Fall	87
[X4191]	刑事政策演習Ⅰ	[佐藤 輝幸]	春学期授業/Spring	88
[X4307]	公法特殊研究Ⅰ	[小泉 広子]	春学期授業/Spring	89
[X4308]	公法特殊研究Ⅱ	[高橋 滋]	秋学期授業/Fall	90
[X4314]	民事法特殊研究Ⅰ	[潘 阿憲]	春学期授業/Spring	91
[X4315]	民事法特殊研究Ⅱ	[潘 阿憲]	秋学期授業/Fall	92
[X4316]	民事法特殊研究Ⅲ	[宮本 健蔵]	春学期授業/Spring	93
[X4317]	民事法特殊研究Ⅳ	[宮本 健蔵]	秋学期授業/Fall	94
[X4321]	社会法特殊研究Ⅰ	[藤本 茂]	春学期授業/Spring	95
[X4322]	社会法特殊研究Ⅱ	[藤本 茂]	秋学期授業/Fall	96
[X4323]	社会法特殊研究Ⅲ	[大原 利夫]	春学期授業/Spring	97
[X4324]	社会法特殊研究Ⅳ	[大原 利夫]	秋学期授業/Fall	98
[X4328]	刑事法特殊研究Ⅰ	[田中 利幸]	春学期授業/Spring	99
[X4329]	刑事法特殊研究Ⅱ	[田中 利幸]	秋学期授業/Fall	100
[X4367]	行政法特研演習Ⅲ	[高橋 滋]	春学期授業/Spring	101
[X4368]	行政法特研演習Ⅳ	[高橋 滋]	秋学期授業/Fall	102
[X4369]	行政法特研演習Ⅴ	[高橋 滋]	春学期授業/Spring	103
[X4370]	行政法特研演習Ⅵ	[高橋 滋]	秋学期授業/Fall	104
[X4383]	民法特研演習Ⅰ	[宮本 健蔵]	春学期授業/Spring	105
[X4384]	民法特研演習Ⅱ	[宮本 健蔵]	秋学期授業/Fall	106
[X4467]	民法特研演習Ⅲ	[川村 洋子]	春学期授業/Spring	107
[X4468]	民法特研演習Ⅳ	[川村 洋子]	秋学期授業/Fall	108
[X4389]	商法特研演習Ⅲ	[潘 阿憲]	春学期授業/Spring	109
[X4390]	商法特研演習Ⅳ	[潘 阿憲]	秋学期授業/Fall	110

【X4427】	労働法特研演習Ⅲ [浜村 彰] 春学期授業/Spring	111
【X4428】	労働法特研演習Ⅳ [浜村 彰] 秋学期授業/Fall	112
【X4435】	社会保障法特研演習Ⅴ [沼田 雅之] 春学期授業/Spring	113
【X4436】	社会保障法特研演習Ⅵ [沼田 雅之] 秋学期授業/Fall	114
【X4459】	刑事政策特研演習Ⅴ [須藤 純正] 春学期授業/Spring	115
【X4460】	刑事政策特研演習Ⅵ [須藤 純正] 秋学期授業/Fall	116
【X4465】	刑事法特研演習Ⅴ [今井 猛嘉] 春学期授業/Spring	117
【X4466】	刑事法特研演習Ⅵ [今井 猛嘉] 秋学期授業/Fall	118

LAW500A1

リーガル・リサーチ

楊 帆

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

文献リサーチ方法や文献読解等、論文を書くために必要な文献研究の基礎的知識・技術を身につけるコースワーク科目である。

【到達目標】

自らの研究テーマについて、関連する文献検索を行い、研究方法や分析方法等論文作成に必要なスキルを学ぶ。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

（法学分野）共同研究の文献について、輪読・報告（レポート）・検討を行う。文献研究に通じて、各自の研究テーマに主体的に取り組む力をつけることを目指す。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	講義内容の概略・講義形式・成績評価の説明
第 2 回	法学文献リサーチ・文献読解の入門①	文献リサーチ・文献読解の基礎的知識
第 3 回	法学文献リサーチ・文献読解の入門②	文献リサーチ・文献読解の基礎的知識
第 4 回	文献検索	各自の検索結果を持ち寄り、報告・質疑等
第 5 回	共同研究のテーマと文献の検討	共同研究のテーマと文献の検討
第 6 回	文献検討①	共同研究の文献の輪読と検討
第 7 回	文献検討②	共同研究の文献の輪読と検討
第 8 回	文献検討③	共同研究の文献の輪読と検討
第 9 回	先行研究の検討①	各自のテーマに沿った先行研究の検討
第 10 回	先行研究の検討②	各自のテーマに沿った先行研究の検討
第 11 回	先行研究の検討③	各自のテーマに沿った先行研究の検討
第 12 回	研究テーマの発表	研究の進み方・主な先行研究等
第 13 回	まとめ①	研究テーマの交流と今後の課題について
第 14 回	まとめ②	研究テーマの交流と今後の課題について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

シラバスを確認し、受講後は次回までにノートをまとめておくこと

【テキスト（教科書）】

随時紹介する

【参考書】

随時紹介する

【成績評価の方法と基準】

レポート試験（評価 30 %）

平常点評価（評価 70 %）

【学生の意見等からの気づき】

本年度新規科目につきアンケートを実施していません

【その他の重要事項】

他研究科に所属する学生は、初回授業に出席の上、担当教員に許可を得てください。但し、原則として修士 1 年生に限ります。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> 行政不服審査法等

<主要研究業績>

①「中国における行政復議制度の組織的改革—日本の法制度との比較を踏まえて—」（一橋大学大学院法学研究科博士論文、2018 年授与）

②「中国における行政復議委員会の試行（1）～（2・完）」自治研究 91 巻 11 号（2015 年）104 頁-119 頁、同 92 巻 1 号（2016 年）93 頁-115 頁

③「行政不服審査委員会の設置に関する中日比較研究」（一橋大学大学院法学研究科修士論文、2015 年授与）

【Outline and objectives】

Basics of writing a thesis.

法律学原典研究（英語）Ⅰ

クリストファー モズリー

＜主要研究業績＞

【Outline and objectives】

This is a seminar aimed at improving reading comprehension of material on law, politics, and international politics. At the same time, we aim to improve the ability to comprehend, question, critique, argue, and listen in English.

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目の本科目は、法、政治、国際政治にかかわる、やや専門的な授課文献の読解力向上を目的とした講義です。並行して、英語で質問し、聞き、理解する能力の向上も目指します。法律学科のコース科目（国際社会と法コースと行政・公共政策と法コース）ですが、政治学科、国際政治学科の学生も歓迎します。

【到達目標】

法、政治、国政治、国際政策にかかわる、やや専門的文献な英語の読解力を高める。英語の基礎的および応用的な文法を復習し、習得する。英語の新たな表現、たとえば「国際公法、環境法、人権、国際人権」といった新たな分野での新しいボキャブラリーを身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

初回授業：必ず英和・和英辞典を持参すること（電子辞書・スマホも可）。授業方法：基本的にゼミ形式で、質問、回答などを優しい英語を使いながら行います。（但し、英語の聞き取り／発言が不得手でも、努力により参加は十分可能です。）事前：次回以後の英語文献を配布——参加者は持ち帰り、予習する。予習に際しては、新出単語や表現を（英和）辞書やグーグルで徹底的に調べてくる。授業：①参加学生全員による英語文献の音読・講読 意味内容の把握（要約；部分的に精読・全訳）②文献の検討

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	Introduction to Human Rights	英和・和英辞典（電子辞書・スマホも可能）を必ず持参すること。テキストの輪読、検討
第 2 回	The UN Human Rights System	テキストの輪読、検討
第 3 回	Human Rights in Asia	テキストの輪読、検討
第 4 回	Sustainable Development Goals and Human Rights	テキストの輪読、検討
第 5 回	Women's Rights - Discrimination	テキストの輪読、検討
第 6 回	Women's Rights - DV	テキストの輪読、検討
第 7 回	Women's Rights - Empowerment	テキストの輪読、検討
第 8 回	Human Trafficking	テキストの輪読、検討
第 9 回	LGBT Rights	テキストの輪読、検討
第 10 回	Disability and Human Rights	テキストの輪読、検討
第 11 回	Children's Rights	テキストの輪読、検討
第 12 回	Penal Rights & the Death Penalty	テキストの輪読、検討
第 13 回	Freedom of Expression	テキストの輪読、検討
第 14 回	Internet and Human Rights	テキストの輪読、検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

教材の内容を理解できるように、分からない単語、熟語は全て辞書（スマホも良い）とグーグルで予習して調べておくこと。

【テキスト（教科書）】

教師が作成した教材を配布します。新聞の記事や、論文等を配布します。子どもの権利、女性の権利、環境と人権、表現の自由、ビジネスと人権等がテーマです。

【参考書】

各自の持っている英和・和英辞典（スマホによる辞典やグーグル検索も行う）。

【成績評価の方法と基準】

授業中のリアクションペーパーの提出（20％）、授業での質問や議論への参加を評価します（80％）。

【学生の意見等からの気づき】

Students requested more time for group discussion. Last year I normally had 10-15 minutes. This year I will try to aim for 20 minutes or more.

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞

＜研究テーマ＞

LAW500A1

法律学原典研究（英語）Ⅱ

クリストファー モズリー

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目の本科目は、法、政治、国際政治にかかわる、やや専門的な授課文献の読解力向上を目的とした講義です。並行して、英語で質問し、聞き、理解する能力の向上も目指します。法律学科のコース科目（国際社会と法コースと行政・公共政策と法コース）ですが、政治学科、国際政治学科の学生も歓迎します。

【到達目標】

法、政治、国政治、国際政策にかかわる、やや専門的な英語の読解力を高める。英語の基礎的および応用的な文法を復習し、習得する。英語の新たな表現、たとえば「国際公法、環境法、人権、国際人権」といった新たな分野での新しいボキャブラリーを身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

初回授業：必ず英和・和英辞典を持参すること（電子辞書・スマホも可）。授業方法：基本的にゼミ形式で、質問、回答などを優しい英語を使いながら行います。（但し、英語の聞き取り／発言が不得手でも、努力により参加は十分可能です。）事前：次回以後の英語文献を配布——参加者は持ち帰り、予習する。予習に際しては、新出単語や表現を（英和）辞書やグーグルで徹底的に調べてくる。授業：①参加学生全員による英語文献の音読・講読意味内容の把握（要約；部分的に精読・全訳）②文献の検討

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	Right to Life	英和・和英辞典（電子辞書・スマホも可能）を必ず持参すること。テキストの輪読、検討
第 2 回	Armed Conflict and Human Rights	テキストの輪読、検討
第 3 回	Weapons and Human Rights	テキストの輪読、検討
第 4 回	Transitional Justice	テキストの輪読、検討
第 5 回	Refugees and Displaced People	テキストの輪読、検討
第 6 回	Terrorism and Human Rights	テキストの輪読、検討
第 7 回	Racial Discrimination	テキストの輪読、検討
第 8 回	Indigenous Rights (The Okinawa Case)	テキストの輪読、検討
第 9 回	The Rohingya Case	テキストの輪読、検討
第 10 回	Business and Human Rights	テキストの輪読、検討
第 11 回	Trade and Human Rights	テキストの輪読、検討
第 12 回	Environment and Human Rights	テキストの輪読、検討
第 13 回	Disasters and Human Rights (Fukushima)	テキストの輪読、検討
第 14 回	Climate Change and Human Rights	テキストの輪読、検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

教材の内容を理解できるように、分からない単語、熟語は全て辞書（スマホも良い）とグーグルで予習して調べておくこと。

【テキスト（教科書）】

教師が作成した教材を配布します。新聞の記事、論文等も配布します。生命権、武力紛争と人権、難民、テロリズム、環境、大規模災害（福島など）と人権等がテーマです。

【参考書】

各自の持っている英和・和英辞典（スマホによる辞典やグーグル検索も行う）。

【成績評価の方法と基準】

授業中のリアクションペーパーの提出（20％）、授業での質問や議論への参加を評価します（80％）。

【学生の意見等からの気づき】

Students requested more time for group discussion. Last year I normally had 10-15 minutes. This year I will try to aim for 20 minutes or more.

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

<研究テーマ>

<主要研究業績>

【Outline and objectives】

This is a seminar course aimed at improving reading comprehension of materials concerning law, politics, and international politics. At the same time, it aims to improve the ability of students to comprehend, question, critique, listen, and argue in English.

法律学原典研究（独語）Ⅰ

大野 達司

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目であるこの授業は、各コースの基礎となるものであり、法律学の学問的視野を広める土台となることを目的としている。対象はドイツ法・政治であり、関連するドイツ語文献を読んでもみる。なお、ドイツ語未修者でも履修できる。

【到達目標】

法学や政治学の基本概念を、日独の比較の中で理解する。両国の法文化・政治文化を比較して、歴史的な背景（法の継受など）に配慮しながら、現代的課題での共通性を考えてみるために、まず各自ドイツ語の文献に挑戦し、授業の中で文献の内容を理解できるようにする。未修者は自分で辞書を引きながら調べられるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

毎回一頁ほどのペースで、テキストの輪読を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
1	西洋法継受について	全体の概略的説明と、場合によってはテキストの変更（以下変更無い場合の予定）
2	305 頁	家制度について
3	306 頁	儒教の家観念
4	307 頁	穂積陳重
5	308 頁	穂積八束
6	309 頁	国家と社会
7	310 頁	穂積、富井、梅
8	311 頁	ドイツ民法との対比
9	312 頁	富国強兵
10	313 頁	比較法と固有法
11	314 頁	法意識の変革
12	315 頁	近代化の礎石としての民法制定
13	316 頁	刑法典
14	317 頁	日露戦争

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前の予習。文法的な問題だけでなく、内容について日本語の文献を参考にしながら、できるだけ自分で調べておく。

【テキスト（教科書）】

Paul Christian Schenk, Der deutsche Anteil an der Gestaltung des modernen japanischen Rechts- und Verfassungswesens の予定だが、参加者と相談の上決定する。

【参考書】

川口由彦『日本近代法制史』、大野・森元・吉永『近代法思想史入門』など

【成績評価の方法と基準】

平常点と「努力点」70 + 30 %

平常点は、各回での参加度合い。努力点とは、参加者それぞれで出発点が違うので、初回と比べて最終回までにどれだけ理解度が増したか、を基準とする。

【学生の意見等からの気づき】

実施せず

【学生が準備すべき機器他】

とくにないが、テキストを授業支援システムで配布することがある。

【その他の重要事項】

内容に関連したドイツ映画を参考にすることがある。学部との合同授業。初学者・他学科学生も歓迎。

【Outline and objectives】

Students read together German Text about legal, political or social topics and translate into Japanese. The aim is to understand their basic concepts and to acquire skills for reading German text by oneself.

LAW500A1

法律学原典研究（仏語）Ⅰ

大津 浩

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

現代フランスの政治思想と憲法理論との連関について示唆に富むフランス語原典の前半部分を輪読することで、フランス語の翻訳・読解能力と現代フランスの政治思想・憲法理論そのものについての理解を深めるコースワーク科目である。

【到達目標】

フランス語原典を読みこなす力を身に着ける。加えて、現代フランスの政治思想と憲法理論との連関性を十分に理解できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

輪番制を採る。学生は割り当てられた部分のフランス語原典を翻訳し、報告する。教師は適宜、文法や訳語について解説を行う。加えて、訳書を利用してテキストが扱うフランスの憲法理論と政治思想についての解説も行う。なお、適宜、フランスの映画や雑誌記事を参照することで、フランスの政治と社会に対する関心を深めてもらう予定である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の進め方とローテーションの設定
第2回	序章（1）	現代社会の不信感と民主主義について 輪読する（1）
第3回	序章（2）	現代社会の不信感と民主主義について 輪読する（2）
第4回	第1章（1）	監視の民主主義について輪読する（1）
第5回	第1章（2）	監視の民主主義について輪読する（2）
第6回	第1章（3）	監視の民主主義について輪読する（3）
第7回	第1章（4）	監視の民主主義について輪読する（4）
第8回	第1章（5）	監視の民主主義について輪読する（5）
第9回	フランスの現代民主主義 と民主主義史概観（1）	フランスの民主主義や憲法の歴史を理 解できる映画の鑑賞
第10回	第2章（1）	妨害の民主主義について輪読する（1）
第11回	第2章（2）	妨害の民主主義について輪読する（2）
第12回	第2章（3）	妨害の民主主義について輪読する（3）
第13回	第2章（4）	妨害の民主主義について輪読する（4）
第14回	第2章（5）	妨害の民主主義について輪読する（5）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

全員が予定されたテキストのフランス語原典部分をあらかじめ翻訳してくる。加えて輪番制の下、割り当てられた者が担当部分の翻訳の報告レジュメを準備する。さらに、必要に応じて訳書の当該予定部分も事前に読んでおくこと。

【テキスト（教科書）】

Pierre Rosanvallon, La contre-démocratie, Édition du Seuil, 2006 (ISBN 978-2-7578-4116-7) ※本書は希望する学生にはコピーを配布する予定である。

【参考書】

ビエール・ロザンヴァロン著・嶋崎正樹訳『カウンター・デモクラシー：不信の時代の政治』（岩波書店、2017年）

【成績評価の方法と基準】

輪番で割り当てられた原典の翻訳内容（60％）と質疑その他の授業への積極的参加度（40％）

【学生の意見等からの気づき】

2019年度から始まる授業なので、今後、学生から指摘を受けたい。

【Outline and objectives】

Reading of a first half of French text concerning French political and constitutional theories.

法律学原典研究（仏語）Ⅱ

大津 浩

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

現代フランスの政治思想と憲法理論との連関について示唆に富むフランス語原典の後半部分を輪読することで、フランス語の翻訳・読解能力と現代フランスの政治思想・憲法理論そのものについての理解を深めるコースワーク科目である。

【到達目標】

フランス語原典を読みこなす力を身に着ける。加えて、現代フランスの政治思想と憲法理論との連関性を十分に理解できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

輪番制を採る。学生は割り当てられた部分のフランス語原典を翻訳し、報告する。教師は適宜、文法や訳語について解説を行う。加えて、訳書を利用してテキストが扱うフランスの憲法理論と政治思想についての解説も行う。なお、適宜、フランスの映画や雑誌記事を参照することで、フランスの政治と社会に対する関心を深めてもらう予定である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンスと第3章（1）	授業の進め方をレクチャーしたのち、裁判官の民主主義について輪読する（1）
第2回	第3章（2）	裁判官の民主主義について輪読する（2）
第3回	第3章（3）	裁判官の民主主義について輪読する（3）
第4回	第3章（4）	裁判官の民主主義について輪読する（4）
第5回	第3章（5）	裁判官の民主主義について輪読する（5）
第6回	フランスの現代憲法と民主主義概観（2）	現代フランスにおける民主主義の問題状況を示す雑誌記事の分析
第7回	第4章（1）	非政治的民主主義について輪読する（1）
第8回	第4章（2）	非政治的民主主義について輪読する（2）
第9回	第4章（3）	非政治的民主主義について輪読する（3）
第10回	第4章（4）	非政治的民主主義について輪読する（4）
第11回	第4章（5）	非政治的民主主義について輪読する（5）
第12回	まとめ（1）	全体のまとめについて輪読する（1）
第13回	まとめ（2）	全体のまとめについて輪読する（2）
第14回	まとめ（3）	全体のまとめについて輪読する（3）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

全員が予定されたテキストのフランス語原典部分をあらかじめ翻訳しておく。加えて輪番制の下、割り当てられた者が担当部分の翻訳の報告レジュメを準備する。さらに、必要に応じて訳書の当該予定部分も事前に読んでおくこと。

【テキスト（教科書）】

Pierre Rosanvallon, La contre-démocratie, Édition du Seuil, 2006 (ISBN 978-2-7578-4116-7) ※本書は希望する学生にはコピーを配布する予定である。

【参考書】

ピエール・ロザンヴァロン著・嶋崎正樹訳『カウンター・デモクラシー：不信の時代の政治』（岩波書店、2017年）

【成績評価の方法と基準】

輪番で割り当てられた原典の翻訳内容（60％）と質疑その他の授業への積極的参加度（40％）

【学生の意見等からの気づき】

2019年度から始まる授業なので、今後、学生から指摘を受けたい。

【Outline and objectives】

Reading of a second half of French text concerning French political and constitutional theories.

LAW500A1

法哲学特殊講義 I

大野 達司

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である法哲学特殊講義 I では、法とは何かという問題を取り扱う法概念論と、正義論を中心として学ぶ。法哲学の基礎理論を理解する。

【到達目標】

法哲学の基本概念、考え方をいくつかの具体例に則して理解することを目標とする。各自の専門分野を法哲学の観点から理解し直すこと。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

法と道徳、法と習俗のような隣接する社会規範と対比し、法と強制、法と合意のような法の成り立ちや働きについての特徴がどこまで一般的に認められるかを検討し、より抽象的には法の妥当性の問題を通じて、法の概念を扱うのが法哲学の基本的問題群である。これらを、法思想のみならず社会思想と関連させながら、あまり抽象的にならないように扱いたい。各自が担当箇所の報告をする。なお、参加者の専門分野に応じて、それに関連する報告をすることが望ましいので、開講時に相談の上、以下の予定を変更できる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	授業の概観	法哲学の問題領域の紹介と相互の関連、担当の決定。
第 2 回	法実証主義と自然法論 (1)	自然法論の概観
第 3 回	法実証主義と自然法論 (2)	自然法論に対する法実証主義による批判
第 4 回	法実証主義の現代的展開	ケルゼンの純粋法学とハートの法実証主義
第 5 回	法実証主義批判	20 世紀初頭の法実証主義批判とハートの法の概念をめぐる論争
第 6 回	法と道徳 (1)	ラートブルフの転向にみる法と道徳の問題
第 7 回	法と道徳 (2)	ハート・フラー論争
第 8 回	自由とパターナリズム	ミルの自由論とパターナリズムの正当化可能性
第 9 回	リベラリズムの正義論	ロールズの正義論
第 10 回	リベラリズム批判	リバタリアンと共同体論
第 11 回	寛容論	アイデンティティと社会集団の関係
第 12 回	法化と合意	ハーバーマスを中心とした合意理論と社会の発展理論
第 13 回	法治国家の意義	現代社会における法の意義
第 14 回	法の妥当性をめぐる現代的展開	理論的な法の妥当性と社会的基盤との関係

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

教科書の該当箇所の予習

【テキスト（教科書）】

瀧川・宇佐美・大屋『法哲学』有斐閣、2014 年

【参考書】

参考文献、田中成明『現代法理学講義』など。

【成績評価の方法と基準】

平常点 50 %、報告後のまとめレポート（報告の修正と文章化）50 %

【学生の意見等からの気づき】

なし（前年度開講なしのため）

【学生が準備すべき機器他】

授業支援システムを利用します。

【その他の重要事項】

授業内容の詳細は、参加者の関心に合わせて調整します。自分の関心事項を最初に述べてください。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 法哲学

<研究テーマ> 法概念論、法思想の継受

<主要研究業績> 『近代法思想史入門』共著

【Outline and objectives】

The aim of this lecture is to study and understand the theory of the "concept of law" - what is law? - and the theory of justice.

法制史特殊講義 I

山口 亮介

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

東洋・西洋を問わず様々な法と制度の影響を受けて形成されてきた日本の法を考える上で、その歴史的前提に遡って検討を加えることは、現代法をより深く理解するうえで有益な営為であると考えられます。

コースワーク科目である本科目は、近代日本法的前提を支える裁判権や司法権の特質について、様々な法源や法概念のあり方を中心として学んでいきます。学習にあたっては、指定のテキストを出発点としつつも、西欧法制や明治期以降の日本の法や権利をめぐる諸問題との積極的な比較を行っていく予定です。

【到達目標】

1. 法制史（法史学）の学習を通じて「法」というものが国家や社会において持つ意味とその多様性を認識・理解することができる。
2. 各時代における「法」のあり方やその歴史的展開についての検討を通じ、そこに現代の日本法とどのような接続あるいは断絶が存在するかを学び取り、その知見を現代法諸科目の学習に活かすことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

報告担当者によって準備されたレジュメを基に報告を行っていただき、報告の内容やテキストに対する議論を行っていきます。

またこうした学習を行っていくにあたり、情報検索やプレゼンテーションの方法論についても適宜解説・実践を行っていきます。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	演習の概要や進行等についての解説を行ったうえで、参加者の報告分担の割り振りなどを行います。
第 2 回	明治太政官期法令の概念	テキスト第 1 章前半を基に、明治初年の法令のあり方について総論的な把握を行います。
第 3 回	明治太政官期法令の形式化	テキスト第 1 章後半を基に、太政官の法令の区分や効力等について検討します。
第 4 回	訓令を仰ぐ大審院	テキスト第 2 章前半を基に、大審院の活動一般に対する司法省の影響について検討します。
第 5 回	大審院判決の形成と司法省	テキスト第 2 章後半を基に、判決形成の場面における司法省のコントロールのあり方について検討します。
第 6 回	司法官の近代法適用と訓令	テキスト第 3 章前半を基に、明治 15 年前後の訓令システムについて概観します。
第 7 回	法例をめぐる疑義内容への対応	テキスト第 3 章後半を基に、法例の適用の場面における法改正と実務上の対応のあり方について検討します。
第 8 回	「不応為」条と近代法	テキスト第 4 章前半を基に、明治初年の罪刑法定をめぐる「不応為」条の内容について概観します。
第 9 回	「不応為」条の廃止をめぐる諸問題	テキスト第 4 章後半を基に、「不応為」条の廃止をめぐる政府内の議論を通じて、近代法の適用のあり方について検討を行います。
第 10 回	擬律をめぐる諸問題	テキスト第 5 章前半を基に、明治初年の法適用の手続上の問題について概観します。
第 11 回	刑事法の適用をめぐる旧刑法前後の諸問題	テキスト第 5 章前半を基に、明治 13 年刑法制定前後の適用のあり方の変化をめぐる諸問題について検討します。
第 12 回	判決文の近代化	テキスト第 6 章を基に、裁判制度整備の過程で判決文の形式が前近代の形式とどのように変化したのかについて検討します。
第 13 回	「学識」判事の登場をめぐる状況	テキスト第 7 章を基に、近代法整備と並行して行われた法学教育・法曹養成を通じた司法官の任用のあり方について概観します。
第 14 回	演習全体の総括討論	演習全体を通じ、前近代と近代を通じた日本法あり方について討論を行います。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

【事前学習】

報告担当者は事前にレジュメを作成し、参加人数分出力をして持参してください。各参加者はテキストを熟読し、論点の整理や疑問点をまとめるなどの学習を行ったうえで演習に臨んでください。

【事後学習】

演習中でなされた議論を整理するとともに、担当教員により紹介されたテキスト等を読み進めてください。

【テキスト（教科書）】

岩谷十郎『明治日本の法解釈と法律家』（慶應義塾大学出版会・2012）
このほか、進度に応じて適宜指定します。

【参考書】

浅古弘ほか編『日本法制史』（青林書院・2010年）
水林彪ほか編『法社会史』（山川出版社・2001年）
川口由彦『日本近代法制史[第2版]』（新世社・2014年）
高谷知佳・小石川裕介編著『日本法史から何がみえるか』（有斐閣・2018 年）
出口雄一ほか編『概説 日本法制史』（弘文堂・2018 年）
※このほか、講義中に適宜紹介を行います。

【成績評価の方法と基準】

以下の諸点を総合的に判断し、評価を行います(括弧内は評価の割合)。

1. 演習における議論への参加状況(50%)
2. 演習における報告(50%)

【学生の意見等からの気づき】

本年度新規科目につき、アンケートを実施していません。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

日本法制史、日本法史

<研究テーマ>

近世-近代以降期の法・制度概念形成

<主要研究業績>

以下のサイトを参照してください。

<http://ir.c.chuo-u.ac.jp/researcher/profile/00015208.html>

【Outline and objectives】

Modern Japanese legal system was influenced not be a single western legal system, but of eastern systems such as China. At the same time, the traditional legal culture since the Edo period still remains in modern Japanese system. Based on these issues, this course deals with the formation of modern judicial administration and judicial system in Meiji era.

LAW500A1

法制史特殊講義Ⅱ

山口 亮介

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である本科目は、「法制史特殊講義Ⅰ」に引き続いて、近代日本の法制やそれを支えた権力の特徴について、所有権や法源論などを素材としつつ、特に前近代の法と権利をめぐる諸問題と統治・支配のあり方についての比較に重点を置いて検討を行います。

【到達目標】

1. 法制史（法史学）の学習を通じて「法」というものが国家や社会において持つ意味とその多様性を認識・理解することができる。
2. 各時代における「法」のあり方やその歴史的展開についての検討を通じ、そこに現代の日本法とどのような接続あるいは断絶が存在するかを学び取り、その知見を現代法諸科目の学習に活かすことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

報告担当者によって準備されたレジュメを基に報告を行っていただき、報告の内容やテキストに対する議論を行っていきます。またこうした学習を行っていくにあたり、情報検索やプレゼンテーションの方法論についても適宜解説・実践を行っていきます。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	演習の概要や進行等についての解説を行ったうえで、参加者の報告分担の割り振りなどを行います
第2回	日本人のアイデンティティと歴史認識	テキスト第1章を基に、日本人と日本法の認識のあり方の総論的な把握を行います。
第3回	「イエ」と「家」	テキスト第2章を基に、日本法史上の個人と「イエ」との関係について検討します。
第4回	戦士身分と正統な支配者	テキスト第3章を基に、支配と法にかかわる身分的契機について検討します。
第5回	財産と法	テキスト第4章を基に、財産の保有やその規制のあり方について検討します。
第6回	ゲヴェーレの学説史に関する一試論	テキスト第5章を基に、独における所有権概念の日本法史学上の位置付けについて検討します。
第7回	「知行」論争の学説史的意義	テキスト第6章を基に、日本の所有の前近代的発言形態の一つである知行の概念について検討します。
第8回	「知行」小論	テキスト第7章を基に、前回に引き続いて知行と所有との関係について検討します。
第9回	西欧近代的所有権概念継受の一齣	テキスト第8章を基に、日本における近代所有権概念のあり方について検討します。
第10回	占有訴権と自力救済	テキスト第9章を基に、所有と並んで法史上の一大論点たる占有のあり方について検討します。
第11回	「かむやらひ」と「はらへ」	テキスト第10章を基に、前近代の罪とその制裁の原初形態について検討します。
第12回	外から見た盟神探湯	テキスト第11章を基に、盟神探湯を「法源」としての視点から検討します。
第13回	古代国家の刑事「裁判」素描	テキスト第13章を基に、古代における「裁判」のあり方を、統治上その手続において重視される要素はなにかという視点から検討します。
第14回	演習全体の総括討論	演習全体を通じ、前近代と近代を通じた日本法あり方について討論を行います。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

【事前学習】報告担当者は事前にレジュメを作成し、参加人数分出力をして持参してください。各参加者はテキストを熟読し、論点の整理や疑問点をまとめるなどの学習を行ったうえで演習に臨んでください。

【事後学習】演習中でなされた議論を整理するとともに、担当教員により紹介されたテキスト等を読み進めてください。

【テキスト（教科書）】

石井紫郎『日本人の法生活』（東京大学出版会・2012年）

【参考書】

【参考書】

浅古弘ほか編『日本法制史』（青林書院・2010年）

水林彪ほか編『法社会史』（山川出版社・2001年）

川口由彦『日本近代法制史【第2版】』（新世社・2014年）

高谷知佳・小石川裕介編著『日本法史から何がみえるか』（有斐閣・2018年）

出口雄一ほか編『概説日本法制史』（弘文堂・2018年）

※このほか、講義中に適宜紹介を行います。

【成績評価の方法と基準】

以下の諸点を総合的に判断し、評価を行います（括弧内は評価の割合）。

1. 演習における議論への参加状況（50 %）
2. 演習における報告（50 %）

【学生の意見等からの気づき】

本年度新規科目につき、アンケートを実施していません。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

日本法制史、日本法史

<研究テーマ>

近世・近代以降期の法・制度概念形成

<主要研究業績> 以下のサイトを参照してください。 <http://ir.c.chuo-u.ac.jp/researcher/profile/00015208.html>

【Outline and objectives】

In the field of Japanese legal history, there has long been a strong interest in the relation between the pre-modern Japanese law and the new knowledge of modern conception of law. Based on this issues, this course deals with history of the sources of the law, and possession. It also enhances the development of students' skills to read pre-modern legal information.

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

英国の法と社会の在り方について、歴史的な視点から考察するコースワーク科目である。

【到達目標】

英法史に関する基礎的な文献の講読を通じて、慣習法やコモン・ローの基礎概念を理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

この授業では、英法史に関する基礎的な文献を取り上げ、受講者とともに読み進めていく。予め受講生に担当部分を割り当て、報告（文献の要約、論点の指摘、考察）を行ってもらった後に、全員で討論を行うという形式で行う。報告担当者でない受講者についても、事前準備を必須とする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業の概要説明
第 2 回	Historiography (1)	報告と討論
第 3 回	Historiography (2)	報告と討論
第 4 回	Historiography (3)	報告と討論
第 5 回	Historiography (4)	報告と討論
第 6 回	Historiography (5)	報告と討論
第 7 回	Historiography (6)	報告と討論
第 8 回	Public Law (1)	報告と討論
第 9 回	Public Law (2)	報告と討論
第 10 回	Public Law (3)	報告と討論
第 11 回	Public Law (4)	報告と討論
第 12 回	Public Law (5)	報告と討論
第 13 回	Public Law (6)	報告と討論
第 14 回	Public Law (7)	報告と討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

準備学習、復習。

【テキスト（教科書）】

N. Doe and R. Sandberg (ed.), Law and History, vols. 1-2, Routledge (2017).

【参考書】

J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第 4 版）第 I 部〔総論〕』（関西学院大学出版会、2014 年）。

J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第 4 版）第 II 部〔各論〕』（関西学院大学出版会、2014 年）。

小山貞夫『英米法律語辞典』（研究社）。

【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %（事前準備学習、授業への積極的参加などを総合的に判断する）。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞西洋法制史

＜研究テーマ＞英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

＜主要研究業績＞

・「Christopher St. German のエクイティ論—「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108 巻 1 号（2010 年）。

・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史—民法 716 条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009 年）。

・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察— Capell v. Scott (1493-4) を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004 年）。

・「15 世紀後半から 16 世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割—エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的研究」『九大法学』89 号（2004 年）。

【Outline and objectives】

This course is intended to enhance students' ability to understand, analyze, and discuss the legal history issues.

LAW500A1

法制史特殊講義Ⅳ

高 友希子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

英国の法と社会の在り方について、歴史的観点から考察するコースワーク科目である。

【到達目標】

英法史に関する基礎的な文献の講読を通じて、慣習法やコモン・ローの基礎概念を理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

この授業では、英法史に関する基礎的な文献を取り上げ、受講者とともに読み進めていく。予め受講生に担当部分を割り当て、報告（文献の要約、論点の指摘、考察）を行ってもらった後に、全員で討論を行うという形式で行う。報告担当者でない受講者についても、事前準備を必須とする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	Land Law (1)	報告と討論
第2回	Land Law (2)	報告と討論
第3回	Land Law (3)	報告と討論
第4回	Land Law (4)	報告と討論
第5回	Land Law (5)	報告と討論
第6回	Land Law (6)	報告と討論
第7回	Land Law (7)	報告と討論
第8回	Law of Obligations (1)	報告と討論
第9回	Law of Obligations (2)	報告と討論
第10回	Law of Obligations (3)	報告と討論
第11回	Law of Obligations (4)	報告と討論
第12回	Law of Obligations (5)	報告と討論
第13回	Law of Obligations (6)	報告と討論
第14回	Law of Obligations (7)	報告と討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

準備学習。復習。

【テキスト（教科書）】

N. Doe and R. Sandberg, Law and History, vols. 3-4, Routledge (2017).

【参考書】

J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第4版）第Ⅰ部〔総論〕』（関西学院大学出版会、2014年）。

J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第4版）第Ⅱ部〔各論〕』（関西学院大学出版会、2014年）。

小山貞夫『英米法律語辞典』（研究社）。

【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %（事前準備学習、授業への積極的参加などを総合的に判断する）。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞西洋法制史

＜研究テーマ＞英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

＜主要研究業績＞

・「Christopher St. German のエクイティ論—「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108 巻 1 号（2010 年）。

・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史—民法 716 条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009 年）。

・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察— Capell v. Scott (1493-4) を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004 年）。

・「15 世紀後半から 16 世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割—エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的研究」『九大法学』89 号（2004 年）。

【Outline and objectives】

This course is intended to enhance students' ability to understand, analyze, and discuss the legal history issues.

LAW500A1

比較法特殊講義 I

卒 憲魁

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、公法を中心として中国法の基本知識を紹介し、現代中国の法と社会の特徴を解説するコースワーク科目である。

【到達目標】

到達目標は、中国の社会について法の側面から理解を深め、中国の政治、行政、裁判、文化などについての基礎的な知識を身につけることである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

レジュメ・資料を配布する予定。質問応答と議論も交えながら、授業を進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	基本的人権	人権の観念, 社会事情
第 2 回	憲法の解釈と適用	憲法解釈権、憲法と裁判
第 3 回	統治システム	国家構造、地方制度
第 4 回	全人代と國務院の関係	全人代、常務委員会、國務院
第 5 回	裁判制度	裁判所の構成、司法改革
第 6 回	監察制度	監察委員会の権限行使
第 7 回	法治行政	行政法の法源、行政立法
第 8 回	行政法の整備	行政に対する統制の働き
第 9 回	行政救済システム	行政不服審査、行政訴訟
第 10 回	都市化と法	不動産バブル、都市生活
第 11 回	教育と法	義務教育、大学教育、大学院、法曹養成
第 12 回	インターネットと法	個人による生放送、電子商取引
第 13 回	携帯電話と法	QQ、微信、支付宝
第 14 回	旅行と法	ホテル、各交通手段の利用上のルール

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

特になし

【テキスト（教科書）】

指定なし

【参考書】

『現代中国法入門第 7 版』（高見澤磨・鈴木賢・宇田川幸則 有斐閣、2016 年）
『入門中国法』（田中信行編 弘文堂、2013 年）

【成績評価の方法と基準】

レポート（1 回）50 % 及び平常点 50 % により行う。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【学生が準備すべき機器他】

なし

【その他の重要事項】

なし

【Outline and objectives】

This lecture introduces basic knowledge of Chinese law focusing on public law, and explains the law and society of modern China.

LAW500A1

比較法特殊講義Ⅱ

劉 士国

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、私法を中心として中国法の基本知識を紹介し、現代中国の法と社会の特徴を解説するコースワーク科目である。

【到達目標】

到達目標は、中国の社会について法の側面から理解を深め、中国の市民社会と法についての基礎的な知識を身につけることである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

現代中国法の入門講義であるが、できるだけ、社会事情や判例・事例も適宜に紹介し、質問応答と議論も交えながら、授業を進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	民法の歴史	市民社会の発展、民法典編纂の意義
第 2 回	民法典の体系	学説の対立、立法状況
第 3 回	物権法	土地制度、不動産開発
第 4 回	農地法	「三権分立」への農地改革
第 5 回	データ財産と法	インターネット社会の発展、データ財産の保護
第 6 回	不法行為法	権利侵害責任法の特徴、不法行為責任
第 7 回	不法行為法の諸問題	事例、判例
第 8 回	人格権法	民法典人格権編をめぐる論争
第 9 回	人格権の諸問題	事例、判例
第 10 回	医事法	医療の基本制度
第 11 回	医事法の諸問題	事例、判例
第 12 回	環境法	公害の法的対策
第 13 回	環境法の諸問題	事例、判例
第 14 回	自動運転と法	自動運転の法問題と制度設計

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

特になし

【テキスト（教科書）】

指定なし

【参考書】

『現代中国法入門第 7 版』（高見澤磨・鈴木賢・宇田川幸則 有斐閣、2016 年）

【成績評価の方法と基準】

レポート（1 回）50 % 及び平常点 50 % により行う。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【学生が準備すべき機器他】

なし

【その他の重要事項】

なし

【Outline and objectives】

This lecture introduces basic knowledge of Chinese law focusing on private law, and explains the law and society of modern China.

LAW500A1

英米法特殊講義 I

小山田 朋子

【Outline and objectives】

In this course, students will learn some aspects of modern American law, and compare them with Japanese law.

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

英米法に関する基礎的な文献の講読およびディスカッションを通じて、英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けるとともに、英米法の資料の調べ方も身に付ける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

英米法に関する基礎的な文献を取り上げ、受講生と共に読み進めていく。受講生に担当を割り当て、報告を行ってもらった後、全員で討論を行うという形式で進める。

なお、受講生の研究テーマとの関連により、以下の授業計画における各回のテーマは変更される可能性がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	導入と次回以降の計画
第 2 回	英米法の調べ方	テーマについての講義と討論
第 3 回	連邦制	テーマについての講義と討論
第 4 回	判例法主義	テーマについての講義と討論
第 5 回	違憲立法審査制	テーマについての講義と討論
第 6 回	陪審制（選任）	テーマについての講義と討論
第 7 回	陪審制（評議）	テーマについての講義と討論
第 8 回	アメリカ契約法（契約の成立と効果）	テーマについての講義と討論
第 9 回	アメリカ契約法（約因法理と契約を破る自由）	テーマについての講義と討論
第 10 回	アメリカ信託法（信託の成立と効果）	テーマについての講義と討論
第 11 回	アメリカ信託法（受託者の責任；注意義務と忠実義務）	テーマについての講義と討論
第 12 回	アメリカ憲法史（建国と憲法制定）	テーマについての講義と討論
第 13 回	アメリカ憲法史（違憲立法審査制の確立）	テーマについての講義と討論
第 14 回	まとめ（疑問点や論点について）	テーマについての講義と討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の資料の該当箇所を読み、疑問点を整理しておく。

【テキスト（教科書）】

教科書は使用しない。

授業で使用する資料は、そのつどプリントして配布する。

英文資料を読むために『英米法辞典』と信用できる英和辞典を用意すること。

【参考書】

田中英夫『英米法総論 上下』（東大出版会）

樋口範雄『はじめてのアメリカ法』（有斐閣）

判例集：別冊ジュリスト『英米判例百選』および『アメリカ法判例百選』（いずれも有斐閣）

その他の資料は適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（授業への積極的な貢献度）、研究計画、その達成度を評価基準とする。

平常点 50 %、研究課題の到達度（レポートにより評価） 50 % とする。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 英米法、医事法

<研究テーマ> 現代アメリカ法、医事法

<主要研究業績>

『医学と利益相反』（弘文堂 2007）

「医師付随情報の開示とインフォームド・コンセント—一九〇年代アメリカにおける判例の展開」国家学会雑誌 118 巻 1, 2 号

LAW500A1

英米法特殊講義Ⅱ

小山田 朋子

「医師付随情報の開示とインフォームド・コンセント—一九〇年代アメリカにおける判例の展開」国家学会雑誌 118 巻 1, 2 号

【Outline and objectives】

In this course, students will learn some aspects of modern American law, and compare them with Japanese law.

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

英米法に関する基礎的な文献の講読およびディスカッションを通じて、英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けるとともに、英米法の資料の調べ方も身に付けるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

英米法に関する基礎的な文献を取り上げ、受講生と共に読み進めていく。受講生に担当を割り当て、報告を行ってもらった後、全員で討論を行うという形式で進める。

なお、受講生の研究テーマとの関連により、以下の授業計画における各回のテーマは変更される可能性がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	導入と次回以降の計画
第 2 回	アメリカ憲法史（奴隷制と南北戦争）	テーマについての講義と討論
第 3 回	アメリカ憲法史（ロックナ時代とニューディール政策）	テーマについての講義と討論
第 4 回	表現の自由	テーマについての講義と討論
第 5 回	信教の自由	テーマについての講義と討論
第 6 回	実体的デュープロセス（ロックナ判決と第 14 修正）	テーマについての講義と討論
第 7 回	実体的デュープロセス（中絶の権利と同性婚）	テーマについての講義と討論
第 8 回	人種等と平等の問題（奴隷制と南北戦争後の憲法修正）	テーマについての講義と討論
第 9 回	人種等と平等の問題（アファーマティブ・アクションの初期の判例）	テーマについての講義と討論
第 10 回	人種等と平等の問題（アファーマティブ・アクションの現状）	テーマについての講義と討論
第 11 回	人種等と平等の問題（性差と平等）	テーマについての講義と討論
第 12 回	懲罰的損害賠償	テーマについての講義と討論
第 13 回	製造物責任	テーマについての講義と討論
第 14 回	まとめ	疑問点や論点について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の資料の該当箇所を読み、疑問点を整理しておく。

【テキスト（教科書）】

教科書は使用しない。

授業で使用する資料は、そのつどプリントして配布する。

英文資料を読むために『英米法辞典』と信用できる英和辞典を用意すること。

【参考書】

田中英夫『英米法総論 上下』（東大出版会）

樋口範雄『はじめてのアメリカ法』（有斐閣）

判例集：別冊ジュリスト『英米判例百選』および『アメリカ法判例百選』（いずれも有斐閣）

その他の資料は適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（授業への積極的な貢献度）、研究計画、その達成度を評価基準とする。

平常点 50 %、研究課題の到達度（レポートにより評価）50 %とする。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 英米法、医事法

<研究テーマ> 現代アメリカ法、医事法

<主要研究業績>

『医学と利益相反』（弘文堂 2007）

憲法特殊講義 I

建石 真公子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である憲法特殊講義では、違憲審査制について、憲法保障としての側面、人権保障としての側面を学説及び判例から理解する。さらに人権保障の側面で、裁判所における人権条約の適用の提起する課題について、立憲主義と司法の国際化との関係で考察する。また比較法の観点から、諸外国の違憲審査制及びヨーロッパ人権裁判所についても学ぶ。

講義の目的は、憲法学に関する現代理論を理解し、自ら解決への道筋を発見することである。

【到達目標】

現代の憲法学に提起されている課題、及び日本国憲法に提起されている課題－憲法改正、平和主義、議会制民主主義の膠着、差別などーに関して憲法理論上の問題を理解し、解決について自ら考える能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

予め提示した資料（文獻、判例、映画等）について、各自が事前に予習をし、授業では担当者がレジュメを作成し、内翼及び課題について報告する。

提示された課題について、参加者でディスカッションする。

次回授業までに、授業内容に関するアクションペーパーを作成し、提出する。

なお、人権保障と違憲訴訟について具体的な課題について検討するために、参加者の希望により人権課題を定め、人権侵害の状況、対応を調べ、最終的には憲法訴訟を担当する弁護士事務所を教員と共に訪問するなどのフィールドワークを実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	授業概要を紹介し、幾つかの文献を提示。参加者の関心等をディスカッションしたうえで、次回以降の資料を決定する。
第 2 回	違憲審査制の歴史について、基本的な文献を検討。	違憲審査制はなぜ登場したのかを、文献を読み考察。
第 3 回	違憲審査制の制度について、ドイツに関して検討。	文献からドイツの違憲審査制の制度、特徴を学ぶ。
第 4 回	違憲審査制の制度について、ドイツの検討を継続	文献及び判例から、ドイツの憲法裁判所の制度と解釈方法について考察する
第 5 回	違憲審査制について、フランスに関して制度と歴史を学ぶ	文献及び判例から、フランスの違憲審査制の特徴を学ぶ
第 6 回	違憲審査制について、フランスに関して最近の重要な変化について学ぶ	文献及び判例から、フランスの制度の変更の意義について考察
第 7 回	違憲審査制について、アメリカの制度に付いて学ぶ。	学説及び判例から、アメリカの司法審査制の特徴を理解する。
第 8 回	違憲審査制について、アメリカの制度及び判例について学ぶ。	判例集から代表的な判例を取り上げ、アメリカの司法審査の審査方法について考察する。
第 9 回	同性婚の合憲性に関する違憲審査に関するアメリカ連邦最高裁判所、フランス憲法院、ドイツ憲法裁判所の判決の比較	同性婚法の違憲審査の米、仏、独の比較から、人権解釈の相違を考察する。
第 10 回	同性婚法に関する違憲審査性比較の継続	判決をもとに、議論を深める
第 11 回	ヨーロッパに歴史を背景としたヨーロッパ人権裁判所の創設の意義を学ぶ	文献及び判例集をもとに、ヨーロッパ人権裁判所の歴史及び制度を考察
第 12 回	ヨーロッパ人権裁判所の制度及び判例について理解する	国家主権と維持、およびヨーロッパ人権裁判所判決の履行との関係を考察する
第 13 回	違憲審査制と国民主権の関係について考察	これまでの議論から、立憲主義における司法権と立法権のあり方について考察する
第 14 回	春学期の総括	違憲審査制の提起する課題、及び検討の方法について参加者でディスカッション。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

資料や判例を読んで復習、及び予習をする。

【テキスト（教科書）】

適宜紹介する。

【参考書】

適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

議論への参加： 50 %。

リアクションペーパーの提出： 50 %。

【学生の意見等からの気づき】

今年度からの担当なので、まだないです。

【学生が準備すべき機器他】

特にありません。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法学、国際人権法学

<研究テーマ>

人権の裁判的保障

生命倫理と人権

<主要研究業績>建石真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017 年 12 月、101-124 頁。総頁 801 頁。

「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80 号。フランスの人権保障における合憲性と条約適合性―辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017 年 3 月。

【Outline and objectives】

We examine the theory and the jurisprudence about Judicial Review from the viewpoint of the guarantee of the Constitution and the protection of Human rights. Furthermore, in terms of human rights protection, the issues posed by the application of the Convention on Human Rights in the Courts will be discussed in relation to the globalization of constitutionalism and justice.

We also consider the jurisprudence of the European Human Rights Court and also that of foreign countries.

The purpose of the lecture is to understand the question in the modern constitutional theory, and discover the path to solution itself.

LAW500A1

憲法特殊講義 II**建石 真公子****【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

コースワーク科目である憲法特殊講義 II では、人権の裁判的保障の具体例として、生命倫理に関わる人権問題について考察する。

授業の目的は、生命や身体、セクシュアリティに関する人権は、まだ判例でも解釈でも確立していない分野であるが、比較法などを検討しつつ、人権論としてどのように考察できるのかを検討することを目的とする。

【到達目標】

生命倫理に関する人権課題について、どのような人権問題かを理解し、比較法の検討を通じて、人権保護に資する理論を提示することである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

文献や判例、映画、また弁護士等のインタビューを通じて、課題に関する理解を深める。

担当者による文献等の報告をもとに、参加者でディスカッションをし、多様な考え方を知る。そのうえで、自分の考えをリアクションペーパーにまとめて次の講義で提出。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	課題や参加者の問題関心を共有のうえ、文献等を決定する。
第 2 回	生命倫理に関わる憲法上の権利の検討	ハンセン病判決を素材に憲法 13 条『個人の尊重』の解釈
第 3 回	憲法 13 条と個人の尊重	ハンセン病判決に関する判例評釈の検討
第 4 回	憲法 13 条と人格権	人格権に関する判決、学説の検討－肖像権－
第 5 回	憲法 13 条と人格権（2）	人格権に関する判決、学説の検討－氏名権、夫婦別姓－
第 6 回	ヨーロッパ人権裁判所における人格権	人格権に関する判決、学説の検討（ヨーロッパ人権裁判所）－自己の性別を決定する権利
第 7 回	ヨーロッパ人権裁判所における人格権（2）	人格権に関する判決、学説の検討－性的指向－
第 8 回	ヨーロッパ人権裁判所における人格権（3）	ブライヴァシーの権利－生殖補助医療へのアクセス
第 9 回	他者の権利と人格権（1）	凍結受精卵による出生に関する最高裁判所判決
第 10 回	他者の権利と人格権（2）	代理懐胎による子の出生と親子関係に関する最高裁判所判決
第 11 回	尊厳と人格権	受精卵の研究利用への提供の禁止に関するヨーロッパ人権裁判所判決
第 12 回	中絶の自由	中絶合法化に関するフランス憲法院違憲審査
第 13 回	人格権としての中絶	イタリア及びスペインにおける中絶法の違憲審査
第 14 回	秋学期の総括	参加者によるディスカッション

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

文献及び判例等の予習、復習

【テキスト（教科書）】

適宜配布、紹介

【参考書】

適宜配布、紹介

【成績評価の方法と基準】

議論への参加： 50 %

リアクションペーパーの提出： 50 %

【学生の意見等からの気づき】

今回が初めてなので、まだありません。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法学、国際人権法学

<研究テーマ>

人権の裁判的保障

国際人権保障

生命倫理に関わる人権保障

<主要研究業績>

・建石真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017 年 12 月、101-124 頁。総頁 801 頁。

・建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80 号。

・建石真公子「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性」辻村みよ子編

『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017 年 3 月。

【Outline and objectives】

In the Constitutional Special Lecture II, as a concrete example of judicial guarantee of human rights, consider human rights issues related to bioethics.

The purpose of the lecture is to consider the rights on life and body integrity, sexuality which have not yet been established.

憲法特殊講義Ⅲ

金子 匡良

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である本講義では、憲法に関する代表的なテーマをいくつか設定し、そのテーマに関する学説・判例等を精読することによって、憲法について知識や理解を学部レベルのものから、より深めることを目的とする。

【到達目標】

- ①憲法判例を精緻に分析し、そこで示された判断枠組みや判断基準等を析出するとともに、その判例の今日的意義や課題等を見出す。
- ②憲法学説を精緻に読解し、学説間の異同及び判例との相違等を分析するとともに、それぞれの学説の今日的意義や課題等を見出す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

毎回、1～2名の報告者を決め、報告者による報告の後、質疑応答や討議を行う。なお、参加者には毎回、必ず1回は発言を求める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	演習の目的や進め方等を説明した上で、報告テーマや報告者を決める。
第2回	外国人の権利主体性について①－判例	外国人の権利主体性に関する判例を読む。
第3回	外国人の権利主体性について②－学説	外国人の権利主体性に関する学説を読む。
第4回	人権の私人間効力について①－判例	人権の私人間効力に関する判例を読む。
第5回	人権の私人間効力について②－学説	人権の私人間効力に関する学説を読む。
第6回	プライバシー権について①－判例	プライバシー権に関する判例を読む。
第7回	プライバシー権について②－学説	プライバシー権に関する学説を読む。
第8回	法の下の平等について①－判例	法の下の平等に関する判例を読む。
第9回	法の下の平等について②－学説	法の下の平等に関する学説を読む。
第10回	思想・良心の自由について①－判例	思想・良心の自由に関する判例を読む。
第11回	思想・良心の自由について②－学説	思想・良心の自由に関する学説を読む。
第12回	表現の自由について①－判例	表現の自由に関する判例を読む。
第13回	表現の自由について②－学説	表現の自由に関する学説を読む。
第14回	まとめ	追加報告の上で全体のまとめを行う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告者は十分に報告の準備を行うとともに、他の参加者も指定されたテキスト・判例等を読んで予習を行い、問題点や疑問点等を明らかにしておく。報告者は、授業の際に出された質問や疑問点等を整理して、追加報告を準備するとともに、他の参加者も、自分の抱いた問題点が解明されたかどうかを振り返る。

【テキスト（教科書）】

講義のテーマや進捗状況に応じて指示する。

【参考書】

辻村みよ子（編著）『ニューアングル憲法』（法律文化社、2012年）
小山剛ほか（編）『論点探究憲法〔第2版〕』（弘文堂、2013年）
など

【成績評価の方法と基準】

報告の内容及び毎回の授業での発言内容等によって評価する（平常点100％）。

【学生の意見等からの気づき】

受講者の興味・関心に合わせたテーマを取り上げるようにしていきたい。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞

憲法、人権法、人権政策

＜研究テーマ＞

自治体の人権救済制度、国内人権機関、企業による人権CSR及びそれを促進するための政府のCSR政策

＜主要研究業績＞

「障害者差別禁止条例の意義と可能性」神奈川大学法学部50周年記念論文集（2016年）

「CSRの政策の憲法論」法学志林111巻1号（2013年）

【Outline and objectives】

This lecture aims to deepen knowledge and understanding about the Japanese Constitution by setting some representative themes on the Constitution and carefully reading the theories and cases concerning that subject.

LAW500A1

憲法特殊講義Ⅳ

金子 匡良

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である本講義では、春学期の「憲法特殊講義Ⅲ」に引き続いて、憲法に関する代表的なテーマをいくつか設定し、そのテーマに関する学説・判例等を精読することによって、憲法について知識や理解を学部レベルのものから、より深めることを目的とする。

【到達目標】

- ①憲法判例を精緻に分析し、そこで示された判断枠組みや判断基準等を析出するとともに、その判例の今日的意義や課題等を見出す。
- ②憲法学説を精緻に読解し、学説間の異同及び判例との相違等を分析するとともに、それぞれの学説の今日的意義や課題等を見出す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

毎回、1～2名の報告者を決め、報告者による報告の後、質疑応答や討議を行う。なお、参加者には毎回、必ず1回は発言を求める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	演習の目的や進め方等を説明した上で、報告テーマや報告者を決める。
第2回	信教の自由について①－判例	信教の自由に関する判例を読む。
第3回	信教の自由について②－学説	信教の自由に関する学説を読む。
第4回	政教分離について①－判例	政教分離に関する判例を読む。
第5回	政教分離について②－学説	政教分離に関する学説を読む。
第6回	生存権について①－判例	生存権に関する判例を読む。
第7回	生存権について②－学説	生存権に関する学説を読む。
第8回	財産権について①－判例	財産権に関する判例を読む。
第9回	財産権について②－学説	財産権に関する学説を読む。
第10回	裁判を受ける権利について①－判例	裁判を受ける権利に関する判例を読む。
第11回	裁判を受ける権利について②－学説	裁判を受ける権利に関する学説を読む。
第12回	法の適正手続の保障について①－判例	法の適正手続の保障に関する判例を読む。
第13回	法の適正手続の保障について②－学説	法の適正手続の保障に関する学説を読む。
第14回	まとめ	追加報告の上で全体のまとめを行う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告者は十分に報告の準備を行うとともに、他の参加者も指定されたテキスト・判例等を読んで予習を行い、問題点や疑問点等を明らかにしておく。報告者は、授業の際に出された質問や疑問点等を整理して、追加報告を準備するとともに、他の参加者も、自分の抱いた問題点が解明されたかどうかを振り返る。

【テキスト（教科書）】

講義のテーマや進捗状況に応じて指示する。

【参考書】

辻村みよ子（編著）『ニューアングル憲法』（法律文化社、2012年）
 小山剛ほか（編）『論点探究憲法〔第2版〕』（弘文堂、2013年）
 など

【成績評価の方法と基準】

報告の内容及び毎回の授業での発言内容等によって評価する（平常点100％）。

【学生の意見等からの気づき】

受講者の興味・関心に合わせたテーマを取り上げたい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、人権法、人権政策

<研究テーマ>

自治体の人権救済制度、国内人権機関、企業による人権CSR及びそれを促進するための政府のCSR政策

<主要研究業績>

「障害者差別禁止条例の意義と可能性」神奈川大学法学部50周年記念論文集（2016年）

「CSRの政策の憲法論」法学志林111巻1号（2013年）

【Outline and objectives】

Following the spring semester, this lecture is to establish some representative themes related to the Japanese Constitution and deepen knowledge and understanding about it by carefully reading the theories and cases concerning those subjects.

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

保育法制にかかわる法的諸問題を学ぶことを目的とするコースワーク科目である。乳幼児期の子どもの権利、および、保育所制度の法的しくみを学ぶ。乳幼児期の子どもの教育・保育制度は、従来、学校教育法と児童福祉法の二元的制度の下にあったが、2012年に、子ども・子育て支援関連3法が成立し、保育所、幼稚園の利用手続きについての新たな仕組みが導入され、権利関係に大きな変容がもたらされている。受講生は、近年の改正について理解し、乳幼児の権利の観点からこの改正を批判的に論じる力を身に付けることが期待される。

【到達目標】

- ①保育法制の基本的な法理論をより深く理解する。
- ②保育法制に関する文献（教科書）を読み込む力を身につける。
- ③保育法制が抱える現代的な課題を把握する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、毎回担当者を決めて、指定された文献または判例について、担当者が疑問点や問題点を指摘し、それについて、受講者全員で議論する形で進める。受講者全員が指定された文献・判例の該当部分を事前学習として読んでいることを前提とする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	保育の権利とは
第2回	乳幼児期の子どもの権利	国際法および国内法上の乳幼児期の子どもの権利
第3回	保育所利用のしくみ (1)	子ども・子育て支援関連三法の概要 1
第4回	保育所利用のしくみ (2)	子ども・子育て支援関連三法の概要 2
第5回	保育所利用のしくみ (3)	子ども・子育て支援関連三法の概要 3
第6回	保育所入所をめぐる裁判 (1)	希望しない保育所への入所の同意
第7回	保育所入所をめぐる裁判 (2)	障害児の保育所入所拒否
第8回	保育所入所をめぐる裁判 (3)	保育所不足による入所申込不承諾事件
第9回	保育所利用をめぐる裁判 (4)	育児休業取得を理由とした保育所からの退所処分
第10回	公立保育所の廃止（民営化）	市立保育所廃止処分の取消請求事件
第11回	保育所における事故 (1)	自由保育時の事故
第12回	保育所における事故 (2)	うつぶせ寝による事故
第13回	保育所における事故 (3)	災害時における乳幼児施設の責任
第14回	保育の財政問題	保育料、無償化

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者がその準備を行うほか、報告者以外の者も、各回の授業で取り上げる箇所を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。

【テキスト（教科書）】

田村和之・古畑淳・倉田賀世・小泉広子『保育判例ハンドブック』（信山社）

【参考書】

田村和之他『待機児童ゼロー保育利用の権利―』（信山社）
この他授業で適時指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100点）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞教育法／行政法
＜研究テーマ＞子どもの権利
＜主要研究業績＞『保育判例ハンドブック』信山社

【Outline and objectives】

Students will learn and discuss early childhood care and education law in terms of children's rights in this class.

LAW500A1

行政法特殊講義Ⅱ

高橋 滋

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること（判例研究）と、②行政法学の基本的な文献を分析・読解する手法を身に付ける（文献読解）を課題とするコースワーク科目である。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。

なお、本科目は、公法特殊研究Ⅱとの合併科目である。受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論を学部レベルより深く理解し、修士論文の作成に生かせる能力を涵養する。
- ②行政判例や行政法に関する文献を読み、問題点などを分析し、修士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

一般的な演習形式による。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	打合せ
第2回	判例研究（最新最高裁判例研究）①	判例収集・判例選定
第3回	判例研究（最新最高裁判例研究）②	判例文・評釈の読解・論点抽出
第4回	判例研究（最新最高裁判例研究）③	代表的な評釈の精読
第5回	判例研究（最新最高裁判例研究）④	代表的な評釈の追加的読解
第6回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑤	判例の精査
第7回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑥	判例の追加的な精査
第8回	文献読解（最新行政法文献読解）①	文献収集
第9回	文献読解（最新行政法文献読解）②	文献の第一次選定
第10回	文献読解（最新行政法文献読解）③	文献の第二次選定
第11回	文献読解（最新行政法文献読解）④	文献精読（その1）- 論文の構造・展開の把握
第12回	文献読解（最新行政法文献読解）⑤	文献精読（その2）- 論文の細部の精査（前半）
第13回	文献読解（最新行政法文献読解）⑥	文献読解（その3）- 論文の細部の精査（後半）
第14回	文献読解（最新行政法文献読解）⑦	文献比較精読

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者は十分に事前の準備を行う。報告者以外の受講者も、判例・文献を準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を事前に精読する。

【テキスト（教科書）】

高橋滋『行政法』（弘文堂、2016年）

【参考書】

宇賀克也『行政法学説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）
塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）
芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）
原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）
藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

【成績評価の方法と基準】

平常点（100％）

【学生の意見等からの気づき】

論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞行政法、環境法、地方自治法

＜研究テーマ＞

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法

＜主要研究業績＞

〈単著〉

- 1.『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂、1990年）
- 2.『行政手続法』（ぎょうせい、1996年）
- 3.『先端技術の行政法理』（岩波書店、1998年）

4.『行政法』（弘文堂、2016年）

その他、『条解行政訴訟法（第4版）』（弘文堂）、『条解行政情報関連三法』（弘文堂）、『条解行政不服審査法』（弘文堂）、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』（商事法務）等、共著・編著書、29点（改訂版を含む）。

【Outline and objectives】

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of administrative law and some cases of administrative law and report famous cases at the Supreme Court.

LAW500A1

国際法特殊講義 I

岩月 直樹

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の基本事項に関する発展的な問題を扱った英語文献の検討を通じて、国際法を研究する上での基本的な理論と概念についての理解を深めるコースワーク科目である。

【到達目標】

1. 英文で説明されている内容を、日本語で正確に説明できる力を身につける。
2. 取り上げられているテーマについて、どのような問題意識に基づいて取り上げられており、何が重要な事項として示されているのかを把握し、それを簡潔にまとめて示すことができる文章力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は演習形式で実施する。各回、対象文献について参加者は日本語での要約とコメントを記載したレジュメを事前に用意し、その説明と質疑応答を通じて授業を進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	授業の進め方、基本文献、参考文献についての説明。
第 2 回	慣習国際法	法源論をめぐる理論的・実践的動きを検討する。
第 3 回	条約の解釈	発展的解釈をめぐる議論を検討する。
第 4 回	条約制度	国際規律を実現する手段としての条約について検討する。
第 5 回	国家管轄権	管轄権の域外適用をめぐる問題について検討する。
第 6 回	海洋法 1	追跡権をめぐる現代の問題について検討する。
第 7 回	海洋法 2	公海漁業規制をめぐる現代の問題について検討する。
第 8 回	国際責任	国際社会の共通利益の国家責任法を通じた保護について検討する。
第 9 回	国際経済	国際経済法をめぐる動向について検討する。
第 10 回	国際環境保護	国際環境保護に見られる法制度の特徴について検討する。
第 11 回	国際裁判	仮保全措置手続の適用のあり方をめぐる動向について検討する。
第 12 回	武力行使規制	自衛権をめぐる近年の議論の状況について検討する。
第 13 回	安全保障	サイバー空間に関わる安全保障について検討する。
第 14 回	国際刑事法	国際刑事裁判所を通じた国際人道法の実現のあり方について検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

1. 各回毎に事前に指定される教科書の検討対象範囲について、対応するテーマを扱った日本語の教科書の該当部分と比較しつつ検討し、特徴的な記述を中心に要約をまとめる。
2. 要約をふまえ、特に議論で取り上げたい事項、論点についての自らの疑問点、意見をまとめる。

【テキスト（教科書）】

James Crawford, Brownlie's Principles of Public International Law (8th ed., 2012).

* 授業で検討する対象文献については、適宜指示する。

【参考書】

酒井啓亘（他）『国際法』（有斐閣・2011 年）
杉原高嶺『国際法学講義 第 2 版』（有斐閣・2013 年）

【成績評価の方法と基準】

事前レジュメの提出 (30%)、要約及び見解の授業内でのプレゼンテーション (30%)、授業内での建設的な疑問及び批判の提示 (30%)、議論への積極的参加 (10%)

【学生の意見等からの気づき】

本年度新規担当につきアンケートを実施していません。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

国際公法

<研究テーマ>

平和的紛争処理、対抗措置、国際安全保障

<主要研究業績>

- ・「国際法委員会による国際立法と法政策——国家責任条文による対抗措置に対する法的規制の試みを例に——」法律時報第 89 巻 10 号 (2017 年) 33-39 頁。
- ・「現代国際法上の対抗措置制度における均衡性原則 ——国際紛争処理過程における対抗措置の必要性に照らしたその多面的把握の試み——」立教法学第 78 号 (2010 年) 206-299 頁。
- ・「現代国際法における対抗措置の法的性質 ——国際紛争処理の法構造に照らした対抗措置の正当性根拠と制度的機能に関する一考察——」国際法外交雑誌第 107 巻第 2 号 (2008 年) 72-105 頁。

【Outline and objectives】

Through the in-depth reading of important English academic materials, students will nurture their understanding of fundamental principles and concepts of contemporary international law and also catch up the most advanced trends in international legal academics.

LAW500A1

国際法特殊講義Ⅱ

岩月 直樹

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際司法裁判所の判決・意見・決定を英語原文で精読し、国際判例の研究方法を身につけるコースワーク科目である。

【到達目標】

1. 国際司法裁判所の判決を、個別の紛争処理との関係から分析できるようにする。
2. 国際司法裁判所の判決を、他の紛争あるいは国際法一般の理解に与える先例的意義の有無という観点から分析できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は演習形式で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	授業の進め方について説明する。
第2回	北海大陸棚事件判決	慣習国際法の帰納的な認定方法について検討する。
第3回	逮捕状事件判決	慣習国際法の演繹的な認定方法について検討する。
第4回	コソボ独立宣言事件勧告的意見	勧告的意見要請の政治性と国際司法裁判所による法的対応について検討する。
第5回	ベドラ・ブランカ事件判決	領域権原に関する判断における歴史事実の評価方法について検討する。
第6回	国連損害賠償請求事件勧告的意見	国際組織の権利能力の認定方法について検討する。
第7回	在テヘラン米国大使館員等人質事件判決	私人の行為の国家への帰属について検討する。
第8回	ジェノサイド条約適用事件判決	武装集団の行為の国家への帰属について検討する。
第9回	ガブチコヴォ＝ナジマロシュ事件判決	義務の不履行に対する抗弁の認定について検討する。
第10回	パルプ工場事件	環境保護に関する権利義務の認定の特徴について検討する。
第11回	南極海捕鯨事件判決	条約に基づく国の権限行使とその法的規制に関する認定のあり方について検討する。
第12回	ベルギー対セネガル拷問禁止条約事件判決	個別的損害を被っていない国の原告適格について検討する。
第13回	コンゴ対ウガンダ武力活動事件判決	民間武装勢力による活動に対する自衛権の適用可能性について検討する。
第14回	パレスチナ壁事件勧告的意見	紛争地域における国際人権法と国際人道法の適用について検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の検討対象となる判決・意見・決定について、事実関係、争点、争点に対する多数意見の要旨、多数意見と少数意見の対立点についてまとめたレジュメを作成し、事前に提出する。

【テキスト（教科書）】

特定の教科書は使用しない。

【参考書】

授業内で、適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

事前レジュメの提出 (30%)、要約及び見解の授業内でのプレゼンテーション (30%)、授業内での建設的な疑問及び批判の提示 (30%)、議論への積極的参加 (10%)

【学生の意見等からの気づき】

本年度から授業を担当するため、フィードバックできません。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

国際公法

<研究テーマ>

平和的紛争処理、対抗措置、国際安全保障

<主要研究業績>

・「国際法委員会による国際立法と法政策——国家責任条文による対抗措置に対する法的規制の試みを例に——」法律時報第 89 巻 10 号（2017 年）33-39 頁。

・「現代国際法上の対抗措置制度における均衡性原則——国際紛争処理過程における対抗措置の必要性に照らしたその多元的把握の試み——」立教法学第 78 号（2010 年）206-299 頁。
・「現代国際法における対抗措置の法的性質——国際紛争処理の法構造に照らした対抗措置の正当性根拠と制度的機能に関する一考察——」国際法外交雑誌第 107 巻第 2 号（2008 年）72-105 頁。

【Outline and objectives】

Through in-depth reading of decisions, advisory opinions and other decisions by the International Court of Justice, students will get analytical ability to understand international judicial decisions.

LAW500A1

民法特殊講義 I

宮本 健蔵

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

「民法の一部を改正する法律案」が 2017 年 5 月 26 日に可決成立し、同年 6 月 2 日に公布された。この施行日は 2020 年 4 月 1 日である。この改正は主として債権法に関するものであるが、従来の法体系を大きく変更するものであり、取引社会に重大な影響を及ぼすことは必然である。

そこで、コースワーク科目である本講義では、この改正内容を詳細に検討し、新法の理論的枠組みを修得することを目的とした。

【到達目標】

問題点的的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

改正法に関しては、解説書や教科書等が次第に刊行されつつある。本講義では、これらを参考としながら、重要な項目について個別的に検討を行う。また、改正作業の途上で発表された論文や法制審議会の部会資料なども、必要に応じてこれを取り上げて検討する。報告者の基調報告とその後のディスカッションという形式で行う。

なお、本講義では、主として「債権の目的」「債権の効力」および「債権の消滅」を扱う。民法特殊講義Ⅱと併せて受講されたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	債権法改正の経緯と概要	テーマや授業の進め方などの説明
第 2 回	定型約款による契約の成立	基調報告とこれに基づくディベート
第 3 回	契約の解釈と契約内容の確定	基調報告とこれに基づくディベート
第 4 回	原始的不能論	基調報告とこれに基づくディベート
第 5 回	特定物債権－保管義務と物の引渡義務	基調報告とこれに基づくディベート
第 6 回	種類債権の特定と危険の移転	基調報告とこれに基づくディベート
第 7 回	利息債権と選択債権	基調報告とこれに基づくディベート
第 8 回	履行請求権の優位性とその限界	基調報告とこれに基づくディベート
第 9 回	瑕疵担保責任と追完請求権	基調報告とこれに基づくディベート
第 10 回	「強制力を欠く債権」と自然債務・不完全債務	基調報告とこれに基づくディベート
第 11 回	債務不履行による損害賠償責任①－債務不履行一元論と三分体系	基調報告とこれに基づくディベート
第 12 回	債務不履行による損害賠償責任②－「債務者の責めに帰すべき事由」	基調報告とこれに基づくディベート
第 13 回	債務不履行による契約の解除と危険負担・危険の移転	基調報告とこれに基づくディベート
第 14 回	債務の消滅原因	基調報告とこれに基づくディベート

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は各回のテーマに関する基本的な文献を事前に読んでおくことが不可欠である。その上で、関連する文献を自分で収集するなどして、積極的に研究することが望まれる。

【テキスト（教科書）】

その都度、指示する。

【参考書】

- ①宮本健蔵編著『債権総論』（新マルシェ民法シリーズ）2019 年 3 月刊行予定
- ②潮見佳男『新債権総論Ⅰ』『新債権総論Ⅱ』2017 年 信山社
- ③平野裕之『債権総論』2017 年 日本評論社
- ④潮見佳男編『Before/After 民法改正』2017 年 弘文堂など。

【成績評価の方法と基準】

平常点（報告の内容・議論への参加）(100%)。

具体的には、報告レジュメとプレゼンテーション、および各回の予習による内容の理解度と全体の議論への貢献度に基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞民法、財産法

＜研究テーマ＞安全配慮義務論、リスク責任論

＜主要研究業績＞

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集（九国大）23 巻 1・2・3 号 127 頁～146 頁（2017 年）

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学 66 巻 3 号 155 頁～182 頁（2016 年）

「オーストリア一般民法 1014 条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林 113 巻 1 号 1 頁～79 頁（2015 年）

マルシェ物権法・担保物権法（第 3 版）(編著) 嵯峨野書院（2014 年）

コンダクト民法（編著）嵯峨野書院（2013 年）

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号（2014 年）

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法 670 条（1）（2）（完）」法学志林 110 巻 3 号（2013 年）、4 号（2013 年）

「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林 107 巻 4 号（2010 年）(2017 年)

【Outline and objectives】

In Japan, amendments to the Civil Code were held in 2017. In this lecture, we will examine the contents of the new civil law in detail and to acquire the theoretical framework of the new law.

LAW500A1

民法特殊講義Ⅱ

宮本 健蔵

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

「民法の一部を改正する法律案」が2017年5月26日に可決成立し、同年6月2日に公布された。これの施行日は2020年4月1日である。この改正は主として債権法に関するものであるが、従来の法体系を大きく変更するものであり、取引社会に重大な影響を及ぼすことは必然である。

そこで、コースワーク科目である本講義では、この改正内容を詳細に検討し、新法の理論的枠組みを修得することを目的とした。

【到達目標】

問題点的な確かな把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

改正法に関しては、解説書や教科書等が次第に刊行されつつある。本講義では、これらを参考としながら、重要な項目について個別的に検討を行う。また、改正作業の途上で発表された論文や法制審議会の部会資料なども、必要に応じてこれを取り上げて検討する。報告者の基調報告とその後のディスカッションという形式で行う。

なお、本講義では、主として「責任財産の保全」「多数当事者の債権関係」および「債権譲渡・債務引受」を扱う。民法特殊講義Ⅰと併せて受講されたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	債権者代位権とその転用現象	テーマや授業の進め方などの説明
第2回	詐害行為取消権①－要件論	基調報告とこれに基づくディベート
第3回	詐害行為取消権②－二元的システム	基調報告とこれに基づくディベート
第4回	詐害行為取消権③－効果論（絶対的取消構成と返還義務者の地位）	基調報告とこれに基づくディベート
第5回	分割債権関係と不可分債権関係	基調報告とこれに基づくディベート
第6回	連帯債権－ドイツ法との対比	基調報告とこれに基づくディベート
第7回	連帯債務における絶対的効力事由	基調報告とこれに基づくディベート
第8回	連帯債務における求償権の制限と拡張	基調報告とこれに基づくディベート
第9回	保証債務－要式の厳格化と情報提供義務	基調報告とこれに基づくディベート
第10回	根保証の基本構造と民法の体系	基調報告とこれに基づくディベート
第11回	債権譲渡と譲渡制限特約の効力	基調報告とこれに基づくディベート
第12回	有価証券	基調報告とこれに基づくディベート
第13回	併存的債務引受と免責的債務引受	基調報告とこれに基づくディベート
第14回	契約上の地位の移転と不動産賃貸人たる地位の移転	基調報告とこれに基づくディベート

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は各回のテーマに関する基本的な文献を事前に読んでおくことが不可欠である。その上で、関連する文献を自分で収集するなどして、積極的に研究することが望まれる。

【テキスト（教科書）】

その都度、指示する。

【参考書】

- ①宮本健蔵編著『債権総論』（新マルシェ民法シリーズ）2019年3月刊行予定 嵯峨野書院
- ②潮見佳男『新債権総論Ⅰ』『新債権総論Ⅱ』2017年 信山社
- ③平野裕之『債権総論』2017年 日本評論社
- ④潮見佳男編『Before/After 民法改正』2017年 弘文堂など。

【成績評価の方法と基準】

平常点（報告の内容・議論への参加）(100%)。

具体的には、報告レジュメとプレゼンテーション、および各回の予習による内容の理解度と全体の議論への貢献度に基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞民法、財産法

＜研究テーマ＞安全配慮義務論、リスク責任論

＜主要研究業績＞

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集（九国大）23巻1・2・3号127頁～146頁（2017年）

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学66巻3号155頁～182頁（2016年）

「オーストリア一般民法1014条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林113巻1号1頁～79頁（2015年）

マルシェ物権法・担保物権法（第3版）（編著）嵯峨野書院（2014年）

コンダクト民法（編著）嵯峨野書院（2013年）

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学64巻1・2合併号（2014年）

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法670条（1）（2・完）」法学志林110巻3号（2013年）、4号（2013年）

「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林107巻4号（2010年）（2017年）

【Outline and objectives】

In Japan, amendments to the Civil Code were held in 2017. In this lecture, we will examine the contents of the new civil law in detail and to acquire the theoretical framework of the new law.

民法特殊講義Ⅲ

新堂 明子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

【到達目標】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通理解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論をする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	ガイダンス
第2回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第3回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第4回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第5回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第6回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第7回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第8回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第9回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第10回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第11回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第12回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第13回	日本語文献講読（10）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第14回	日本語文献講読（11）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにする。

【テキスト（教科書）】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【参考書】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

準備学習および授業への取り組み方（平常点 100 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 第三者のためにする契約、責任競合、純粋経済損失

<主要研究業績>

①中馬義直・新堂明子「§§ 537～539」谷口知平・五十嵐清編『新版 注釈民法（13）債権（4）〔補訂版〕』691～792頁（2006年）

②新堂明子「たんなる不実表示と契約違反としての不実表示：イギリス法のスケッチ」みんけん:民事研修 660号 2～25頁（2012年）

③同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」北法 61巻 6号 2270～2249頁（2011年）

④同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」NBL 936号 17～28頁（2010年）

⑤同「イギリス法における契約責任と不法行為責任の競合について」北大法学論集 60巻 6号 1752～1725頁（2010年）

同「建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任——最二判平成 19.7.6 を製造物責任法の観点から考察する」NBL 890号 53～63頁（2008年）

【Outline and objectives】

reading texts about the Japanese civil law, seminar

LAW500A1

民法特殊講義Ⅳ

新堂 明子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

【到達目標】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通理解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論をする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	ガイダンス
第2回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第3回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第4回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第5回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第6回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第7回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第8回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第9回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第10回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第11回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第12回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第13回	日本語文献講読（10）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第14回	日本語文献講読（11）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにする。

【テキスト（教科書）】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【参考書】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

準備学習および授業への取り組み方（平常点 100 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 第三者のためにする契約、責任競合、純粋経済損失

<主要研究業績>

①中馬義直・新堂明子「§§ 537～539」谷口知平・五十嵐清編『新版 注釈民法（13）債権（4）〔補訂版〕』691～792頁（2006年）

②新堂明子「たんなる不実表示と契約違反としての不実表示：イギリス法のスケッチ」みんけん:民事研修 660号 2～25頁（2012年）

③同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」北法 61巻 6号 2270～2249頁（2011年）

④同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」NBL 936号 17～28頁（2010年）

⑤同「イギリス法における契約責任と不法行為責任の競合について」北大法学論集 60巻 6号 1752～1725頁（2010年）

同「建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任——最二判平成 19.7.6 を製造物責任法の観点から考察する」NBL 890号 53～63頁（2008年）

【Outline and objectives】

reading texts about the Japanese civil law, seminar

LAW500A1

民法特殊講義 V

大澤 彩

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民法の最高裁判例を素材に判例評釈の方法を習得するコースワーク科目である。具体的には、実際にある最高裁判例をとりあげ、事案・先行裁判例分析および当該判決の評釈を行う。

【到達目標】

民法の研究を行う上で、最高裁判例の判旨を先行裁判例や学説との関係で客観的にとらえ、その意義・射程を分析した判例評釈を適切に行う能力を身につけるのは必須である。そこで、本講義では、各自が民法の最高裁判例を 1 つ選び、当該判例の事案の紹介、本判決の意義の抽出、先行裁判例の分析、判旨の検討、本判決の射程を 4 回に分けて分析し、最終的に評釈を書き上げる。これによって、最高裁判例の分析の仕方を学び、また、評釈作成の訓練を行うことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

まず、各自が興味のある最高裁判例を 1 つ選び、担当 1 週目に当該判例の事案の紹介・分析を行って当該判例の意義や問題点を抽出する。担当 2 週目には当該判例の先行裁判例を網羅的に収集して分析する。担当 3 週目には判旨の分析を行う。担当 4 週目には本判決の射程および残された課題を抽出する。担当者以外の参加者も当該判決を読み、授業で担当者の報告に対して質問し、議論することが求められる。最終的には当該判決の評釈を作成し、授業担当者に提出する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス・打ち合わせ	担当者分担など
第 2 回	判例評釈とは何か	講義・質疑応答
第 3 回	契約に関する最高裁判例 ①の分析：事案の分析・問題点の列挙	報告・議論
第 4 回	契約に関する最高裁判例 ①の分析：先行裁判例の分析	報告・議論
第 5 回	契約に関する最高裁判例 ①の分析：判旨の検討	報告・議論
第 6 回	契約に関する最高裁判例 ①の分析：本判決の射程および総括	報告・議論
第 7 回	契約に関する最高裁判例 ②の分析：事案の分析・問題点の列挙	報告・議論
第 8 回	契約に関する最高裁判例 ②の分析：先行裁判例の分析	報告・議論
第 9 回	契約に関する最高裁判例 ②の分析：判旨の検討	報告・議論
第 10 回	契約に関する最高裁判例 ②の分析：本判決の射程および総括	報告・議論
第 11 回	不法行為に関する最高裁判例の分析：事案の分析・問題点の列挙	報告・議論
第 12 回	不法行為に関する最高裁判例の分析：先行裁判例の分析	報告・議論
第 13 回	不法行為に関する最高裁判例の分析：判旨の検討	報告・議論
第 14 回	不法行為に関する最高裁判例の分析：本判決の射程および総括	報告・議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

後述する参考書を読んでおくこと。また、『法学協会雑誌』に毎回掲載される東京大学民事判例研究会の判例評釈を複数読み、評釈とはどのようなものかについて把握すること。担当者は当該最高裁判決の事案分析から先行裁判例、判旨分析など綿密な作業が要求される。担当者以外にも当該最高裁判決を入念に検討しておくこと。

【テキスト（教科書）】

初回に指示する。

【参考書】

大村敦志ほか著『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000 年）

【成績評価の方法と基準】

平常点（出席、報告、議論への参加）

原則として、毎回出席すること。欠席が全体の 2 割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。

担当回における報告の内容を考慮に入れる。

担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入れる。学期末に担当した最高裁判例の評釈を提出すること。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし。

【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法

<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化

消費者法の実効性についての考察

<主要研究業績>

拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010 年）

拙稿「消費者の『脆弱性』をめぐる立法論的課題・序論」柳明昌編著『金融商品取引法の新潮流』（法政大学出版局、2016 年）所収

拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018 年）363 頁以下

Aya OHSAWAA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.

【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to analyze and discuss a case by the Supreme Court, and we learn the method to analyze a case.

LAW500A1

民法特殊講義 VI

大澤 彩

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目はコースワーク科目である。

- ①民法の各テーマに関する日本語文献を講読・整理し、テーマ及び問題点を抽出すること。
- ②フランス民法等、外国法の学説・判例の調査方法を身につけ、かつ、文献を講読すること。
- ③比較法研究の方法を身につけること。

【到達目標】

各人の興味関心によってテーマを設定し、そのテーマをめぐる日本法の状況を整理した後、外国法（フランス法を中心的に扱うが、これに限られない）においてそのテーマをめぐるどのような議論が行われているか、外国法の概説書や論文等をもとに検討する。最終的に日本法と外国法を比較し、各自が設定したテーマについての一定の示唆を得る。これによって、外国語・外国法の基本能力を身につけるとともに、日本法との比較分析を行う能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

現代における民法をめぐる問題の中から関心のあるテーマを各自が設定し、そのテーマをめぐる日本語文献・裁判例を網羅的に収集・整理し、外国法の状況と比較した上で報告・議論を行う。報告者以外の者も、あらかじめ報告者が指定した参考文献を読んだ上で、積極的に議論に参加することが求められる。詳しくは初回に参加者と相談した上で決める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス・打ち合わせ	ゼミの進行についての打ち合わせ
第 2 回	テーマの決定（参考として、日本およびフランスにおける民法改正の動向についてレクチャーを行う）	講義・質疑
第 3 回	テーマ①に関する日本法の問題状況の紹介	報告・議論
第 4 回	テーマ①に関する日本法の学説・判例の紹介・分析	報告・議論
第 5 回	テーマ①に関する外国法の問題状況の紹介	報告・議論
第 6 回	テーマ①に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 1）	報告・議論
第 7 回	テーマ①に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 2）	報告・議論
第 8 回	総括（比較法研究から得られる示唆）	報告・議論
第 9 回	テーマ②に関する日本法の問題状況の紹介	報告・議論
第 10 回	テーマ②に関する日本法の学説・判例の紹介・分析	報告・議論
第 11 回	テーマ②に関する外国法の問題状況の紹介	報告・議論
第 12 回	テーマ②に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 1）	報告・議論
第 13 回	テーマ②に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 2）	報告・議論
第 14 回	総括（比較法研究から得られる示唆）	報告・議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

民法に関する基本文献を読み、問題点を発見するとともに、語学力を身につけるよう、各自学習すること。また、比較法の対象たる国の民法の基本的なテキストは各自読んでおくこと。

【テキスト（教科書）】

初回に指示する。

【参考書】

最近の民法の優れた概説書では、これまでの民法の議論状況のみならず、現代的な問題関心も踏まえた記述が多数見られるので参考にしてほしい。例えば、河上正二『民法総則講義』（日本評論社、2007 年）
中田裕康『契約法』（有斐閣、2017 年）
外国法のリサーチ方法について、例えば、北村一郎編『アクセスガイド外国法』（東京大学出版会、2004 年）がある。ただし、絶版であるため、図書館で読むこと。
フランス債務法（契約法・不法行為法分野）の有名な概説書として、例えば François Terre, Philippe Simler, Yves Lequette, et François Chenede, Droit civil : Les obligations, 12e ed, Dalloz, 2018
その他の参考文献も初回に指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（出席、報告、議論への参加）

原則として、毎回出席すること。欠席が全体の 2 割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。

担当回における報告の内容、レジュメのメ切を厳守した否かを考慮に入れる。担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入れる。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし。

【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法

<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化

消費者法の実効性についての考察

<主要研究業績>

拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010 年）

拙稿「消費者の『脆弱性』をめぐる立法論的課題・序論」柳明昌編著『金融商品取引法の新潮流』（法政大学出版局、2016 年）所収

拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018 年）363 頁以下

Aya OHSAWAA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.

【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to choose a subject and analyze the theory and the case of Japanese law. Besides, we examine the foreign law for the comparison with Japanese law.

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

決済システムとその法的問題について概観することを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

決済システムの概要を理解する。

決済システムに関する法的問題を抽出し、自前の民商法の知識を活用して何らかの解決案に至る思考能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

各回のテーマに沿って、受講者のテキスト・関連の論文判例等の検討をした報告を求め、これにもとづき討論する。

なお、受講生の要望および研究テーマに応じて、下記「授業計画」の「テーマ」・「内容」を差し替える場合がある。また、研究論文・研究レポートを作成することを希望する場合には、その論文・レポートの内容について討議し、指導する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	講義の進め方・テキストの確認
第 2 回	決済システム総論（1）	決済の基礎知識
第 3 回	決済システム総論（2）	決済リスク
第 4 回	決済システム総論（3）	ネット決済システム
第 5 回	決済システム総論（4）	RTGS
第 6 回	決済システム総論（5）	決済システムのトレンド
第 7 回	手形法（1）	手形・小切手の決済
第 8 回	手形法（2）	手形の無因性
第 9 回	手形法（3）	手形理論
第 10 回	手形法（4）	手形の善意取得
第 11 回	手形法（5）	新抗弁理論
第 12 回	手形法（6）	後者の抗弁
第 13 回	電子記録債権法（1）	電子記録債権の特徴
第 14 回	電子記録債権法（2）	でんさいネットの法律関係

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストの予習。

日本法を扱う回には、指定判例そのものの他に判例評釈等の関連論文を検索して事前に読み、レジュメにまとめることも要求されます。

【テキスト（教科書）】

中島真志・宿輪純一『証券決済システムのすべて（第 2 版）』（東洋経済新報社 2005）

川村正幸『手形・小切手法（新法学ライブラリ）（第 3 版）』（新世社 2005）

【参考書】

岩原紳作『電子決済と法』（有斐閣 2003）

木内宜彦『手形法小切手法（企業法学Ⅱ）』（新青出版 1998）

その他、適宜事業支援システムで配布または指示する。

【成績評価の方法と基準】

報告担当回におけるレジュメの内容と討議への貢献度による平常点（100 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

・金融法
・有価証券法
・会社法

【Outline and objectives】

The objective of this course is to introduce students to law of payment systems.

LAW500A1

商法特殊講義Ⅱ

椋川 泰史

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

電子マネー、仮想通貨、預金通貨などに関する制定法および判例を取り上げて検討し、日本のモバイル決済に関する法の現状を概観することを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

法定通貨、仮想通貨、電子マネーをめぐる公法上・私法上のルールを整理して理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

各回のテーマに沿って、担当者の報告に基づきテキスト・関連の論文判例等の検討をする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	電子マネーの法的構成 (1)	【森田】 (1)
第 2 回	電子マネーの法的構成 (2)	【森田】 (2)
第 3 回	電子マネーの法的構成 (3)	【森田】 (3)
第 4 回	電子マネーの法的構成 (4)	【森田】 (4) (5)
第 5 回	普通預金の法的構成 (1)	誤振込に関する最高裁判例
第 6 回	普通預金の法的構成 (2)	普通預金の帰属に関する最高裁判例
第 7 回	ビットコイン	ブロックチェーン技術とビットコインの技術要素
第 8 回	資金決済法と電子マネー (1)	資金決済法の全体像
第 9 回	資金決済法と電子マネー (2)	資金移動業規制
第 10 回	資金決済法と電子マネー (3)	仮想通貨移動業規制
第 11 回	Mtx 事件判決の検討	現行法の下での Mt.Gox 事件判決の意義
第 12 回	Bitcoin and mobile payments (1)	【Gimigliano】 Part I-1
第 13 回	Bitcoin and mobile payments (2)	【Gimigliano】 Part I-2
第 14 回	Bitcoin and mobile payments (3)	【Gimigliano】 Part II-3

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストの予習。

日本法を扱う回には、指定判例そのものの他に判例評釈等の関連論文を検索して事前に読み、レジュメにまとめることも要求されます。

【テキスト（教科書）】

【森田】

森田宏樹「電子マネーの法的構成 (1) ～ (5)」NBL 616・617・619・622・626 号

【Gimigliano】

Gimigliano(ed.), BITCOIN AND MOBILE PAYMENTS (2016) [Palgrave Macmillan (Italy)]

堀 天子『実務解説 資金決済法〔第 3 版〕』（2017）[商事法務]

【参考書】

適宜、授業支援システムで配布または指示する。

【成績評価の方法と基準】

報告担当回におけるレジュメの内容と討議への貢献度による平常点 (100 %)

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

・金融法
・有価証券法
・会社法

【Outline and objectives】

The objective of this course is to introduce students to current law of mobile payment systems in Japan.

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

フランスにおけるコーポレート・ガバナンス・システムについて、必読文献に依拠しながら日本法との比較法的な分析・検討を行うコースワーク科目である。

【到達目標】

1. 比較対象国（フランス）におけるコーポレート・ガバナンス・システムを理解すること。
2. 比較法的な知見をもとにわが国における関連する法制度上の問題について検討すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

外国法に関する文献研究と日本の会社法の比較法研究。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	オリエンテーション
第2回	フランス文献の検索の方法	フランス文献の検索の方法
第3回	文献講読（1）	dirigeants des sociétés commerciales（1）
第4回	文献講読（2）	dirigeants des sociétés commerciales（2）
第5回	文献講読（3）	dirigeants des sociétés commerciales（3）
第6回	文献講読（4）	dirigeants des sociétés commerciales（4）
第7回	東京証券取引所の見学	東京証券取引所の見学を通じて日本のマーケットシステムについて学習する。
第8回	文献講読（5）	dirigeants des sociétés commerciales（5）
第9回	文献講読（6）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（1）
第10回	文献講読（7）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（2）
第11回	文献講読（8）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（3）
第12回	文献講読（9）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（4）
第13回	文献講読（10）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（5）
第14回	文献講読（11）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（6）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

該当するテキスト部分の予習

【テキスト（教科書）】

Droit commercial ; sociétés commerciales (édition 2018) Anne Fauchon
Philippe Merle (Dalloz)

【参考書】

初回の講義のときに紹介する。

【成績評価の方法と基準】

報告レジュメ (50%)

授業内におけるディベート (50%)

【学生の意見等からの気づき】

本年度新規担当科目につきアンケートを実施していません。

【担当教員の専門分野等】

会社法 (Corporation Law)

金融商品取引法 (Financial instruments and Exchange Act)

【Outline and objectives】

The objective of this course is to understand the French corporate governance system.

LAW500A1

倒産法特殊講義 I

倉部 真由美

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

《授業の概要》倒産法とは、倒産処理のプロセスについて定める法律の総称であり、倒産処理法と呼ばれることもある。倒産法に含まれる代表的なものには、破産法、会社法の特別清算の部分、民事再生法、会社更生法がある。これらの法的倒産手続は、清算型と再建型に分類され、清算型の手続は、債務者の財産を換価することによって得られた換価金から債権者に平等に配当することを主たる目的としており、破産と特別清算が含まれる。再建型の手続は、債務者を再生・再建することにより将来の収益から債務者に弁済することを主たる目的としており、民事再生と会社更生が含まれる。

コースワーク科目である本講義では、清算型の一般法である破産法について概説する。

《目的》①破産法を全般的に理解し、破産法に関する研究を進めるための素地を作る。

②破産法を通じて倒産法全体に通ずる基本的な構造を理解し、民事再生法および会社更生法についても準備を整える。

③破産法に関するテーマについて、受講生各自が関心を持つ問題を探り上げ、文献及び判例を読み込み、分析する能力を身につける。

【到達目標】

破産法の基本を理解した上で、毎回のテーマについて、報告担当者が関心を持つ問題を探り上げ、その問題に関する文献・判例を読み込み、整理をした上で、報告をする。報告担当ではない受講生も、問題意識を共有し、議論を展開する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による報告とこれを踏まえた質疑応答・ディスカッションを中心に進行する。報告担当者は、各テーマについて、重要な論点と判例を中心に報告する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス／倒産処理制度の概要	本講義のガイダンスを実施し、報告担当を割り当てる。倒産処理制度の概要について、授業担当者より解説する。
第 2 回	手続の開始	破産手続の開始について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 3 回	手続機関	破産手続に関わる主要な手続機関について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 4 回	破産財団／取戻権／財団債権	破産財団／取戻権／財団債権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 5 回	破産財団をめぐる契約関係（1）双方未履行双務契約の基本	双方未履行双務契約の基本について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 6 回	破産財団をめぐる契約関係（2）各種契約の処理	破産財団をめぐる各種契約の処理について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 7 回	別除権	別除権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 8 回	相殺権	相殺権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 9 回	否認権（1）否認の対象の種類	否認権の対象の種類について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 10 回	否認権（2）否認権の行使とその効果	否認権の行使とその効果について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 11 回	破産債権の届出・調査・確定	破産債権の届出・調査・確定について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 12 回	破産財団の管理・換価	破産財団の管理・換価について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 13 回	配当／手続の終結	配当／手続の終結について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 14 回	消費者の破産	消費者の破産について、報告と質疑応答・ディスカッション。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は、あらかじめ資料を読み込み、報告担当者は十分に報告の準備をした上で、レジュメを用意し、報告担当以外の受講生は、あらかじめ疑問点を整理して質問を用意しておくことが求められる。

【テキスト（教科書）】

山本和彦ほか『倒産法概説〔第 2 版補訂版〕』（弘文堂、2015 年）

【参考書】

伊藤眞・松下淳一編『倒産法判例百選〔第 5 版〕』（有斐閣、2013 年）

【成績評価の方法と基準】

出席、報告の内容、授業中の質疑応答等の平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>倒産法

<研究テーマ>再建型倒産手続における担保権の処遇

<主要研究業績>

「民事再生手続における別除権協定の位置づけ」（日本民事訴訟法学会ミニシンポジウム「倒産法と優先順位」）民事訴訟雑誌 64 号（2018 年 3 月）

【Outline and objectives】

This course focuses on Bankruptcy law in Japan. We will pick up specific issues and/or cases on each topic. Students are encouraged to select issues and/or cases according to your awareness of the problem.

LAW500A1

倒産法特殊講義Ⅱ

倉部 真由美

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

《授業の概要》倒産法とは、倒産処理のプロセスについて定める法律の総称であり、倒産処理法と呼ばれることもある。倒産法に含まれる代表的なものには、破産法、会社法の特別清算の部分、民事再生法、会社更生法がある。これらの法的倒産手続は、清算型と再建型に分類され、清算型の手続は、債務者の財産を換価することによって得られた換価金から債権者に平等に配当することを主たる目的としており、破産手続と特別清算手続が含まれる。再建型の手続は、債務者を再生・再建することにより将来の収益から債務者に弁済することを主たる目的としており、民事再生手続と会社更生手続が含まれる。コースワーク科目である本講義では、再建型の一般法である民事再生法を対象とする。

《目的》①民事再生法を全般的に理解する。

②民事再生法に関するテーマについて、受講生各自が関心を持つ問題を探り上げ、文献及び判例を読み込み、分析する能力を身につける。

③破産法と民事再生法の相違点を理解することにより、倒産法を広く研究するための素地を作る。

【到達目標】

民事再生法の基本を理解した上で、毎回のテーマについて、報告担当者が関心を持つ問題を探り上げ、その問題に関する文献・判例を読み込み、整理をした上で、報告をする。報告担当ではない受講生も、問題意識を共有し、議論を展開する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による報告とこれを踏まえた質疑応答・ディスカッションを中心に進行する。報告担当者は、各テーマについて、重要な論点と判例を中心に報告する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス／民事再生法立法の経緯と意義	本講義のガイダンスを実施し、報告担当を割り当てる。民事再生法立法の経緯と意義について、授業担当者が解説する。
第 2 回	手続の開始	手続の開始について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 3 回	手続機関	民事再生手続における主要な手続機関について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 4 回	再生債権の届出・調査・確定	再生債権の届出・調査・確定について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 5 回	同意再生・簡易再生	同意再生・簡易再生について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 6 回	再生債権以外の各種債権の種類	再生債権以外の各種債権の種類について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 7 回	財産の調査・確保	財産の調査・確保について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 8 回	否認権	否認権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 9 回	法人役員の責任追及	法人役員の責任追及について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 10 回	別除権	別除権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 11 回	計画の立案・認可	計画の立案・認可について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 12 回	計画の履行確保	計画の履行確保について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 13 回	手続の終了	手続の終了について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 14 回	個人再生	個人再生について、報告と質疑応答・ディスカッション。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は、あらかじめ資料を読み込み、報告担当者は十分に報告の準備をした上で、レジュメを用意し、報告担当以外の受講生は、あらかじめ疑問点を整理して質問を用意しておくことが求められる。

【テキスト（教科書）】

山本和彦ほか『倒産法概説〔第 2 版補訂版〕』（弘文堂、2015 年）

【参考書】

伊藤眞・松下淳一編『倒産法判例百選〔第 5 版〕』（有斐閣、2013 年）

【成績評価の方法と基準】

出席、報告の内容、授業中の質疑応答等の平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞倒産法

＜研究テーマ＞再建型倒産手続における担保権の処遇

＜主要研究業績＞

「民事再生手続における別除権協定の位置づけ」（日本民事訴訟法学会ミニシンポジウム「倒産法と優先順位」 民事訴訟雑誌 64 号（2018 年 3 月）

【Outline and objectives】

This course focuses on Civil Rehabilitation Act law in Japan. We will pick up specific issues and/or cases on each topic. Students are encouraged to select issues and/or cases according to your awareness of the problem.

LAW500A1

労働法特殊講義 I**藤本 茂****【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

今日の労働関係は、グローバル化のもと、日本型雇用慣行を見直し労働形態の多様化・個別化を加速させている。労働法の法理の妥当性は、その法理のよって立つ日本の雇用慣行を踏まえたうえで、なされる。本講義は、既存の労働法理の理解とその背景を後付けることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

本講義を履修することによって、現在の労働法理を理解でき、それを他者に論理的に説明できる。換言すれば法的論理思考を意識し、説明できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業計画に列挙した労働法上のテーマには重要判例がある。院生が重要判例を手がかりとして法理の報告・発表をおこない議論をして、併せてその法理が形成された日本型雇用慣行を考えてもらう。

この授業は、法学研究科博士後期課程の社会法特殊研究 I との合併授業である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】**春学期**

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第 2 回	日本的雇用慣行	3 つの特徴のうち長期安定雇用と年功制
第 3 回	企業別組合	日本的雇用慣行の特徴の 3 つ目である企業別組合
第 4 回	労働法の生成	近代市民社会の労働法
第 5 回	労働法の分野	集团的労使関係法の位置
第 6 回	労働基本権論	憲法 28 条の意義
第 7 回	労働組合の結成と組織強 制	団結とユニオンショップ
第 8 回	労働組合の活動	企業施設を利用する組合活動
第 9 回	争議行為の正当性	争議の目的と手段・態様
第 10 回	争議行為と賃金	争議行為と賃金について
第 11 回	不当労働行為制度	制度の概要と不利益取扱
第 12 回	支配介入	不当労働行為たる支配介入
第 13 回	団体交渉	意義と不当労働行為たる団交拒否
第 14 回	労働協約	労働協約の締結と拡張適用

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業計画にあるテーマに関する主要な裁判例の事実の概要、判旨をまとめる。そのポイントを日本型雇用慣行に引き付けて説明するために、概説書を読みまとめておく。

【テキスト（教科書）】

金子征史・藤本 茂・高野敏春・大場敏彦・山本圭子共著『基礎から学ぶ労働法 I 〔第 4 版〕』（エイデル研究所 2018）

金子征史編集代表『基礎から学ぶ労働法 II 〔第 2 版〕』（エイデル研究所 2016）

【参考書】

テキスト内に参考文献を掲げている。

菅野和夫著『労働法 〔第 11 版補正版〕』（弘文堂 2017）

【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が 60 %、発言が 40 % の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

予習箇所を明確にした。

【学生が準備すべき機器他】

ノート・パソコンを使用してインターネット検索をしようと考えている。院生が所持していない場合は別途コピーするなど考える。

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉労働法

〈研究テーマ〉アメリカ雇用平等法、雇用平等法、労働契約法、職業訓練・研修制度など

【Outline and objectives】

This course will focus on Japanese Labor Law and will introduce students to Labor Relations Law and the Labor Contract Law.

First, in the introduction to Labor Relations Law, students will study a general overview of Labor Unions Law and the Dispute Settlement System.

Labor Unions Act - Students will study the fundamental right to take part in Union, collective bargaining and trade dispute.

Second, in the Labor Contract Act portion of the course, students will study about the rules of adoption, transfer and dismissal.

労働法特殊講義Ⅱ

藤本 茂

Second, students will learn about legal regulations of terms and conditions of labor, mainly, wages, working time, overtime, off on weekends and holidays.

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

わが国労働関係は、グローバル化のもと、日本型雇用慣行を見直し労働形態の多様化・個別化を加速させている。雇用社会構造の変化とともに労使関係が変わり、労働法も変わらざるをえない。労働法はどうあるべきかが問われている。それを考えるためには既存の法理の根幹を問うことから始まる。

この授業は、労働法特殊講義Ⅰに続くコースワーク科目で、個別的労働関係法領域を取り扱う。

【到達目標】

現在の労働法理の理解を主眼とする。それを他者に論理的に説明できることを到達点とする。法的論理思考を意識し、説明できる能力を身につけることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業計画に列挙した労働法上のテーマには重要判例がある。院生が重要判例を手がかりとして法理の報告・発表をおこない議論をして、併せてその法理が形成された日本型雇用慣行を考えてもらう。

この授業は博士後期課程・社会法特殊研究Ⅱとの合併授業である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	個別的労働関係法総論
第2回	労働基準法	労働基準法の2つの特徴
第3回	労働契約法	労働契約の権利義務と原則
第4回	労働契約と就業規則	就業規則の法的性質
第5回	就業規則と労働条件変更	就業規則改訂による労働条件変更
第6回	個別的労働関係の形成	採用の自由、内定、試用
第7回	個別的労働関係の展開	人事異動の法理
第8回	個別的労働関係の終了	解雇法理について
第9回	賃金	賃金の法規制の意義と概要
第10回	労働時間規制の意義	法定労働時間の原則
第11回	労働時間の弾力の運用	裁量労働、適用除外と高度プロフェッショナル制度
第12回	労働時間の例外	時間外労働の規制
第13回	休憩・休日の意義	休憩、休日の意義と休日労働
第14回	休暇	年次有給休暇制度

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業計画にあるテーマに関する主要な裁判例の事実の概要、判旨をまとめる。そのポイントを日本型雇用慣行に引き付けて説明するために、概説書を読みまとめておく。

【テキスト（教科書）】

・金子征史・藤本 茂・高野敏春・大場敏彦・山本圭子共著『基礎から学ぶ労働法Ⅰ【第4版】』（エイデル研究所 2018）
・金子征史編集代表『基礎から学ぶ労働法Ⅱ【第2版】』（エイデル研究所 2016）

【参考書】

・テキスト内に参考文献を掲げている。
・菅野和夫著『労働法【第11版補正版】』（弘文堂 2017）

【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が60%、発言が40%の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

予習の方法を具体的に示した。

【学生が準備すべき機器他】

ノート・パソコンを使用してインターネット検索をしようと考えている。できないときはコピーするなど考える。

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉労働法
〈研究テーマ〉アメリカ雇用平等法、雇用平等法、労働契約法、職業訓練・研修制度など

【Outline and objectives】

This course will focus on Japanese Labor Law, especially, will introduce students to Labor Standards Act.

First, the introduction to Labor Standards Act, students will study a general overview of the Act, fundamental labor rights and thinking of minimum working conditions based on the statutory.

LAW500A1

社会保障法特殊講義Ⅰ

大原 利夫

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目は、学生が社会保障法、特に社会福祉関連法の基礎的な知識を修得し、社会福祉関連法の諸問題について学ぶことを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

この授業を受けることにより、学生が①社会保障法（特に福祉関係法等）の主要な法律について基礎的な知識を得ること、②社会保障法（特に福祉関係法等）の論点について問題を分析し、自己の見解を説得的に論じることのできる能力を習得することを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

この授業では、社会保障に関する各法の内容を解説し、社会保障に関する主要な判例等を取り上げて討論を行う。また、判例と関連する論文なども取り上げ、併せて討論を行う。受講生は、担当する判例等についてレジュメを作成し、報告を行う。報告者以外の受講生は、事前に当該判例等の問題点などを分析して報告を聞く。その後、参加者全員で当該判例等について討論を行う。なお、受講生の要望等によって適宜授業内容・方法を修正する場合がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
1 回	ガイダンス	授業の内容、進め方、学習方法などについてシラバスに基づいて説明を行う。
2 回	社会保障の現状	社会保障の現状について統計資料を用いて考察する。
3 回	社会保障法学概論	社会保障法学の特徴などについて考察する。
4 回	社会保障法総論	社会保障法の定義、法体系、発展経緯について考察する。
5 回	生存権	生存権について考察する。
6 回	生活保護法 (1)～概論	生活保護の歴史、原理・原則、自立の意義について解説する。
7 回	生活保護法 (2)～補足性の原理	補足性の原理と関連判例について考察する。
8 回	生活保護法 (3)～その他の原理・原則	生活保護法の原理・原則、被保護者の権利・義務について考察する。
9 回	福祉関係法 (1)～概論	福祉の意義、福祉法制の発展経緯、社会福祉基礎構造改革について考察する。
10 回	福祉関係法 (2)～障害者・児童	障害者関連法、児童福祉法について考察する。
11 回	福祉関係法 (3)～高齢者	介護保険法、老人福祉法などについて考察する。
12 回	社会手当法 (1)～概論	社会手当の概念、社会手当法の概要について解説する。
13 回	社会手当法 (2)～判例	社会手当法の関連判例について考察する。
14 回	権利擁護 (1)～概論	権利擁護制度の概要について解説する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講者は指定された文献をあらかじめ読むことが求められる。また報告者は原則としてレジュメを作成し、配布しなければならない。

【テキスト（教科書）】

テキストは使用しない。

【参考書】

菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2014 年）
 日本社会保障法学会編『新・講座 社会保障法 1・2・3』（法律文化社、2012 年）
 菊池馨実編『自立支援と社会保障』（日本加除出版、2008 年）
 井上英夫・高野範城（編）『実務 社会保障法講義』（民事法研究会、2007 年）
 西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005 年）
 堀勝洋『社会保障法総論〔第 2 版〕』（東京大学出版会、2004 年）
 河野正輝・増田雅暢・倉田聡（編）『社会福祉法入門』（有斐閣、2004 年）
 西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003 年）
 清正寛・良永彌太郎（編）『論点社会保障法〔第 3 版〕』（中央経済社、2003 年）
 岩村正彦『社会保障法Ⅰ』（弘文堂、2001 年）
 法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会（編）『社会保険関係訴訟の実務』（三協法規、1999 年）

【成績評価の方法と基準】

報告の内容（30 %）、討論の内容（70 %）で評価を行う。

討論への積極性、質疑応答の理解度等によって、討論の内容を評価する。

【学生の意見等からの気づき】

基礎的な事項を丁寧に説明する。

【その他の重要事項】

質問は、授業の最後に受け付ける。

【担当教員の専門分野等】

< 専門分野 > 社会保障法

< 研究テーマ > 権利擁護など

< 主要研究業績 >

「社会保障法における個別的情報提供義務について」法学志林 113 巻 3 号 115 頁（2016 年）

「障害児教育における『保育の必要性』について」ジュリスコンサルタス 24 号 9 頁（2016 年）

『今、私たちに差し迫る問題を考える』（単著、関東学院大学出版会、2015 年）

『育休退園と保育の必要性』週刊社会保障 2864 号 50 頁（2015 年）

『社会保障の権利擁護』（単著、法律文化社、2014 年）

『人権としての社会保障～人間の尊厳と住み続ける権利』（共著、法律文化社、2014 年）

【Outline and objectives】

This course introduces the foundations and various problems of social security law, especially social welfare law. The goals of this course are to obtain basic knowledge and problem-solving ability of social welfare law.

LAW500A1

社会保障法特殊講義Ⅱ

大原 利夫

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目は、学生が社会保障法、特に社会保険法の基礎的な知識を修得し、社会保険法の諸問題について学ぶことを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

この授業を受けることにより、学生が①社会保障法（特に社会保険法）の主要な法律について基礎的な知識を得ること、②社会保障法（特に社会保険法）の論点について問題を分析し、自己の見解を説得的に論じることのできる能力を習得することを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

この授業では、社会保障に関する各法の内容を解説し、社会保障に関する主要な判例等を取り上げて討論を行う。また、判例と関連する論文なども取り上げ、併せて討論を行う。受講生は、担当する判例等についてレジュメを作成し、報告を行う。報告者以外の受講生は、事前に当該判例等の問題点などを分析して報告を聞く。その後、参加者全員で当該判例等について討論を行う。なお、受講生の要望等によって適宜授業内容・方法を修正する場合がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンスおよび医療関係法 (1)～概論	シラバスに基づいてガイダンスを行う。医療関係法の法体系、医療受給権の特徴について解説する。
第2回	医療関係法 (2)～健康保険法	健康保険法の概要を解説し、関連判例について考察する。
第3回	医療関係法 (3)～国民健康保険法ほか	国民健康保険法などの概要を解説し、関連判例について考察する。
第4回	年金法 (1)～概論	年金法の体系、概要、年金受給権の法構造などについて解説する。
第5回	年金法 (2)～老齢年金	老齢年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第6回	年金法 (3)～障害年金	障害年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第7回	年金法 (4)～遺族年金	遺族年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第8回	労災保険法 (1)～概論	労災保険法の概要を解説し、関連判例について考察する。
第9回	労災保険法 (2)～業務災害	業務災害給付について解説し、関連判例について考察する。
第10回	労災保険法 (3)～通勤災害	通勤災害給付について解説し、関連判例について考察する。
第11回	雇用保険法 (1)～概論	雇用保険法の概要について解説する。
第12回	雇用保険法 (2)～求職者給付	求職者給付について解説し、関連判例を考察する。
第13回	雇用保険法 (3)～その他の給付	就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付について解説し、関連判例について考察する。
第14回	総合研究～最近の注目判例	最近の注目判例について考察する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講者は指定された文献をあらかじめ読むことが求められる。また報告者は原則としてレジュメを作成し、配布しなければならない。

【テキスト（教科書）】

テキストは使用しない。

【参考書】

菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2014年）
日本社会保障法学会編『新・講座 社会保障法1・2・3』（法律文化社、2012年）
菊池馨実編『自立支援と社会保障』（日本加除出版、2008年）
井上英夫・高野範城（編）『実務 社会保障法講義』（民事法研究会、2007年）
西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005年）
堀勝洋『社会保障法総論〔第2版〕』（東京大学出版会、2004年）
河野正輝・増田雅暢・倉田聡（編）『社会福祉法入門』（有斐閣、2004年）
西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）
清正寛・良永彌太郎（編）『論点社会保障法〔第3版〕』（中央経済社、2003年）
岩村正彦『社会保障法I』（弘文堂、2001年）
法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会（編）『社会保険関係訴訟の実務』（三協法規、1999年）

【成績評価の方法と基準】

報告の内容（30％）、討論の内容（70％）で評価を行う。討論への積極性、質疑応答の理解度等によって、討論の内容を評価する。

【学生の意見等からの気づき】

基礎的な事項を丁寧に説明する。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会保障法

<研究テーマ> 権利擁護など

<主要研究業績>

『社会保障法における個別的情報提供義務について』法学志林 113 巻 3 号 115 頁（2016 年）

『障害児教育における『保育の必要性』について』ジュリスコンサルタス 24 号 9 頁（2016 年）

『今、私たちに差し迫る問題を考える』（単著、関東学院大学出版会、2015 年）

『有休退園と保育の必要性』週刊社会保障 2864 号 50 頁（2015 年）

『社会保障の権利擁護』（単著、法律文化社、2014 年）

『人権としての社会保障～人間の尊厳と住み続ける権利』（共著、法律文化社、2014 年）

【Outline and objectives】

This course introduces the foundations and various problems of social security law, especially social insurance law. The goals of this course are to obtain basic knowledge and problem-solving ability of social insurance law.

LAW500A1

教育法特殊講義 I

小泉 広子

【Outline and objectives】

This class aims to learn the basic concepts of children's rights, parental rights and teachers' rights in terms of education. Students can learn theories and case law on the Education Law.

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

「教育法」とは、教育ないし教育制度に固有な法ないし法的なしくみをいい、「教育法学」とは、教育にとって望ましいそうした法のあり方を研究する分野である。教育法学の形成に重要な影響を及ぼした基本判例を素材に、教育法の基本概念である子どもの学習権、親の教育権、教師の教育権といった教育人権と、教育における国家の役割とその限界を学ぶコースワーク科目である。また、受講生の関心に留意しながら、教育裁判の一分野である、子どもの人権裁判の分析を通じ、子どもの人権の現状を学ぶ。

【到達目標】

- ①教育人権にかかわる基本概念、すなわち、子どもの学習権、親の教育権、教師の教育権といった教育人権の内容および相互関係、国家の役割とその限界を理解することができる。
- ②教育法理論及び諸法の原理を用いながら、子どもの人権裁判の分析ができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、毎回担当を決めて、指定された教科書または判例について、担当者が疑問点や問題点を指摘し、それについて、受講者全員で議論する形で進める。受講者全員が指定された教科書または判例の該当部分を事前学習として読んでいることを前提とする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	教育人権総論
第 2 回	体罰と子どもの人権 (1)	水戸五中事件
第 3 回	体罰と子どもの人権 (2)	天草市小学生悪ふざけ体罰 PTSD 事件
第 4 回	生活指導と子どもの人権	道立高生インターネット書き込み事情 聴取自殺事件
第 5 回	いじめと子どもの人権 (1)	いわき小川中いじめ自殺事件
第 6 回	いじめと子どもの人権 (2)	広島市立中いじめ統合失調症発症事件
第 7 回	いじめと子どもの人権 (3)	学校のいじめ調査・報告義務裁判
第 8 回	校則と子どもの人権	校則裁判
第 9 回	学校教育措置と子どもの人権 (1)	尼崎市立校身障者入学不許可事件
第 10 回	学校教育措置と子どもの人権 (2)	神戸市立高専新旧拒否・退学処分事件
第 11 回	子どもの学習権	子どもの学習権概念について
第 12 回	親の教育権	親の教育権概念について
第 13 回	教師の教育権	教師の教育権概念について
第 14 回	教育人権と国家	教育における国家の役割と限界について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告者は、各回のテーマに該当する文献または判例を読み、レジュメを作ってくる。
報告者以外の受講者についても、各回の文献または判例を読み、疑問点をまとめておく。

【テキスト（教科書）】

日本教育法学会編『教育法の現代的争点』（法律文化社）

【参考書】

兼子仁『教育法（新版）』（有斐閣）
市川須美子『学校教育裁判と教育法』（三省堂）
『教育小六法』（学陽書房）
このほかは、授業時に適時指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 点）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

教育法／行政法

<研究テーマ>

子どもの権利

LAW500A1

刑法特殊講義 I

佐藤 輝幸

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法に関する専門的論文を比較的短めのものから徐々に重厚なものまで講読し、その分野に関する知識を得ると共に、著者の問題意識の形成、検討対象の選定・分析及び自説の説得的な論じ方などを深く分析することにより、自らの論文執筆に向けた方法論及び心構えを身につけることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

単に検討文献の内容を理解するだけでなく、筆者の思考過程、執筆当時の問題状況や時代背景及びその後の判例・学説への影響等を含め、検討文献の意義及び位置付けを検討することにより、論文を執筆する上での方法論及び留意点、自分の中での良い論文のイメージの構築など、自らの論文執筆のための示唆を得ることも目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

あらかじめ決めた担当者が検討文献の内容を報告した後、全員で議論を行う。なお、以下の授業計画は、受講者の関心のあるテーマ、検討文献の難易度、長短及び受講者のレベル等に応じて、順序や当該文献に割り当てる授業回数などを変更することがある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	受講者同士の研究関心の共有、検討文献の選定など
第 2 回	近時の祝賀論文集所収の論文①の内容の確認及び検討	比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練
第 3 回	近時の祝賀論文集所収の論文②の内容の確認及び検討	比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練
第 4 回	近時の祝賀論文集所収の論文③の内容の確認及び検討	比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練
第 5 回	論文④（論文⑤から批判を受けた論文）の問題意識の確認及び検討	刑法学における論争の発端となった 100 頁程度の文献の問題意識の検討
第 6 回	同論文の自説部分の内容の確認及び検討	刑法学における論争の発端となった文献の自説の内容の検討
第 7 回	論文④に批判的な論文⑤の問題意識及び先行研究の検討部分の内容の確認及び検討	論文④を受けて、論争を発展させた文献の問題意識の検討
第 8 回	同論文の自説部分の内容の確認及び検討	論争における反対説の内容の検討
第 9 回	検討論文④及び⑤の論争の意義、位置付け及びその後の影響の検討	論争となった 2 つの文献を読んだ上での位置付け及び影響の検討
第 10 回	著名なモノグラフの比較法部分の内容の確認及び検討	300 頁程度の著名なモノグラフの問題意識と比較法調査の方法の検討
第 11 回	同モノグラフの日本法の分析部分の内容の確認及び検討	同モノグラフの我が国の判例・学説の調査・検討方法の分析
第 12 回	同モノグラフの自説部分の内容の確認及び検討	同モノグラフの自説部分の内容の検討
第 13 回	同モノグラフの意義、位置付け及びその後の影響の検討	著名なモノグラフを通読した上で、その全体の意義・構造や歴史的意義の検討
第 14 回	授業の終わりに	これまでの議論のまとめと論文執筆に向けた生かし方のための助言

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

担当者は検討文献について、内容だけでなく、背景等も踏まえて調査し、報告する。担当者以外の者は、事前に検討文献を読んで、疑問点などを整理しておく

【テキスト（教科書）】

ガイダンスで選定した文献のコピーを配布する。

【参考書】

検討文献に応じて、報告の前後で指示する。

【成績評価の方法と基準】

検討文献に関する理解及び調査 50 %、議論への寄与 50 %。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑法

<研究テーマ> 危険犯、社会的法益

<主要研究業績> 学術研究データベースを参照のこと

【Outline and objectives】

We read papers and theses about criminal law in order to learn the method of writing thesis.

LAW500A1

刑法特殊講義Ⅱ

佐藤 輝幸

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法に関する専門的論文について、より高度かつ重厚な文献を中心に講読し、その分野に関する知識を得ると共に、刑法特殊講義Ⅰで身につけた著者の問題意識の形成、検討対象の選定・分析及び自説の説得的な論じ方などの分析をより深め、自らの論文執筆に向けた方法論及び心構えをさらに明確化し、将来の研究生生活におけるテーマへの取り組み方をも考えることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

単に検討文献の内容を理解するだけでなく、筆者の思考過程、執筆当時の問題状況や時代背景及びその後の判例・学説への影響等を含め、検討文献の意義及び位置付けを検討することにより、論文を執筆する上での方法論及び留意点、自分の中での良い論文のイメージの構築など、自らの論文執筆のための示唆を得ることも目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

あらかじめ決めた担当者が検討文献の内容を報告した後、全員で議論を行う。なお、以下の授業計画は、受講者の関心のあるテーマ、検討文献の難易度、長短及び受講者のレベル等に応じて、順序や当該文献に割り当てる授業回数などを変更することがある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	受講者同士の研究関心の共有、検討文献の選定など
第2回	近時の祝賀論文集所収の論文の内容の確認及び検討	比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練（刑法特殊講義Ⅰの復習）
第3回	著名なモノグラフの前半の内容の確認及び検討	比較的短めの著名なモノグラフの前半部分を読み、問題意識及び調査内容の検討
第4回	同モノグラフの後半の内容の確認及び検討	同モノグラフの後半部分を読み、調査内容及び自説の展開の検討
第5回	同モノグラフの意義、位置付け及びその後の影響の検討	著名なモノグラフを通読した上で、その全体の意義・構造や歴史的意義の検討
第6回	近時のモノグラフの前半の内容の確認及び検討	近時のモノグラフの前半部分を読み、問題意識及び調査内容について、古典的なモノグラフとの違いの検討
第7回	同モノグラフの後半の内容の確認及び検討	同モノグラフの後半部分を読み、調査内容及び自説の展開の検討
第8回	同モノグラフの意義、位置付けの検討	近時のモノグラフを通読した上で、その全体の意義・構造及び新規性の検討
第9回	著名な刑法学者の論文集の中から、デビュー論文の比較法部分の内容の確認及び検討	著名な刑法学者の最初の論文について、その問題意識と比較法の研究手法の検討
第10回	同論文の日本法及び自説部分の内容の確認及び検討	著名な刑法学者の最初の論文における日本法の研究手法と自説の検討
第11回	同論文集の中から、デビュー論文以降の同テーマに関する論文の検討	著名な刑法学者のデビュー論文の研究内容の発展のさせ方の検討
第12回	同論文集の中から、デビュー論文とは異なるテーマに関する論文の検討	著名な刑法学者がどのように第2のテーマを選定し、研究したかを検討
第13回	論文集の著者の研究の全体像の検討	論文集の著者の生涯の中でのそれぞれの論文の位置付け、関心の移り変わりなどの議論
第14回	授業の終わりに	これまでの議論のまとめと論文執筆に向けた生かし方のための助言

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の担当者は検討文献について、内容だけでなく、背景等も踏まえて調査し、報告する。担当者以外の者は、事前に検討文献を読んで、疑問点などを整理しておく。

【テキスト（教科書）】

ガイダンスで選定した文献のコピーを配布する。

【参考書】

検討文献に応じて、報告の前後で指示する。

【成績評価の方法と基準】

検討文献に関する理解及び調査 50 %、議論への寄与 50 %。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑法
<研究テーマ> 危険犯、社会的法益
<主要研究業績> 学術研究データベースを参照のこと

【Outline and objectives】

We read papers and theses about criminal law in order to learn the method of writing thesis.

刑法特殊講義Ⅲ

今井 猛嘉

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

自動運転と刑事法について、議論を整理し、従来の刑法学による対応を検討することを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

自動車運転致死傷行為処罰法の解釈、適用に際しては、刑法総論、各論の様々な概念を正確に理解していることが前提となる。
本講義では、それらの知識及び、関連する最新の学説状況を踏まえつつ、自動運転に関して新たに生じてきている問題点を検討する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

資料を予習してきた上で、知識の確認をし、新たな問題をともに検討する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	自動運転を巡る法的状況（その概観）	関連する行政刑法、条約を確認し、国内刑法の適用条件を確認する
第 2 回	自動運転を巡る国際状況 1	アメリカにおける自動運転とその事故処理に係る刑罰適用条件を確認する。
第 3 回	自動運転を巡る国際状況 2	第 2 回のテーマに関する近時の議論について検討する。
第 4 回	自動運転を巡る国際状況 3	ドイツにおける自動運転とその事故処理に係る刑罰適用条件を確認する。
第 5 回	自動運転を巡る国際状況 4	第 4 回のテーマに関する近時の議論について検討する。
第 6 回	自動運転を巡る国際状況 5	を、引きつづき検討する。
第 7 回	自動運転を巡る国際状況 6	フランスにおける自動運転とその事故処理に係る刑罰適用条件を確認する。
第 8 回	自動運転を巡る国際状況 7	第 6 回のテーマに関する近時の議論について検討する。
第 9 回	自動運転を巡る国際状況 8	を、引きつづき検討する。
第 10 回	自動運転を巡る国際状況 9	イギリスにおける自動運転とその事故処理に係る刑罰適用条件を確認する。
第 11 回	自動運転を巡る国際状況 10	第 8 回のテーマに関する近時の議論について検討する。
第 12 回	自動運転を巡る国際状況 11	。
第 13 回	自動運転を巡る国際状況 12	自動車運転致死傷行為処罰法に関する現状を分析する。
第 14 回	自動運転を巡る国際状況 13	道交法に関する日本の現状を分析する。
第 15 回	自動運転を巡る国際状況 14	刑法の関連規定につき検討し、分析する。
第 16 回	自動運転を巡る国際状況 15	新たな立法の必要性について検討する。
第 17 回	まとめ	これまでの検討を総括し、自動運転に対する最適な刑事法的規制につき、現在の理解を整理する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

指定された資料を十分に検討し、講義に臨むこと。

【テキスト（教科書）】

特になし。日本刑法（総論、各論）のテキストを、各自、講義項目に併せて確認すること。

【参考書】

追って指示する。
基本的なものとしては、次のとおり。
<https://www.vtapi.org/avip.pdf>

【成績評価の方法と基準】

出席点 30 %。レポート 70 %。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞刑法
＜研究テーマ＞刑法の諸問題
＜主要研究業績＞

「刑法総則の罰則整備」ジュリスト 1276 号（2004 年）53 - 61 頁等
論究ジュリスト（2017 年秋号）「組織的犯罪処罰法の改正とその意義——条約による国内刑法の発展」

LAW500A1

刑法特殊講義Ⅳ

今井 猛嘉

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>刑法

<研究テーマ>刑法の諸問題

<主要研究業績>

「刑法総則の罰則整備」ジュリスト 1276 号（2004 年）53 - 61 頁等
 論究ジュリスト（2017 年秋号）「組織的犯罪処罰法の改正とその意義——条約による国内刑法の発展」

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

犯罪収益の剥奪のあり方について学ぶことを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

犯罪収益の剥奪は、経済犯罪やテロ対策として有効であるが、剥奪が刑罰か、いかなる剥奪手段までが認められるのか等、検討すべき点が多い。これらの問題点を、海外文献を用いて検討する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

指示された文献を予習して講義に臨み、議論に参加する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	日本刑法による犯罪収益の剥奪方法	現行法の規定を理解する
第 2 回	アメリカにおける犯罪収益の剥奪方法 1	アメリカにおける犯罪収益の剥奪方法の概要を確認、分析する。
第 3 回	アメリカにおける犯罪収益の剥奪方法 2	アメリカにおける civil forfeiture の制度、運用を確認、分析する。
第 4 回	アメリカにおける犯罪収益の剥奪方法 3	アメリカにおける Non conviction based confiscation の制度、運用を確認、分析する
第 5 回	イギリスにおける犯罪収益の剥奪方法 1	イギリスにおける civil forfeiture の制度、運用を確認、分析する。犯罪収益の剥奪方法の概要を確認、分析する。
第 6 回	イギリスにおける犯罪収益の剥奪方法 2	イギリスにおける Non conviction based confiscation の制度、運用を確認、分析する
第 7 回	イギリスにおける犯罪収益の剥奪方法 3	イギリスにおける POCA 法 （ Proceeds of crime act ）の概要と運用を分析、検討する。
第 8 回	ドイツにおける犯罪収益の剥奪方法 1	ドイツにおける犯罪収益の剥奪方法の概要を把握する。
第 9 回	ドイツにおける犯罪収益の剥奪方法 2	ドイツにおける civil forfeiture の制度、運用を確認、分析する。犯罪収益の剥奪方法の概要を確認、分析する。
第 10 回	ドイツにおける犯罪収益の剥奪方法 3	ドイツにおける Non conviction based confiscation の制度、運用を確認、分析する
第 11 回	EU による犯罪収益の剥奪方法の統一政策 1	EU による犯罪収益の剥奪方法の統一政策と、それが、ドイツ、イギリスに及ぼした影響について検討する。
第 12 回	EU による犯罪収益の剥奪方法の統一政策 2	EU における civil forfeiture の制度、運用を確認、分析する。犯罪収益の剥奪方法の概要を確認、分析する。
第 13 回	EU による犯罪収益の剥奪方法の統一政策 3	EU における Non conviction based confiscation の制度、運用を確認、分析する
第 14 回	まとめ	これまでの検討を総括し、日本刑法の制度を比較法的観点から相対化して理解する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

指定された資料を十分に予習して講義に臨むこと。

【テキスト（教科書）】

簡単なものとして、以下のものがある。

http://www.unafei.or.jp/english/pdf/RS_No83/No83_06VE_Weld1.pdf

<https://www.justice.gov/criminal-afmls/file/839521/download>

<https://rm.coe.int/16806eeeba>

<https://star.worldbank.org/star/sites/star/files/asset-recovery-in-german-law-english.pdf>

【参考書】

その都度、指示する。

【成績評価の方法と基準】

出席点 30 %。レポート 70 %

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

LAW500A1

刑事訴訟法特殊講義 I

田中 開

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

参加学生が、各自の研究課題や興味を持っている問題につき、報告し、参加者と討論する形で行う。刑事訴訟法の研究者としての基本的な知識とスキルを習得することを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、報告し、参加者と討論することを通じて、自らの考えを深めることにより、各自の研究を進め、最終的には、一定レベル以上の論文作成が可能となることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

参加学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、調査・検討の上、報告し、参加者で討論する形で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	各回の報告テーマおよび報告担当者につき決定する
第 2 回	法定手続の保障と適正手続	憲法 31 条の法定手続の保障と適正手続（デュー・プロセス）との関係
第 3 回	捜査の基本原則	強制処分法定主義と令状主義
第 4 回	強制捜査と任意捜査 1	強制捜査と任意捜査の区別
第 5 回	強制捜査と任意捜査 2	任意捜査の許容限度
第 6 回	行政手続と刑事手続	行政手続・刑事手続と憲法の保障
第 7 回	行政警察活動と捜査活動	職務質問と捜査の関係などにつき検討する
第 8 回	写真撮影	捜査のためにする写真撮影とビデオ録画・録音
第 9 回	電気通信の傍受	通信傍受法の改正と盗聴
第 10 回	G P S 捜査	2017 年 3 月 15 日の大法廷判決を中心に検討する
第 11 回	監視型捜査	いわゆる監視型捜査の問題点
第 12 回	ビッグデータと捜査	いわゆるビッグデータがと捜査のあり方
第 13 回	インターネットと犯罪捜査	インターネットを利用した犯罪とその捜査の諸問題
第 14 回	刑事法の域外適用	刑法の域外適用と犯罪捜査のあり方

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各自の研究課題等について文献検索・収集を行い、収集した文献を読み、考え、報告のためのわかり易い整理ができるよう努力を重ねること。

【テキスト（教科書）】

各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

【参考書】

各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

【成績評価の方法と基準】

報告・討論の状況により評価する（平常点 100%）。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>刑事訴訟法

【Outline and objectives】

Lecture

Basic skills for academic researcher of criminal procedure

LAW500A1

刑事訴訟法特殊講義Ⅱ

田中 開

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

参加学生が、各自の研究課題や興味を持っている問題につき、報告し、参加者と討論する形で行う。刑事訴訟法の研究者としての（刑事訴訟法特殊講義Ⅰよりも一歩進んだ）専門的な知識とスキルを習得することを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、報告し、参加者と討論することを通じて、自らの考えを深めることにより、各自の研究を進め、最終的には、一定レベル以上の論文作成が可能となることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

参加学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、調査・検討の上、報告し、参加者で討論する形で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	各回の報告テーマおよび報告担当者につき決定する
第2回	所持品検査	所持品検査と捜索・強制手段につき検討する
第3回	捜索・差押え1	逮捕に伴う捜索・差押えの諸問題
第4回	捜索・差押え2	捜索・差押えに付随する処分と「必要な処分」
第5回	捜索・差押え3	携帯電話等の差押え
第6回	検証	検証の性質を有する処分と強制処分法定主義、令状主義
第7回	電磁的記録の取得・保全	電磁的記録の取得・保全をめぐる諸問題
第8回	身体検査	身体検査をめぐる諸問題
第9回	接見交通	接見交通をめぐる最近の問題状況
第10回	公判前整理	公判前整理手続をめぐる諸問題
第11回	裁判員裁判	裁判員裁判をめぐる諸問題
第12回	取調べの録音・録画	取調べの録音・録画制度の創設につき検討する
第13回	合意制度	合意制度の導入につき考察する
第14回	刑事免責	刑事免責制度の導入につき考察する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各自の研究課題等について諸外国のものも含む文献検索・収集を行い、収集した文献を読み、考え、報告のためのわかり易い整理ができるよう努力を重ねること。

【テキスト（教科書）】

各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

【参考書】

各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

【成績評価の方法と基準】

報告・討論の状況により評価する（平常点100%）。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>刑事訴訟法

【Outline and objectives】

Lecture

Basic skills for academic researcher of criminal procedure

LAW600A1

法制史論文指導 I

川口 由彦

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本法制史専攻の大学院生による修士論文作成を指導するリサーチワーク科目である。この授業によって、論文のテーマ設定が可能となる。

【到達目標】

修士課程第2学年に進んで、論文作成を一定のテーマの下に具体的に進めることが出来るようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

テーマ設定のための文献研究についての報告と指導。10点の文献を定め、それを元にテーマ検討を進める。ただし、受講生の論文執筆の進捗状況により、下記授業計画は変更となる場合がある

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	今後の進め方の確認
第2回	テーマ設定のための文献説明	10点の文献（No.1～10）についての説明と議論
第3回	文献報告①	文献 No.1 についての報告と議論
第4回	文献報告②	文献 No.2 についての報告と議論
第5回	文献報告③	文献 No.3 についての報告と議論
第6回	文献報告④	文献 No.4 についての報告と議論
第7回	文献報告⑤	文献 No.5 についての報告と議論
第8回	文献 5 点の比較報告	文献 No.1～5 の相互の関係についての報告と議論
第9回	文献報告⑥	文献 No.6 についての報告と議論
第10回	文献報告⑦	文献 No.7 についての報告と議論
第11回	文献報告⑧	文献 No.8 についての報告と議論
第12回	文献報告⑨	文献 No.9 についての報告と議論
第13回	文献報告⑩	文献 No.10 についての報告と議論
第14回	文献 10 点の比較報告	文献 No.1～10 の相互の関係についての報告と議論。夏季休暇中のテーマ設定についての報告と助言。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

図書館等での調査。

【テキスト（教科書）】

使用しない

【参考書】

指定しない

【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

<研究テーマ>

<主要研究業績>

【Outline and objectives】

This lesson is set up for postgraduate students who major in the Japanese legal history to write a master's thesis. They come to be able to set the theme of the article.

LAW600A1

法制史論文指導Ⅱ

川口 由彦

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本法制史専攻の大学院生による修士論文作成を指導するリサーチワーク科目である。この授業によって、論文のテーマ設定が可能となる。

【到達目標】

修士課程第2学年に進んで、論文作成を一定のテーマの下に具体的に進めることが出来るようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

3つのテーマ候補を選び、それぞれを詳細に検討して最終的に1つのテーマを設定する。受講生の論文執筆の進捗状況により、下記授業計画は変更となる場合がある

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	修士論文テーマの報告	修士論文のテーマ候補①～③の報告
第2回	テーマ候補①の報告	報告と議論・助言
第3回	テーマ候補①の先行研究調査	先行研究の内容の報告と議論
第4回	テーマ候補①の先行研究の再調査	再調査内容の報告と議論
第5回	テーマ候補②の報告	報告と議論・助言
第6回	テーマ候補②の先行研究の調査	先行研究の内容の報告と議論
第7回	テーマ候補②の先行研究の再調査	再調査内容の報告と議論
第8回	テーマ候補③の報告	報告と議論・助言
第9回	テーマ候補③の先行研究の調査	先行研究の内容の報告と議論
第10回	テーマ候補③の先行研究の再調査	再調査内容の報告と議論
第11回	隣接テーマに関する報告	各テーマに隣接する研究についての報告と議論
第12回	テーマの最終決定①	3テーマの比較検討と論文作成の可能性についての報告と議論
第13回	テーマの最終決定②	テーマ最終決定に関する報告と議論
第14回	全体のまとめ	秋学期のまとめ。論文作成スケジュールの確認

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

図書館等での調査。

【テキスト（教科書）】

使用しない

【参考書】

指定しない

【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 日本法制史
 ＜研究テーマ＞ 土地所有権、調停制度、判決執行システムの法史学的研究
 ＜主要研究業績＞ 著書「近代日本の土地法観念」（東京大学出版会）
 編著「調停の近代」（勁草書房）

【Outline and objectives】

This lesson is set up for postgraduate students who major in the Japanese legal history to write a master's thesis. They come to be able to set the theme of the article.

法制史論文指導 I

高 友希子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文を執筆するために必要な技法を習得し、基礎的な研究能力を培うリサーチワーク科目である。

【到達目標】

国内外の先行研究や欧米の原語文献の収集、読解、要約を通じて、修士論文のテーマの候補を絞り込んでいく。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講者による報告と議論を中心に進める。なお、受講者の研究の進み具合により、以下の授業内容については変更もありうる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業の概要
第 2 回	図書館ガイダンス	文献収集の方法
第 3 回	テーマ設定について	文献の説明
第 4 回	文献報告（1）	報告と議論
第 5 回	文献報告（2）	報告と議論
第 6 回	文献報告（3）	報告と議論
第 7 回	文献報告（4）	報告と議論
第 8 回	文献報告（5）	報告と議論
第 9 回	文献報告（6）	報告と議論
第 10 回	文献報告（7）	報告と議論
第 11 回	文献報告（8）	報告と議論
第 12 回	文献報告（9）	報告と議論
第 13 回	文献報告（10）	報告と議論
第 14 回	まとめ	夏季休暇中のテーマ設定の報告と助言

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告準備、図書館などでの文献の調査・収集、分析。

【テキスト（教科書）】

使用しない。

【参考書】

必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞西洋法制史

＜研究テーマ＞英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

＜主要研究業績＞

・「Christopher St. German のエクイティ論—「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108 巻 1 号（2010 年）。

・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史—民法 716 条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009 年）。

・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察— Capell v. Scott (1493-4) を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004 年）。

・「15 世紀後半から 16 世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割—エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的 연구」『九大法学』89 号（2004 年）。

【Outline and objectives】

This course is designed to help the students to formulate a theme for the master thesis in legal history.

LAW600A1

法制史論文指導Ⅱ

高 友希子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文を執筆するために必要な技法を習得し、基礎的な研究能力を培うリサーチワーク科目である。

【到達目標】

国内外の先行研究や欧米の原語文献の収集、読解、要約を通じて、修士論文のテーマを決定する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講者による報告と議論を中心に進める。なお、受講者の研究の進み具合により、以下の授業内容については変更もありうる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	修士論文のテーマ候補について報告	テーマ候補 3 点についての報告
第 2 回	テーマ候補（1）	報告と議論
第 3 回	テーマ候補（1）	先行研究についての調査報告と議論
第 4 回	テーマ候補（1）	再調査内容についての報告と議論
第 5 回	テーマ候補（2）	報告と議論
第 6 回	テーマ候補（2）	先行研究についての調査報告と議論
第 7 回	テーマ候補（2）	再調査内容についての報告と議論
第 8 回	テーマ候補（3）	報告と議論
第 9 回	テーマ候補（3）	先行研究についての調査報告と議論
第 10 回	テーマ候補（3）	再調査内容についての報告と議論
第 11 回	テーマの最終決定（1）	テーマ候補 3 つの比較検討
第 12 回	テーマの最終決定（2）	論文作成の可能性についての報告と議論
第 13 回	テーマの最終決定（3）	テーマの最終決定に関する報告と議論
第 14 回	全体のまとめ	論文作成スケジュールの確認

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告準備、図書館などでの文献の調査・収集、分析。

【テキスト（教科書）】

使用しない。

【参考書】

必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>西洋法制史

<研究テーマ>英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

<主要研究業績>

・「Christopher St. German のエクイティ論—「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108 巻 1 号（2010 年）。

・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史—民法 716 条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009 年）。

・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察— Capell v. Scott (1493-4) を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004 年）。

・「15 世紀後半から 16 世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割—エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的研究」『九大法学』89 号（2004 年）。

【Outline and objectives】

This course is designed to help the students to formulate a theme for the master thesis in legal history.

LAW600A1

法制史論文指導Ⅲ

川口 由彦

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本法制史専攻の大学院生による修士論文作成を指導するリサーチワーク科目である。この授業によって、論文のテーマ設定が可能となる。

【到達目標】

修士課程第2学年に進んで、論文作成を一定のテーマの下に具体的に進めることが出来るようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

テーマ設定のための文献研究についての報告と指導。10点の文献を定め、それを元にテーマ検討を進める。ただし、受講生の論文執筆の進捗状況により、下記授業計画は変更となる場合がある

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	今後の進め方の確認
第2回	テーマ設定のための文献説明	10点の文献（No.1～10）についての説明と議論
第3回	文献報告①	文献 No.1 についての報告と議論
第4回	文献報告②	文献 No.2 についての報告と議論
第5回	文献報告③	文献 No.3 についての報告と議論
第6回	文献報告④	文献 No.4 についての報告と議論
第7回	文献報告⑤	文献 No.5 についての報告と議論
第8回	文献 5 点の比較報告	文献 No.1～5 の相互の関係についての報告と議論
第9回	文献報告⑥	文献 No.6 についての報告と議論
第10回	文献報告⑦	文献 No.7 についての報告と議論
第11回	文献報告⑧	文献 No.8 についての報告と議論
第12回	文献報告⑨	文献 No.9 についての報告と議論
第13回	文献報告⑩	文献 No.10 についての報告と議論
第14回	文献 10 点の比較報告	文献 No.1～10 の相互の関係についての報告と議論。夏季休暇中のテーマ設定についての報告と助言。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

図書館等での調査。

【テキスト（教科書）】

使用しない

【参考書】

指定しない

【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

<研究テーマ>

<主要研究業績>

【Outline and objectives】

This lesson is set up for postgraduate students who major in the Japanese legal history to write a master's thesis. They come to be able to set the theme of the article.

LAW600A1

法制史論文指導Ⅳ

川口 由彦

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本法制史専攻の大学院生による修士論文作成を指導するリサーチワーク科目である。この授業によって、論文のテーマ設定が可能となる。

【到達目標】

修士課程第2学年に進んで、論文作成を一定のテーマの下に具体的に進めることが出来るようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

3つのテーマ候補を選び、それぞれを詳細に検討して最終的に1つのテーマを設定する。受講生の論文執筆の進捗状況により、下記授業計画は変更となる場合がある

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	修士論文テーマの報告	修士論文のテーマ候補①～③の報告
第2回	テーマ候補①の報告	報告と議論・助言
第3回	テーマ候補①の先行研究調査	先行研究の内容の報告と議論
第4回	テーマ候補①の先行研究の再調査	再調査内容の報告と議論
第5回	テーマ候補②の報告	報告と議論・助言
第6回	テーマ候補②の先行研究の調査	先行研究の内容の報告と議論
第7回	テーマ候補②の先行研究の再調査	再調査内容の報告と議論
第8回	テーマ候補③の報告	報告と議論・助言
第9回	テーマ候補③の先行研究の調査	先行研究の内容の報告と議論
第10回	テーマ候補③の先行研究の再調査	再調査内容の報告と議論
第11回	隣接テーマに関する報告	各テーマに隣接する研究についての報告と議論
第12回	テーマの最終決定①	3テーマの比較検討と論文作成の可能性についての報告と議論
第13回	テーマの最終決定②	テーマ最終決定に関する報告と議論
第14回	全体のまとめ	秋学期のまとめ。論文作成スケジュールの確認

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

図書館等での調査。

【テキスト（教科書）】

使用しない

【参考書】

指定しない

【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 日本法制史
 ＜研究テーマ＞ 土地所有権、調停制度、判決執行システムの法史学的研究
 ＜主要研究業績＞ 著書「近代日本の土地法観念」（東京大学出版会）
 編著「調停の近代」（勁草書房）

【Outline and objectives】

This lesson is set up for postgraduate students who major in the Japanese legal history to write a master's thesis. They come to be able to set the theme of the article.

LAW500A1

憲法演習 I

國分 典子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本科目は、日本の憲法上のトピックをとり上げ、歴史的観点も踏まえた上で、現代日本の立憲主義状況を理解することを目的とするセミナーである。

【到達目標】

日本国憲法上の論点を見直し、多角的な観点から理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

2016 年の『論究ジュリスト』で採り上げられた憲法についての論点を各回で検討する。人数によるが、レポーターにテーマについての報告をしてもらい、その後、参加者全員で議論して論点を分析する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	明治憲法における君主制原理の生成と展開	明治憲法制定の意味を考える
第 2 回	天皇機関説事件	天皇機関説事件が憲法史上持った意味を考える
第 3 回	ボツダム宣言の受諾	憲法の断絶の問題について考える
第 4 回	砂川事件最高裁判決	法と政治の問題を考える
第 5 回	苦米地事件	衆議院の解散について考える
第 6 回	日産自動車男女別定年制事件最高裁判決	平等について考える
第 7 回	薬事法距離制限違憲判決	違憲判決基準について考える
第 8 回	衆議院定数不均衡訴訟違憲判決	選挙と訴訟の問題を考える
第 9 回	愛媛玉串料訴訟判決	政教分離について考える
第 10 回	小選挙区比例代表並立制の導入	選挙制度について考える
第 11 回	裁判員制度	裁判員制度のもつ意味について考える
第 12 回	在外邦人選挙権訴訟最高裁判決	在外邦人選挙権訴訟がもった意味を考える
第 13 回	婚外子相続分規定違憲判決	個人、家族、国家の問題を考える
第 14 回	日本の立憲主義の課題	これまでの論点を振り返り、日本の憲法論の現状と課題をまとめる

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

課題となる資料をあらかじめ読み、何が論点になるのかを考え、議論に積極的に参加できるようにしておく。

【テキスト（教科書）】

「特集 憲法のあの瞬間」論究ジュリスト 17 号（2016 年）

【参考書】

『憲法判例百選 I・II』第 6 版（有斐閣、2013 年）等の判例資料

【成績評価の方法と基準】

レポーターとしての報告を 50 %、討論への参加度を 50 %として評価する。

【学生の意見等からの気づき】

今年度は初めての授業なので、特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。報告者はレジュメを用意すること。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞

憲法、韓国法

＜研究テーマ＞

日韓の比較憲法思想史的研究、韓国の違憲審査制度についての研究

＜主要研究業績＞

『近代東アジア世界と憲法思想』（慶應義塾大学出版会、2012 年）

「韓国における『広義』の憲法改正と憲法裁判所の機能」駒村圭吾・待鳥聡史編『憲法改正の比較政治学』（弘文堂、2016 年）375 - 404 頁

【Outline and objectives】

This seminar will focus on some important aspects of Japanese Constitutional Law.

LAW500A1

憲法演習Ⅱ

國分 典子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本科目は、統治機構の論点について、比較憲法的視点も含めて検討し、日本の統治機構の特徴と問題点を理解することを目的とするセミナーである。

【到達目標】

諸外国の統治機構のあり方について一定の知識を持った上で日本の統治機構を比較法的に位置づけることができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

レポーターがテーマについてレジュメを準備し、報告をしたのち、参加者全員で論点を検討する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンスと序論	授業の進め方と本授業の意味について理解する
第 2 回	主権	主権論について考える
第 3 回	代表の概念	国民代表の史的理解について考える
第 4 回	政党の位置づけ	政党について憲法の観点から考える
第 5 回	議院内閣制	国会と内閣の関係について考える
第 6 回	法律事項	法律事項の範囲について考える
第 7 回	行政権の概念	「行政権」についての学説の展開を考える
第 8 回	司法権の概念	司法とは何かを考える
第 9 回	違憲審査制	日本の違憲審査制の問題点を考える
第 10 回	憲法裁判所制度	諸外国の憲法裁判所制度を考える
第 11 回	立法行為の違憲審査	立法の不作為の違憲審査について考える
第 12 回	地方自治の本旨	地方自治の憲法上の論点を考える
第 13 回	憲法とは何か	立憲主義と民主主義の観点から憲法とは何かを考える
第 14 回	全体のまとめ	全体を振り返り、統治機構の論点および日本の統治機構の比較法的特徴を考える

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回テーマについて事前に文献を読み、論点を把握し、積極的に議論に参加できる準備をしておく。

【テキスト（教科書）】

小山剛・駒村圭吾編『論点探究 憲法』第 2 版（弘文堂、2013 年）
 宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開』第 2 版（日本評論社、2014 年）

【参考書】

授業の中で適宜支持する。

【成績評価の方法と基準】

レポーターとしての報告 50 %、議論への積極的参加度 50 %で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

今年度が初めてなので、特になし

【学生が準備すべき機器他】

レポーターはレジュメを準備すること。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、韓国法

<研究テーマ>

日韓比較憲法史、韓国の違憲審査制度

<主要研究業績>

『近代東アジア世界と憲法思想』（慶應義塾大学出版会、2012 年）

『韓国の『広義』の憲法改正と憲法裁判所』駒村圭吾・待鳥聡史編『憲法改正の比較政治学』（弘文堂、2016 年）

【Outline and objectives】

This seminar will focus on the issues of government institutions in terms of comparative perspectives constitution.

行政法演習Ⅰ

文告 尚史

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目であるこの講義は、行政法の全体（総論と救済法）から重要なテーマをピックアップして、総論の学習事項と救済法の学習事項の関連に留意しながら学ぶことを目的とする。

【到達目標】

行政法全体の主要テーマに関する論点について、判例を素材として議論を深めることにより、法学部の講義等で習得した基礎知識を実践的に活用できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

第1回、第2回および第8回は、教員による解説の比重が大きくなる。初回に報告の担当を決め、第3回から報告と討論の形で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	法の一般原則―信頼の保護	テキストⅠ 25 事件。工場誘致施策と信頼保護の関係に関する著名な判例を取り上げて、法の一般原則の一つである信頼の保護について学ぶ。
第2回	通達の法的性質	テキストⅠ 55 事件。通達は国民を法的に拘束するものではないという基礎知識を確認したうえで、さらなる問題の広がりを学ぶ。
第3回	行政行為の附款	テキストⅠ 91 事件。行政行為に条件（附款）を付けることの許容性と限界を学ぶ。
第4回	違法性の承継	テキストⅠ 84 事件。第一の行政行為の出訴期間が経過した後、その行政行為を受け継ぐ第二の行政行為を争う際に、第一の行政行為の違法性を主張することができるかどうか。行政判例百選Ⅰの第5版における同一テーマの判例および解説と比較すること。なお、この回で第3回以降の報告者を決める。
第5回	行政手続1―審査基準	テキストⅠ 117 事件。行政手続法5条の審査基準に関する規定の背景になったと言われる個人タクシー事件判決を精読する。この回は、まだ受講者に報告を求めるのは無理と考えられるので、教員による解説が大きな比重を占める。
第6回	行政手続2―理由の提示	テキストⅠ 121 事件。処分理由の提示に関して、どのような場合に瑕疵があると評価されるのかを、一級建築士免許取消事件判決に即して検討する。この回から、受講者による報告を求める。
第7回	申請に対する応答の留保	テキストⅠ 124 事件。私人が許認可の申請をしても、行政が応答を留保して、その間に行政指導をかけてくることがある。そのようなことが許されるのか、許されるとすればどの程度まで許されるのかという問題を扱う。
第8回	行政訴訟1―訴訟要件論概説	取消訴訟の要件、すなわち処分性、原告適格および訴えの利益について概説する。この回は、講義が中心となる。
第9回	行政訴訟2―処分性	テキストⅡ 160 事件。処分性の問題に関して、病院開設中止勧告の事件を素材として考察する。
第10回	行政訴訟3―原告適格	テキストⅡ 165 事件。主として第三者（処分の相手方でない者）が取消訴訟を提起する局面を想起し、その者が原告となり得るのかどうかという論点を学ぶ。まずは、いわゆる小田急判決を取り上げる。
第11回	行政訴訟4―訴えの利益	テキストⅡ 175 事件。処分基準の性質について理解を深め、訴えの利益との関係を考える。

第12回 行政訴訟5―義務付け訴訟ほか

第13回 国家賠償1―公権力責任

第14回 国家賠償2―営造物責任

テキストⅡ 206 事件を素材とし、平成16年の行政事件訴訟法改正で導入された義務付け訴訟と差止め訴訟について、それぞれの仕組みと問題点を概説する。講義が中心となる。

テキストⅡ 215、216、217 および 225 事件を主たる素材として、国家賠償法1条の要件（公権力の行使、公務員、職務、故意・過失、違法性、損害）を巡る様々な論点を学ぶ。講義が中心となる。

テキストⅡ 235、236、237 および 238 事件を主たる素材として、国家賠償法2条の要件（公の営造物、設置・管理の瑕疵、損害）を巡る様々な論点を学ぶ。講義が中心となる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストである判例百選をよく読み、基本的な判例の重要な判示事項を確実に理解すること。判例の解説に挙げられている参考文献にも、できる限り目を通すこと。報告者には、テーマ判例だけでなく関連判例をも読み込んだ深い学習を求める。

【テキスト（教科書）】

宇賀克也・文告尚史・山本隆司編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ【第7版】』（有斐閣）

【参考書】

塩野宏『行政法Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）、宇賀克也『行政法概説Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）。その他必要に応じて適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

各自の報告の内容 60 %、報告とは関係のないレポート 20 %、授業中の発言 20 %。

【学生の意見等からの気づき】

行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人の差が大きい。せっかくの演習方式であるから、双方向的なやり取りを通して、受講者それぞれが苦手な点を克服できるよう手助けしたい。

【学生が準備すべき機器他】

法令と判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【その他の重要事項】

各回のテーマとして行政判例百選に掲載された最高裁判決を挙げているが、各自の関心で、近時の興味深い下級審判決、あるいは行政不服審査会の答申等に素材を拡げることは差し支えない。

【Outline and objectives】

On this course students learn the skills to relate basic knowledge of the general administrative law with correspondent case theories.

LAW500A1

行政法演習Ⅱ

交告 尚史

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目であるこの講義は、行政法演習Ⅰで取り上げることでできなかったものの中から、いくつかの興味深いテーマを拾い出して、行政法全体に対する理解をさらに深めることを目的とする。

【到達目標】

行政法の総論の知識と救済法の知識の融合を、行政法演習Ⅰよりもさらに高いレベルで実現することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

第1回と第2回は、教員による解説の比重が大きくなる。初回に報告の担当を決めて、第3回からは、報告と討論の形で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	行政主体	テキストⅠ 7 事件。指定確認検査機関とはどういう性質の機関なのか。合わせて建築基準法の基本的な仕組みを学ぶ。
第2回	法の一般原則—行政権の濫用	テキストⅠ 29 事件。いわゆる個室付特殊浴場事件の判決を取り上げて、法の一般原則について学ぶ。
第3回	行政保有情報	テキストⅠ 35 事件。情報公開の分野から一つ、食糧費と情報公開の事件を取り上げて、この分野の基礎知識を身に付ける。
第4回	法律と条例	テキストⅠ 43 事件。自治体関係の事件の場合には、法律と条例の関係が問題になることが多い。その際に思考の出発点になるのが、この徳島市公安条例事件判決である。
第5回	法律の委任の範囲	テキストⅠ 50 事件。行政立法の規定が法律の範囲を逸脱したと評価されるのはどのような場合かを学ぶ。
第6回	行政行為の分類	テキストⅠ 64 事件。特許と許可の区別を確認し、その相対化を学ぶ。
第7回	行政行為の公定力	テキストⅠ 67 事件。公定力の意義を、古典的な判例に照らして学び直す。
第8回	行政訴訟1—処分性	テキストⅡ 157 事件。取消訴訟の対象となる処分とは何かという論点を、労災就学援助費事件の判決を素材にして検討する。
第9回	行政訴訟2—原告適格	テキストⅡ 171 事件。原告適格に関しても一つ、競業者の原告適格が問題になった一般廃棄物処理業の事件を取り上げる。
第10回	行政訴訟3—訴えの利益	テキストⅡ 175 事件。処分基準の性質について理解を深め、訴えの利益との関係を考える。
第11回	行政訴訟4—処分理由の差替え	テキストⅡ 189 事件。行政手続法に理由の提示の定めがあることを学んだが、これと関係する訴訟上の論点が処分理由の差替えである。
第12回	行政訴訟5—差止め訴訟ほか	テキストⅡ 207 事件を素材とし、平成16年の行政事件訴訟法改正で導入された差止め訴訟について学ぶ。合わせて、同時に導入された義務付け訴訟の仕組みと問題点を概観する。
第13回	国家賠償1—公権力責任	テキストⅡ 220 事件。国家賠償法1条の要件（公権力の行使、公務員、職務、故意・過失、違法性、損害）を巡る様々な論点を学ぶ。
第14回	国家賠償2—営造物責任	テキストⅡ 241 事件。国家賠償法2条を巡る論点のうちから、供用関連瑕疵の問題を取り上げる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストである判例百選をよく読み、基本的な判例の重要な判示事項を確実に理解すること。判例の解説に挙げられている参考文献にも、できる限り目を通すこと。報告者には、テーマ判例のみならず関連判例をも読み込んだより深い学習を求める。

【テキスト（教科書）】

宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ【第7版】』（有斐閣）。

【参考書】

塩野宏『行政法Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）、宇賀克也『行政法概説Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）。その他適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

各自の報告の内容 60 %、報告とは関係のないレポート 20 %、授業中の発言 20 %。

【学生の意見等からの気づき】

せっかくの演習方式であるから、双方向的なやり取りを通して、受講者がそれぞれ興味をもって取り組める研究テーマを発見できるように手助けしたい。

【学生が準備すべき機器他】

法令と判例を検索するシステムの利用環境（PC 等）を整えておくこと。

【その他の重要事項】

各回のテーマとして行政判例百選に掲載された最高裁判決を挙げているが、各自の関心で、近時の興味深い下級審判決、あるいは行政不服審査会の答申等に素材を拡げることは差し支えない。

【Outline and objectives】

Students are required to get clearer understanding of how the general theories of administrative law are related with the problems of individual cases.

国際法演習 I

田中 佐代子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本演習では、国際法文献（基礎理論に関わるもの、受講者の研究テーマに関係するもの）を講読する。

【到達目標】

国際法の各分野について理解を深めるとともに、国際法文献（日本語・英語）の内容を正確に把握し、批判的に検討する力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講者による報告の後、全員で討論を行う。

報告者は、文献の内容を要約した上で、論点を指摘し考察を加える。報告者以外の受講生も毎回必ず文献を読んできて、積極的に討論に参加することが求められる。

なお、学部レベルの国際法の知識があることを前提として授業を進める。また、受講生の研究テーマとの関連性を重視し、以下に示す各回のテーマは変更される可能性がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	初回打ち合わせ	講読文献と報告担当者の決定
第 2 回	国際法の基本原則	報告と討論
第 3 回	法源（総論的検討）	報告と討論
第 4 回	法源（慣習法論）	報告と討論
第 5 回	条約法	報告と討論
第 6 回	国際法と国内法の関係（論理的関係）	報告と討論
第 7 回	国際法と国内法の関係（国内における適用可能性）	報告と討論
第 8 回	国家承認	報告と討論
第 9 回	管轄権（特に域外適用）	報告と討論
第 10 回	主権免除	報告と討論
第 11 回	国際組織	報告と討論
第 12 回	国家責任法（基本構成）	報告と討論
第 13 回	国家責任法（特に違法性阻却事由）	報告と討論
第 14 回	外交的保護	報告と討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジメに対するコメントを考えてくる。

【テキスト（教科書）】

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。
邦語文献だけでなく英語文献も用いる。

【参考書】

国際条約集

国際法判例百選（第2版）

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）。レジメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞国際法

＜研究テーマ＞緊急避難、自衛権

＜主要業績＞「自衛権行使における均衡性原則の射程」『国家学会雑誌』123 巻 9・10 号（2010 年）

【Outline and objectives】

In this seminar, participants are expected to explore international law literatures on various topics, ranging from legal theories to topics relating to the subject-matter of the participants' thesis.

LAW500A1

国際法演習Ⅱ

田中 佐代子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチ科目である本演習では、国際法文献（基礎理論に関わるもの、受講者の研究テーマに関係するもの）を講読する。

【到達目標】

国際法の各分野について理解を深めるとともに、国際法文献（日本語・英語）の内容を正確に把握し、批判的に検討する力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講者による報告の後、全員で討論を行う。

報告者は、文献の内容を要約した上で、論点を指摘し考察を加える。報告者以外の受講生も毎回必ず文献を読んできて、積極的に討論に参加することが求められる。

なお、学部レベルの国際法の知識があることを前提に授業を進める。また、受講生の研究テーマとの関連性を重視し、以下に示す各回のテーマは変更される可能性がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	初回打ち合わせ	講読文献と報告担当者の決定
第 2 回	国家領域（総論的検討）	報告と討論
第 3 回	国家領域（日本関連）	報告と討論
第 4 回	海洋法	報告と討論
第 5 回	国際犯罪	報告と討論
第 6 回	人権	報告と討論
第 7 回	紛争の平和的解決（総論的検討）	報告と討論
第 8 回	国際裁判	報告と討論
第 9 回	国際投資仲裁	報告と討論
第 10 回	集団安全保障、PKO	報告と討論
第 11 回	自衛権	報告と討論
第 12 回	人道的介入	報告と討論
第 13 回	武力紛争法（交戦法規）	報告と討論
第 14 回	「中立」	報告と討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考えてくる。

【テキスト（教科書）】

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

邦語文献だけでなく英語文献も用いる。

【参考書】

国際条約集

国際法判例百選（第2版）

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）。レジュメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 国際法

<研究テーマ> 緊急避難、自衛権

<主要業績> 「自衛権行使における均衡性原則の射程」『国家学会雑誌』123巻9・10号（2010年）

【Outline and objectives】

In this seminar, participants are expected to explore international law literatures on various topics, ranging from legal theories to topics relating to the subject-matter of the participants' thesis.

憲法論文指導 I

金子 匡良

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文やリサーチペーパーの執筆に必要なスキルを身につけるとともに、自分の修士論文等の構想をまとめて研究計画を立て、論文執筆の下準備を行うことを目的とするリサーチワーク科目である。

【到達目標】

- ①文献検索や情報検索のスキルを身につける。
- ②修士論文のテーマを選定する。
- ③論文のテーマに沿った文献等を収集し、その内容を整理する。
- ④論文作成の大まかな計画を立てる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

履修者が自分の研究テーマについて調べてきたことを報告し、教員がそれにコメントを加え、議論を深めるという形式で授業を進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業の進め方を確認する。
第 2 回	テーマ設定の方法①	論文のテーマ設定の方法について学ぶ。
第 3 回	テーマ設定の方法②	履修者が自分の研究テーマについて報告する。
第 4 回	文献検索の方法	文献検索の方法について学ぶ。
第 5 回	判例検索の方法	判例検索の方法について学ぶ。
第 6 回	法令検索の方法	法令検索の方法について学ぶ。
第 7 回	その他の情報検索の方法	国会議事録の検索など、その他の情報検索の方法について学ぶ。
第 8 回	情報の整理	履修者が自分の研究テーマに関する情報を整理して報告する。
第 9 回	研究計画の作成①	研究計画の作成方法について学ぶ。
第 10 回	研究計画の作成②	履修者が自分の研究計画について報告する。
第 11 回	基本文献の精読①	履修者が自分の研究テーマに関する基本文献を精読し、報告する。
第 12 回	基本文献の精読②	引き続き基本文献を精読する。
第 13 回	基本文献の精読③	引き続き基本文献を精読報告する。
第 14 回	まとめと今後の課題の整理	春学期のまとめと秋学期で取り組むべき課題を洗い出す。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各自の研究計画に沿って、文献等の情報を検索・整理するとともに、なるべく多くの文献に目を通す。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

授業中の発言等、授業への取組（30 %）と、報告の内容（70 %）を総合して評価する。

【学生の意見等からの気づき】

新規開講科目につき特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞

憲法、人権法、人権政策

＜研究テーマ＞

人権救済制度

＜主要研究業績＞

『「救済」の概念－人権を救済することの意義と方法』浜川清ほか（編）『行政の構造変容と権利保護システム』（日本評論社、2019 年 4 月刊行予定）、『公法関係における政治的信託の価値－法的信義と政治的信託の競合をめぐって』法学志林 115 巻 4 号（2018 年）

【Outline and objectives】

The purpose of this lesson is to acquire the skills necessary for the writing of the thesis, and make and do the plan to complete the thesis.

LAW600A1

憲法論文指導Ⅱ

金子 匡良

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

春学期の「憲法論文指導Ⅰ」に引き続き、修士論文やリサーチペーパーの執筆に必要なスキルを身につけるとともに、自分の修士論文等の構想をまとめて研究計画を立て、論文執筆の下準備を行うことを目的とするリサーチワーク科目である。

【到達目標】

- ①修士論文のテーマを選定する。
- ②論文のテーマに沿った文献等を収集し、その内容を整理する。
- ③論文作成の大まかな計画を立てる。
- ④論文作成の計画に沿って、必要な文献等を精読し、論文執筆の準備を整える。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

履修者が自分の研究テーマについて調べてきたことを報告し、教員がそれにコメントを加え、議論を深めるという形式で授業を進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の進め方を確認する。
第2回	研究テーマの検討	春学期「憲法論文指導Ⅰ」で選定した研究テーマを再確認し、さらに細目を詰めていく。
第3回	基本文献の精読①	春学期に引き続き、履修者が自分の研究テーマに関する基本文献を精読し報告する。
第4回	基本文献の精読②	履修者が自分の研究テーマに関する基本文献を精読し報告する。
第5回	基本文献の精読③	履修者が自分の研究テーマに関する基本文献を精読し報告する。
第6回	基本文献の精読④	履修者が自分の研究テーマに関する基本文献を精読し報告する。
第7回	基本判例の精読①	履修者が自分の研究テーマに関する基本判例を精読し報告する。
第8回	基本判例の精読②	履修者が自分の研究テーマに関する基本判例を精読し報告する。
第9回	基本判例の精読③	履修者が自分の研究テーマに関する基本判例を精読し報告する。
第10回	基本判例の精読④	履修者が自分の研究テーマに関する基本判例を精読し報告する。
第11回	その他の情報の検討①	履修者が自分の研究テーマに関するその他の情報（外国の法制度、外国判例、外国文献など）を調べ、報告する。
第12回	その他の情報の検討②	履修者が自分の研究テーマに関するその他の情報（外国の法制度、外国判例、外国文献など）を調べ、報告する。
第13回	その他の情報の検討③	履修者が自分の研究テーマに関するその他の情報（外国の法制度、外国判例、外国文献など）を調べ、報告する。
第14回	まとめと今後の課題の整理	秋学期のまとめと来年度に取り組むべき課題を洗い出す。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各自の研究計画に沿って、文献等の情報を検索・整理するとともに、なるべく多くの文献に目を通す。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

授業中の発言等、授業への取組（30 %）と、報告の内容（70 %）を総合して評価する。

【学生の意見等からの気づき】

新規開講科目につき特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、人権法、人権政策

<研究テーマ>

人権救済制度

<主要研究業績>

『「救済」の概念—人権を救済することの意義と方法』浜川清ほか（編）『行政の構造変容と権利保護システム』（日本評論社、2019年4月刊行予定）、「公法関係における政治的信託の価値—法的信義と政治的信託の競合をめぐる」法学志林 115 巻 4 号（2018 年）

【Outline and objectives】

The purpose of this lesson is to acquire the skills necessary for the writing of the thesis, and make and do the plan to complete the thesis.

LAW600A1

憲法論文指導Ⅲ

建石 真公子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文のテーマに即して、憲法上の課題を設定し、資料等について検討・考察をし、論文完成への道筋をつけるリサーチワーク科目である。
課題に基づいて、資料を探し、読み込み、論文の構成を構築すること、及び論文の構成に沿って研究した内容を叙述することを学ぶ。

【到達目標】

憲法学の理論を理解し、選択した修士論文のテーマについて、理論上の問題を検討し、考察したうえで、一定の結論を導き出す能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

選択したテーマに関する憲法上の枠組みやパラダイム、議論を理解するために、関連する書籍や論文を読んでいく。論文読了後、内容についてまとめ、論文の課題との関連について、定期的にレポートを提出する。論文全体の構造との関係についてアドバイスをし、12月までに修士論文を完成させる。なおテーマを深める目的で、弁護士事務所等訪問のフィールドワークを教員と共に実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	選択した課題に関して、修士論文研究計画の提出	研究計画に基づき、授業の進め方と次の課題について相談する。
第2回	研究計画に沿った報告と参考文献リストの作成	課題について報告する。 文献検索の仕方についても学ぶ。
第3回	研究計画に沿った報告と参考文献リストの修正	課題について議論する。 電子ジャーナルの検索について学ぶ。
第4回	研究計画に沿った報告と必要な資料の確認	課題に関してレポートを書く。
第5回	研究計画に沿った報告と全体の構成の作成	レポートの修正を返却し、修正点について議論する。
第6回	全体の構成の検討	課題について報告する。
第7回	問題視角の検討	課題について議論。
第8回	問題視角に関して報告	課題に関してレポートを書く。
第9回	問題視角の修正と全体の構成の修正	修正したレポートに関して議論する。
第10回	研究計画に沿って報告	課題について報告する。
第11回	報告に関する指導	課題について議論。
第12回	研究計画に沿って報告	課題に関してレポートを書く。
第13回	報告に関する指導	修正したレポートに関して議論する。
第14回	春学期までに終了した内容に関して報告	修士論文の中間報告。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

課題に関する著書、論文を読む。
関連する問題を検討する。
社会における現代的な課題や状況について調べる。

【テキスト（教科書）】

適宜紹介。

【参考書】

適宜紹介。

【成績評価の方法と基準】

議論やレポートの提出（50%）。
報告（50%）。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

なし。

【その他の重要事項】

自分で考えること。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞憲法、国際人権法

＜研究テーマ＞

憲法と人権条約の関係

フランス憲法とヨーロッパ人権条約

人格権と身体にかかわる自己決定

＜主要研究業績＞

「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性」辻村みよ子編

『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

【Outline and objectives】

In accordance with the theme of the master's thesis, set issues on constitutional theory, examine, consider materials, and complete the thesis as a response to the theme.

Learn to describe the contents studied according to the constitutional question.

LAW600A1

憲法論文指導Ⅳ

建石 真公子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目はリサーチワーク科目である。修士論文のテーマの憲法学上の課題を理解し、その課題を解くため、先行業績や判例から理論を明らかにする。そのうえで、課題を解く為に考察する。その考察に基づいて論文を完成させる。

【到達目標】

設定した憲法上の課題に関して、憲法学の原理、パラダイム、憲法学に関する理論を理解し、課題を検討した結果として修士論文を完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

選択した課題に関して、憲法学上の問題を探求し、必要な資料を読む。考察内容に関して報告、レポート提出、議論を繰り返し、深めていく。最終的に論文の構成に沿った考察に基づき、論文を完成させる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	秋学期の研究計画を確認し、夏期休暇中の進展について確認する。
第 2 回	研究計画の確認。	研究計画に沿って報告。
第 3 回	1 章に関する報告に関する指導。	論文の完成した部分まで指導。
第 4 回	完成した部分までをリライトし、報告。	論文全体の構成を意識し、叙述を修正する。
第 5 回	2 章に関する報告	報告内容に関する指導
第 6 回	2 章の修正部分の提出	指導が反映したリライトかを確認。
第 7 回	3 章に関する報告。	執筆方針と検討に関する指導。
第 8 回	3 章に関する修正。	修正部分の確認と指導。
第 9 回	最終章に関する報告。	研究結果に沿った検討かを調整しつつ指導。
第 10 回	最終章に関する修正報告。	結論を射程に入れた指導。
第 11 回	論文の全体に関して報告。	完成に向けて、はじめに、おわりに、等の確認。
第 12 回	論文の全体に関する検討。	はじめに、で提起した課題がきちんと考察されているかに関して確認。
第 13 回	書き終えた部分までを提出。	全体のテーマに沿って、論文の修正。
第 14 回	完成した論文の最終的な確認。	参考文献等の確認。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

課題に関する資料を読む。疑問点を明らかにする。執筆する。

【テキスト（教科書）】

適宜紹介。

【参考書】

適宜紹介。

【成績評価の方法と基準】

授業での報告（50%）
論文の執筆部分の提出（50%）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

なし。

【その他の重要事項】

課題をよく読んで準備すること。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 憲法、国際人権法

<研究テーマ>

憲法と人権条約の関係

フランス憲法とヨーロッパ人権条約

人格権と身体にかかわる自己決定

<主要研究業績>

・建石真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤一久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017 年 12 月、101-124 頁。総頁 801 頁。

・建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80 号。

・建石真公子「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性」辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017 年 3 月。

【Outline and objectives】

In order to understand constitutional issues on the theme of master's thesis and to solve the problem, clarify the theory from the precedent performance and judicial precedents. Then we will examine it to solve the problem.

Complete thesis based on that consideration.

LAW600A1

行政法論文指導Ⅰ

高橋 滋

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

行政法領域において修士論文を作成するための能力を養成し、技法を教授するコースワーク科目である。①論文収集の方法、②論文分析の手法、③修士論文の構想の仕方、④論文執筆の手法を講義内容とする。本演習は行政法論文指導Ⅱと一体のものとして実施する。

【到達目標】

- ① 修士論文を想定して、論文を的確に収集することができる。
- ② 修士論文を想定して、論文を的確に分析することができる。
- ③ 修士論文を想定して、論文を的確に構想できる能力を身につける。
- ④ 修士論文を想定して、論文を的確に執筆できる能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

Reading and discussion of Introduction books for writing master thesis, Report and discussion of materials for master thesis.

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	入門書輪読（1）	入門書の輪読と議論（1）
第2回	入門書輪読（2）	入門書の輪読と議論（2）
第3回	入門書輪読（3）	入門書の輪読と議論（3）
第4回	入門書輪読（4）	入門書の輪読と議論（4）
第5回	入門書輪読（5）	入門書の輪読と議論（5）
第6回	文献購読（1）	代表的な行政法修士論文の輪読（1） - 論文読解の見地から（1）
第7回	文献購読（2）	代表的な行政法修士論文の輪読（2） - 論文読解の見地から（2）
第8回	文献購読（3）	代表的な行政法修士論文の輪読（3） - 論文読解の見地から（3）
第9回	文献購読（4）	代表的な行政法修士論文の輪読（4） - 論文読解の見地から（4）
第10回	文献購読（5）	代表的な行政法修士論文の輪読（4） - 論文読解の見地から（5）
第11回	文献購読（6）	代表的な行政法修士論文の輪読（6） - 論文構想の見地から（1）
第12回	文献購読（7）	代表的な行政法修士論文の輪読（7） - 論文構想の見地から（2）
第13回	文献購読（8）	代表的な行政法修士論文の輪読（8） - 論文構想の見地から（3）
第14回	文献購読（9）	代表的な行政法修士論文の輪読（9） - 論文構想の見地から（4）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- 1) 指定されたテキストを熟読する。
- 2) 演習に積極的に参加する。具体的には、教師の質問に積極的に応答し、自ら質問を発し、他の受講者の議論に参加し、組織する。

【テキスト（教科書）】

受講者と話し合いの上、定める。

【参考書】

高橋滋『行政法』（弘文堂）
 宇賀克也『行政法学説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）
 塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）
 芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）
 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）
 藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

【成績評価の方法と基準】

報告（40 %）
 演習への参加（40 %）
 レポート（20 %）

【学生の意見等からの気づき】

初年度のため気づきはない。

【学生が準備すべき機器他】

なし

【その他の重要事項】

なし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法、環境法、地方自治法

<研究テーマ>

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法

<主要研究業績>

〈単著〉

- 1.『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂、1990 年）
- 2.『行政手続法』（ぎょうせい、1996 年）
- 3.『先端技術の行政法理』（岩波書店、1998 年）
- 4.『行政法』（弘文堂、2016 年）

その他、『条解行政事件訴訟法（第4版）』（弘文堂）、『条解行政情報関連三法』（弘文堂）、『条解行政不服審査法』（弘文堂）、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』（商事法務）等、共著・編著書、29 点（改訂版を含む）。

【Outline and objectives】

This seminar is for master students.

Contents of the seminar

- 1)method of collecting materials for master thesis.
- 2)method of analyzing materials for master thesis.
- 3)method of conceiving of master thesis.
- 4)method of writing master thesis.

This seminar is first half of one year seminar for master Students, who are expected to write master thesis in the field of administrative law.

LAW600A1

行政法論文指導Ⅱ

高橋 滋

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

行政法領域において修士論文を作成するための能力を養成し、技法を教授するコースワーク科目である。①論文収集の方法、②論文分析の手法、③修士論文の構想の仕方、④論文執筆の手法を講義内容とする。本演習は行政法論文指導Ⅰと一体のものとして実施する。

【到達目標】

- ① 修士論文を想定して、論文を的確に収集することができる。
- ② 修士論文を想定して、論文を的確に分析することができる。
- ③ 修士論文を想定して、論文を的確に構想できる能力を身につける。
- ④ 修士論文を想定して、論文を的確に執筆できる能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

Reading and discussion of Introduction books for writing master thesis, Report and discussion of materials for master thesis.

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	文献購読（1）	代表的な行政法修士論文の輪読（1） - 論文構想の見地から（1）
第 2 回	文献購読（2）	代表的な行政法修士論文の輪読（2） - 論文構想の見地から（2）
第 3 回	文献購読（3）	代表的な行政法修士論文の輪読（3） - 論文構想の見地から（3）
第 4 回	文献購読（4）	代表的な行政法修士論文の輪読（4） - 論文構想の見地から（4）
第 5 回	文献購読（5）	代表的な行政法修士論文の輪読（5） - 論文執筆の見地から（1）
第 6 回	文献購読（6）	代表的な行政法修士論文の輪読（6） - 論文執筆の見地から（2）
第 7 回	文献購読（7）	代表的な行政法修士論文の輪読（7） - 論文執筆の見地から（3）
第 8 回	論文執筆指導（1）	論文の骨子の作成
第 9 回	論文執筆指導（2）	論文目次の作成
第 10 回	論文執筆指導（3）	序章及び終章の構想
第 11 回	論文執筆指導（4）	序章及び終章の執筆
第 12 回	論文執筆指導（5）	論文前半の執筆
第 13 回	論文執筆指導（6）	論文中段の執筆
第 14 回	論文執筆指導（7）	論文後半の執筆

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- 1) 指定されたテキストを熟読する。
- 2) 演習に積極的に参加する。具体的には、教師の質問に積極的に応答し、自ら質問を發し、他の受講者の議論に参加し、組織するように準備を行う。
- 3) 執筆に際しては、時間が配分を計画的に行い、執筆のペースを堅持する。

【テキスト（教科書）】

受講者と話し合いの上で定める。

【参考書】

高橋滋『行政法』（弘文堂）
 宇賀克也『行政法学説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）
 塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）
 芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）
 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）
 藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

【成績評価の方法と基準】

報告（40 %）
 演習への参加（40 %）
 レポート（20 %）

【学生の意見等からの気づき】

初年度のため気づきはない。

【学生が準備すべき機器他】

なし

【その他の重要事項】

なし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法、環境法、地方自治法
 <研究テーマ>

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法

<主要研究業績>

〈単著〉

- 1.『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂、1990 年）
 - 2.『行政手続法』（ぎょうせい、1996 年）
 - 3.『先端技術の行政法理』（岩波書店、1998 年）
 - 4.『行政法』（弘文堂、2016 年）
- その他、『条解行政訴訟法（第 4 版）』（弘文堂）、『条解行政情報関連三法』（弘文堂）、『条解行政不服審査法』（弘文堂）、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』（商事法務）等、共著・編著書、29 点（改訂版を含む）。

【Outline and objectives】

This seminar is for master students.

Contents of the seminar

- 1)method of collecting materials for master thesis.
- 2)method of analyzing materials for master thesis.
- 3)method of conceiving of master thesis.
- 4)method of writing master thesis.

This seminar is last half of one year seminar for master Students, who are expected to write master thesis in the field of administrative law.

国際法論文指導 I

田中 佐代子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の論文執筆のために必要な基本的研究方法を学ぶリサーチワーク科目である。

【到達目標】

国際法を対象とする修士論文作成のための基礎力を身につけ、実践する。具体的な到達目標としては、①国際法の基本構造、諸原則を理解すること、②国際法研究に必要な文献・資料を収集し、内容を正確に把握し、分析すること、③テーマ設定や論文執筆の具体的方法を学び実践すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講者による報告の後、全員で討論を行う。

扱う文献の決定に際しては、受講者の関心や論文テーマを考慮する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	初回打ち合わせ	授業の進め方の確認、報告担当者の決定
第 2 回	資料収集方法（1）	図書館・資料室の活用法
第 3 回	資料収集方法（2）	オンラインデータベース
第 4 回	研究計画の立案	この時点での関心、暫定的テーマにもとづく指導
第 5 回	文献リスト作成	参考文献、先行研究のリスト化
第 6 回	重要参考文献（1）	報告と討論
第 7 回	重要参考文献（2）	報告と討論
第 8 回	重要参考文献（3）	報告と討論
第 9 回	重要参考文献（4）	報告と討論
第 10 回	重要参考文献（5）	報告と討論
第 11 回	重要参考文献（6）	報告と討論
第 12 回	重要参考文献（7）	報告と討論
第 13 回	重要参考文献（8）	報告と討論
第 14 回	論文執筆における形式的ルール	注の付け方など

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考えてくる。

【テキスト（教科書）】

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

【参考書】

国際条約集

国際法判例百選（第2版）

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）。レジュメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞国際法

＜研究テーマ＞緊急避難、自衛権

＜主要業績＞「自衛権行使における均衡性原則の射程」『国家学会雑誌』123巻9・10号（2010年）

【Outline and objectives】

This seminar focuses on the methodologies of international legal studies with the aim of writing a master thesis.

LAW600A1

国際法論文指導Ⅱ

田中 佐代子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の論文執筆のために必要な基本的研究方法を学ぶリサーチワーク科目である。

【到達目標】

国際法を対象とする修士論文作成のための基礎力を身につけ、実践する。具体的な到達目標としては、①国際法の基本構造、諸原則を理解すること、②国際法研究に必要な文献・資料を収集し、内容を正確に把握し、分析すること、③テーマ設定や論文執筆の具体的方法を学び実践すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講者による報告の後、全員で討論を行う。

扱う文献の決定に際しては、受講者の関心や論文テーマを考慮する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	初回打ち合わせ	授業の進め方の確認、報告担当者の決定
第2回	研究計画立案・修正	進捗確認と論文構想
第3回	重要参考文献（1）	調査研究の補完、構成の検討
第4回	草稿の確認（1）	第一次中間報告に向けた草稿の確認
第5回	第一次中間報告	第一次中間報告・討論、今後の作業の確認
第6回	重要参考文献（2）	調査研究の補完、構成の検討
第7回	重要参考文献（3）	調査研究の補完、構成の検討
第8回	重要参考文献（4）	調査研究の補完、構成の検討
第9回	草稿の確認（2）	第二次中間報告に向けた草稿の確認
第10回	第二次中間報告	第二次中間報告・討論、今後の作業の確認
第11回	論文執筆作業の推進（1）	各章の精緻化、豊富化
第12回	論文執筆作業の推進（2）	全体構造の再検討
第13回	論文執筆作業の推進（3）	題目決定
第14回	論文執筆作業の推進（4）	最終チェック

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考えてくる。

【テキスト（教科書）】

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

【参考書】

国際条約集

国際法判例百選（第2版）

【成績評価の方法と基準】

平常点（100％）。レジュメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>国際法

<研究テーマ>緊急避難、自衛権

<主要業績>「自衛権行使における均衡性原則の射程」『国家学会雑誌』123巻9・10号（2010年）

【Outline and objectives】

This seminar focuses on the methodologies of international legal studies with the aim of writing a master thesis.

LAW500A1

民法演習Ⅰ

川村 洋子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

欧米文献を比較素材として、民法財産法上の基幹的な制度を検討することを目的とするリサーチワーク科目である。

2019年度は、契約責任に関わる債権法改正（基本方針・中間試案・改正法案のプロセスを含め）を検討対象としてとり上げることを予定しているが、具体的には受講生と相談して決定する。

※参考までに過去のテーマから一例をあげると、「医療過誤法の比較法研究—主にアメリカ法と日本法を素材に—」。

【到達目標】

①民法の基本的概念を正確に理解し、実際の紛争解決モデルとして応用する力を身につけること。

②現行民法の下敷きとなった外国法モデルについて正確な理解を得ることにより、現行法を批判的に分析する視角を修得すること。

③債権法改正における契約責任の構造と問題点を理解すること。

④欧米文献を原語（当面は英語）で読解することができること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、文献の講読、受講者による報告、全員での討論によって行う。詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

※参考までに、過去の授業計画を下記に挙げるが、2019年度は日本民法の制度論を中心に進行し、理解に必要な範囲で、外国法をとりあげる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明 授業に必要な資料・スキルの解説
第2回	Part. I アメリカの医療過誤法の基礎的学習：専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, I の講読と議論
第3回	① 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, II の講読と議論
第4回	② 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, III の講読と議論
第5回	③ 専門医の医療水準の立証	日本法との比較——過失の基礎理論
第6回	④ 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, I の講読と議論
第7回	⑤ 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, II, A の講読と議論
第8回	⑥ 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, II, B の講読と議論
第9回	⑦ 専門医の医療水準の立証	日本法との比較①——判例
第10回	⑧ 専門医の医療水準の立証	日本法との比較②——学説
第11回	⑨ 故意不法行為を構成する医療過誤①	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, I の講読と議論
第12回	故意不法行為を構成する医療過誤②	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, II の講読と議論
第13回	故意不法行為を構成する医療過誤③	日本法との比較——判例・学説
第14回	故意不法行為を構成する医療過誤④	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, III の講読と議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業使用教材の予習（文献の翻訳、法律用語・関連判例の調査など）
報告に必要な文献・資料の収集等の報告の準備、報告用レジュメの作成
授業の復習

【テキスト（教科書）】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で配布・指示する。

【参考書】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で指示する。
報告に必要な文献・資料は、初回のガイダンスで説明する参考文献リストを手掛かりに、各自で収集するものとする。

【成績評価の方法と基準】

平常点による。

内訳：報告（60％）並びに討論への参加（40％）

【学生の意見等からの気づき】

文献検索やオンラインのデータベースの活用法についてのガイダンスをより工夫したい。

【その他の重要事項】

民法演習Ⅱと内容が連携するので、Ⅰ・Ⅱ共に履修することが望ましい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

①「『性状瑕疵の約束保障構成をめぐる一担保債務か、債務不履行責任か—』法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）」

②「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）」

③「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）」

④「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline and objectives】

This course explores the key aspects of Japanese Civil Law and analyses its characteristics in comparison with contemporary Western legal systems.

We plan to examine the recent reform of contract law and debtor-creditor law in Japan, as the sections of the Civil Code on those areas were amended and restructured in its entirety.

Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.

This course belongs in the Research Work Category.

The course schedule shown below is the sample course content. Details will be announced in the first session.

LAW500A1

民法演習Ⅱ

川村 洋子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

欧米文献を比較素材として、民法財産法上の基幹的な制度を検討することを目的とするリサーチワーク科目である。

2019 年度は、契約責任に関わる債権法改正（基本方針・中間試案・改正法案のプロセスを含め）を検討対象としてとり上げる予定。

※参考までに過去のテーマから一例をあげると、「医療過誤法の比較法研究—主にアメリカ法と日本法を素材に—」。

【到達目標】

①民法の基本的概念を正確に理解し、実際の紛争解決モデルとして応用する力を身につけること。

②現行民法の下敷きとなった外国法モデルについて正確な理解を得ることにより、現行法を批判的に分析する視角を修得すること。

③債権法改正における契約責任の構造と問題点を理解すること。

④欧米文献を原語（当面は英語）で読解することができること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、文献の講読、受講者による報告、全員での討論によって行う。

詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

※参考までに、過去の授業計画を下記に挙げるが、2019 年度は日本民法の制度論を中心に進行し、理解に必要な範囲で、外国法をとりあげる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明 授業に必要な資料・スキルの解説
第 2 回	必要情報を踏まえての自己決定——インフォームド・コンセント①	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, I の講読と議論
第 3 回	インフォームド・コンセント②	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, II の講読と議論
第 4 回	インフォームド・コンセント③	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, III の講読と議論
第 5 回	インフォームド・コンセント④	日本法との比較——わが国におけるインフォームド・コンセント法理の展開
第 6 回	インフォームド・コンセント⑤	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, IV の講読と議論
第 7 回	インフォームド・コンセント⑥	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, V の講読と議論
第 8 回	インフォームド・コンセント⑦	日本法との比較——説明義務に関する判例
第 9 回	医療過誤の日米比較に関する報告①	学生による発表と議論①
第 10 回	因果関係と損害発生	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, I の講読と議論
第 11 回	賠償されるべき損害の範囲	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, II の講読と議論
第 12 回	金銭評価	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, III の講読と議論
第 13 回	因果関係と損害発生、賠償されるべき損害の範囲、金銭評価	日本法との比較——判例と学説
第 14 回	医療過誤の日米比較に関する報告②	学生による発表と議論②

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業使用教材の予習（文献の翻訳、法律用語・関連判例の調査など）
報告に必要な文献・資料の収集等の報告の準備、報告用レジュメの作成
授業の復習

【テキスト（教科書）】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で配布・指示する。

【参考書】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で指示する。

報告に必要な文献・資料は、初回のガイダンスで説明する参考文献リストを手掛かりに、各自で収集するものとする。

【成績評価の方法と基準】

平常点による。

内訳：報告（60 %）並びに討論への参加（40 %）

【学生の意見等からの気づき】

文献検索やオンラインのデータベースの活用法についてのガイダンスをより工夫したい。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 民法

＜研究テーマ＞ 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

＜主要研究業績＞

①「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）

②「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）

③「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）

④「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline and objectives】

This course explores the key aspects of Japanese Civil Law and analyses its characteristics in comparison with contemporary Western legal systems.

We plan to examine the recent reform of contract law and debtor-creditor law in Japan, as the sections of the Civil Code on those areas were amended and restructured in its entirety.

Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.

This course belongs in the Research Work Category.

The course schedule shown below is the sample course content. Details will be announced in the first session.

LAW600A1

民法論文指導Ⅰ

宮本 健蔵

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

大学院で学ぶ者は少なくとも自己の専攻分野においてすでに多くの問題意識を有しているものと思われる。この問題意識をさらに深め、あらゆる角度から徹底的に検討し尽くして、これを修士論文に結実させることが必要とされる。このような受講生によって自発的に選択された課題に関して、各自の研究成果の発表とその後の質疑応答を通じて、研究者に不可欠な深い洞察力を育むことを目的としたい。

なお、この科目は比較法的な視点から現代の法的事象を総合的に考察するコースワーク科目である。また、「民法論文指導Ⅰ」と「民法論文指導Ⅲ」は合同で行う。

【到達目標】

問題点的的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

各回の授業で取り上げるテーマの選択および決定はもちろん受講生に委ねられる。

授業では、担当者による研究報告を基礎として、受講生が相互間で質疑応答を行うという形式で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	修士論文の作成に際しての諸注意と テーマの候補の選定（3つ程度）。
第2回	テーマ候補①の問題意識と課題	報告と質疑応答
第3回	テーマ候補①の判例分析	報告と質疑応答
第4回	テーマ候補①の学説分析	報告と質疑応答
第5回	テーマ候補①の自説の展開	報告と質疑応答
第6回	テーマ候補②の問題意識	報告と質疑応答
第7回	テーマ候補②の判例分析	報告と質疑応答
第8回	テーマ候補②の学説分析	報告と質疑応答
第9回	テーマ候補②の自説の展開	報告と質疑応答
第10回	テーマ候補③の問題意識	報告と質疑応答
第11回	テーマ候補③の判例分析	報告と質疑応答
第12回	テーマ候補③の学説分析	報告と質疑応答
第13回	テーマ候補③の自説の展開	報告と質疑応答
第14回	全体のまとめ	春学期のまとめ、今後の課題の確認。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は各自の研究テーマについて十分に資料を収集して検討することが望まれる。

【テキスト（教科書）】

研究発表者の指示するもの。

【参考書】

特になし。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）。

具体的には、研究報告のレジュメとプレゼンテーション、および質疑応答のクオリティに基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

<主要研究業績>

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集（九国大）23巻1・2・3号127頁～146頁（2017年）

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学66巻3号155頁～182頁（2016年）

「オーストリア一般民法1014条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林113巻1号1頁～79頁（2015年）

マルシェ物権法・担保物権法（第3版）（編著）嵯峨野書院（2014年）

コンダクト民法（編著）嵯峨野書院（2013年）

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学64巻1・2合併号（2014年）

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法670条（1）（2・完）」法学志林110巻3号（2013年）、4号（2013年）

「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林107巻4号（2010年）

【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to prepare for master's thesis. We will report and discuss about each chosen subject.

LAW600A1

民法論文指導Ⅱ

宮本 健蔵

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

大学院で学ぶ者は少なくとも自己の専攻分野においてすでに多くの問題意識を有しているものと思われる。この問題意識をさらに深め、あらゆる角度から徹底的に検討し尽くして、これを修士論文に結実させることが必要とされる。

このような受講生によって自発的に選択された課題に関して、各自の研究成果の発表とその後の質疑応答を通じて、研究者に不可欠な深い洞察力を育むことを目的としたい。

なお、この科目は比較法的な視点から現代の法的事象を総合的に考察するコースワーク科目である。また、「民法論文指導Ⅱ」と「民法論文指導Ⅳ」は合同で行う。

【到達目標】

問題点の的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

各回の授業で取り上げるテーマの選択および決定はもちろん受講生に委ねられる。

授業では、担当者による研究報告を基礎として、受講生が相互間で質疑応答を行うという形式で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	夏季休暇中の成果の報告	報告と質疑応答、関連する外国文献。
第2回	テーマ候補①の外国文献(学説)	報告と質疑応答
第3回	テーマ候補①の外国文献(判例)	報告と質疑応答
第4回	テーマ候補①の総合的検討(日本法を含む)	報告と質疑応答
第5回	テーマ候補②の外国文献(学説)。	報告と質疑応答
第6回	テーマ候補②の外国文献(判例)。	報告と質疑応答
第7回	テーマ候補②の総合的検討(日本法を含む)	報告と質疑応答
第8回	テーマ候補③の外国文献(学説)	報告と質疑応答
第9回	テーマ候補③の外国文献(判例)	報告と質疑応答
第10回	テーマ候補③の総合的検討(日本法を含む)	報告と質疑応答
第11回	残された問題と関連課題の検討(1)	報告と質疑応答
第12回	残された問題と関連課題の検討(2)	報告と質疑応答
第13回	残された問題と関連課題の検討(3)	報告と質疑応答
第14回	全体のまとめ	秋学期のまとめ、今後の課題の確認。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は各自の研究テーマについて十分に資料を収集して検討することが望まれる。

【テキスト（教科書）】

研究発表者の指示するもの。

【参考書】

特になし。

【成績評価の方法と基準】

平常点(100%)。

具体的には、研究報告のレジュメとプレゼンテーション、および質疑応答のクオリティに基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

<主要研究業績>

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集(九国大)23巻1・2・3号127頁～146頁(2017年)

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学66巻3号155頁～182頁(2016年)

「オーストリア一般民法1014条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林113巻1号1頁～79頁(2015年)

マルシェ物権法・担保物権法(第3版)(編著)嵯峨野書院(2014年)

コンダクト民法(編著)嵯峨野書院(2013年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学64巻1・2合併号(2014年)

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法670条(1)(2・完)」法学志林110巻3号(2013年)、4号(2013年)

「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林107巻4号(2010年)

【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to prepare for master's thesis. We will report and discuss about each chosen subject.

LAW600A1

民法論文指導 I

大澤 彩

<主要研究業績>

【Outline and objectives】

In this lecture, we prepare for the master thesis : first of all, we choose the theme and we search for literatures, and finally, we build the plan of our master thesis.

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本科目は、修士論文のテーマ設定、執筆のための文献調査を行い、設定したテーマをめぐる日本法および比較対象たる外国法の問題状況を把握し、修士論文の大まかなプランを設定するまでに至る方法を学び、実際にもテーマ設定とプラン作成を行う。

【到達目標】

- ①修士論文のテーマの候補をいくつか列挙する。
- ②各テーマに関する論文を書く際に必要となる文献・判例を調査し、日本法（および外国法）の状況を大まかに把握する。
- ③各テーマで論文を書くとしたらどのようなプラン（構成）が考えられるか、検討し、プランを作成する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

最初の複数回で修士論文のテーマになりそうなものを列挙し、それぞれについて日本法の文献・判例、さらに可能であれば比較法の文献を調査し、大まかな状況をつかむ。最終的にはそのテーマで論文を書くとしたらどのような構成が考えられるかを熟考し、プランを作成する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	この講義についての説明・スケジュール作成
第 2 回	論文テーマの検討①	報告・議論
第 3 回	論文テーマの検討②	報告・議論
第 4 回	各テーマに関する文献調査・概要把握①	調査・報告・質疑
第 5 回	各テーマに関する文献調査・概要把握②	調査・報告・質疑
第 6 回	各テーマに関する文献調査・概要把握③	調査・報告・質疑
第 7 回	各テーマに関する文献調査・概要把握④	調査・報告・質疑
第 8 回	各テーマに関する文献調査・概要把握⑤	調査・報告・質疑
第 9 回	テーマの再検討	報告・質疑
第 10 回	修正したテーマに関する文献調査・概要把握①	調査・報告・質疑
第 11 回	修正したテーマに関する文献調査・概要把握②	調査・報告・質疑
第 12 回	プランの作成・検討①	報告・議論
第 13 回	プランの作成・検討②	報告・議論
第 14 回	プランの作成・検討③	報告・議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

修士論文完成に向けた文献調査を進める。
優れた博士論文・修士論文（大学の紀要等に掲載されているものや、書籍化されたもの）をできる限り読み、論文とはいかなるものなのかについてイメージをつかむ。

【テキスト（教科書）】

初回に指示する。

【参考書】

論文の書き方について述べた書籍は多く存在するが、主なものとして、
田高寛貴＝原田昌和＝秋山靖浩『リーガル・リサーチ&リポート』（有斐閣、2015 年）
大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000 年）
井田良＝佐渡島紗織『法を学ぶ人のための文章作法』（有斐閣、2016 年）
伊丹敬之『創造的論文の書き方』（有斐閣、2001 年）
広中俊雄＝五十嵐清『法律論文の考え方・書き方』（有斐閣、1983 年）
清水幾太郎『論文の書き方』（岩波新書、1959 年）

【成績評価の方法と基準】

平常点による。

【学生の意見等からの気づき】

該当無し

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

<研究テーマ>

LAW600A1

民法論文指導Ⅱ

大澤 彩

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文のテーマの再検討、および、執筆のための文献調査を行い、設定したテーマをめぐる日本法および比較対象たる外国法の問題状況を把握し、修士論文のプランを何度も練り直しながら実際に修士論文の執筆を進めるための準備を行う。

【到達目標】

- ①文献調査の進捗・結果に応じ、春学期に作成したプランを何度も練り直す。
- ②各テーマに関する論文を書く際に必要となる文献・判例を調査し、日本法（および外国法）の状況を把握する。
- ③実際に執筆を進めるための準備を行う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

春学期に作成したプランおよび文献調査の結果をふまえ、設定したテーマが適切であるかどうか、絞り込みが必要であるかどうかを検討する。その際に、プランは何度も練り直す。同時に、テーマに関する文献・判例の調査を進め、執筆のための準備を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	文献調査の結果報告①	報告・議論
第2回	文献調査の結果報告②	報告・議論
第3回	テーマの再検討	報告・議論
第4回	新テーマに沿ったプランの作成・検討①	報告・議論
第5回	新テーマに沿ったプランの作成・検討②	報告・議論
第6回	新テーマに関する文献調査・概要把握①	調査・報告・質疑
第7回	新テーマに関する文献調査・概要把握②	調査・報告・質疑
第8回	新テーマに関する文献調査・概要把握③	調査・報告・質疑
第9回	新テーマに関する文献調査・概要把握④	調査・報告・質疑
第10回	プランの再検討	報告・議論
第11回	新テーマに関する文献調査・概要把握⑤	調査・報告・質疑
第12回	新テーマに関する文献調査・概要把握⑥	調査・報告・質疑
第13回	新テーマに関する文献調査・概要把握⑦	調査・報告・質疑
第14回	修士論文第1段階報告	報告・議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

修士論文完成に向けた文献調査を進める。

【テキスト（教科書）】

初回に指示する。

【参考書】

論文の書き方について述べた書籍は多く存在するが、主なものとして、
 田高寛貴＝原田昌和＝秋山靖浩『リーガル・リサーチ&リポート』（有斐閣、2015年）
 大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000年）
 井田良＝佐渡島紗織『法を学ぶ人のための文章作法』（有斐閣、2016年）
 伊丹敬之『創造的論文の書き方』（有斐閣、2001年）
 広中俊雄＝五十嵐清『法律論文の考え方・書き方』（有斐閣、1983年）
 清水幾太郎『論文の書き方』（岩波新書、1959年）

【成績評価の方法と基準】

平常点による。

【学生の意見等からの気づき】

該当無し。

【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法
 <研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化
 消費者法の実効性についての考察
 <主要研究業績>
 拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010年）

拙稿「消費者の『脆弱性』をめぐる立法論的課題・序論」柳明昌編著『金融商品取引法の新潮流』（法政大学出版局、2016年）所収

拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018年）363頁以下
 Aya OHSAWAA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.

【Outline and objectives】

In this lecture, we prepare for the master thesis : we search for literatures and modify the plan of our master thesis.

LAW600A1

民法論文指導Ⅲ

宮本 健蔵

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

大学院で学ぶ者は少なくとも自己の専攻分野においてすでに多くの問題意識を有しているものと思われる。この問題意識をさらに深め、あらゆる角度から徹底的に検討し尽くして、これを修士論文に結実させることが必要とされる。このような受講生によって自発的に選択された課題に関して、各自の研究成果の発表とその後の質疑応答を通じて、研究者に不可欠な深い洞察力を育むことを目的としたい。

なお、この科目は比較法的な視点から現代の法的事象を総合的に考察するコースワーク科目である。また、「民法論文指導Ⅰ」と「民法論文指導Ⅱ」は合同で行う。

【到達目標】

問題点の的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

各回の授業で取り上げるテーマの選択および決定はもちろん受講生に委ねられる。

授業では、担当者による研究報告を基礎として、受講生が相互間で質疑応答を行うという形式で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	修士論文の作成に際しての諸注意と テーマの候補の選定（3つ程度）。
第 2 回	テーマ候補①の問題意識と課題	報告と質疑応答
第 3 回	テーマ候補①の判例分析	報告と質疑応答
第 4 回	テーマ候補①の学説分析	報告と質疑応答
第 5 回	テーマ候補①の自説の展開	報告と質疑応答
第 6 回	テーマ候補②の問題意識	報告と質疑応答
第 7 回	テーマ候補②の判例分析	報告と質疑応答
第 8 回	テーマ候補②の学説分析	報告と質疑応答
第 9 回	テーマ候補②の自説の展開	報告と質疑応答
第 10 回	テーマ候補③の問題意識	報告と質疑応答
第 11 回	テーマ候補③の判例分析	報告と質疑応答
第 12 回	テーマ候補③の学説分析	報告と質疑応答
第 13 回	テーマ候補③の自説の展開	報告と質疑応答
第 14 回	全体のまとめ	春学期のまとめ、今後の課題の確認。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は各自の研究テーマについて十分に資料を収集して検討することが望まれる。

【テキスト（教科書）】

研究発表者の指示するもの。

【参考書】

特になし。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）。

具体的には、研究報告のレジュメとプレゼンテーション、および質疑応答のクオリティに基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

<主要研究業績>

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集（九国大）23 巻 1・2・3 号 127 頁～146 頁（2017 年）

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学 66 巻 3 号 155 頁～182 頁（2016 年）

「オーストリア一般民法 1014 条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林 113 巻 1 号 1 頁～79 頁（2015 年）

マルシェ物権法・担保物権法（第 3 版）（編著）嵯峨野書院（2014 年）

コンダクト民法（編著）嵯峨野書院（2013 年）

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号（2014 年）

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法 670 条（1）（2・完）」法学志林 110 巻 3 号（2013 年）、4 号（2013 年）

「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林 107 巻 4 号（2010 年）

【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to prepare for master's thesis. We will report and discuss about each chosen subject.

LAW600A1

民法論文指導Ⅳ

宮本 健蔵

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

大学院で学ぶ者は少なくとも自己の専攻分野においてすでに多くの問題意識を有しているものと思われる。この問題意識をさらに深め、あらゆる角度から徹底的に検討し尽くして、これを修士論文に結実させることが必要とされる。

このような受講生によって自発的に選択された課題に関して、各自の研究成果の発表とその後の質疑応答を通じて、研究者に不可欠な深い洞察力を育むことを目的としたい。

なお、この科目は比較法的な視点から現代の法的事象を総合的に考察するコースワーク科目である。また、「民法論文指導Ⅱ」と「民法論文指導Ⅲ」は合同で行う。

【到達目標】

問題点の的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

各回の授業で取り上げるテーマの選択および決定はもちろん受講生に委ねられる。

授業では、担当者による研究報告を基礎として、受講生が相互間で質疑応答を行うという形式で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	夏季休暇中の成果の報告	報告と質疑応答、関連する外国文献。
第2回	テーマ候補①の外国文献(学説)	報告と質疑応答
第3回	テーマ候補①の外国文献(判例)	報告と質疑応答
第4回	テーマ候補①の総合的検討(日本法を含む)	報告と質疑応答
第5回	テーマ候補②の外国文献(学説)。	報告と質疑応答
第6回	テーマ候補②の外国文献(判例)。	報告と質疑応答
第7回	テーマ候補②の総合的検討(日本法を含む)	報告と質疑応答
第8回	テーマ候補③の外国文献(学説)	報告と質疑応答
第9回	テーマ候補③の外国文献(判例)	報告と質疑応答
第10回	テーマ候補③の総合的検討(日本法を含む)	報告と質疑応答
第11回	残された問題と関連課題の検討(1)	報告と質疑応答
第12回	残された問題と関連課題の検討(2)	報告と質疑応答
第13回	残された問題と関連課題の検討(3)	報告と質疑応答
第14回	全体のまとめ	秋学期のまとめ、今後の課題の確認。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は各自の研究テーマについて十分に資料を収集して検討することが望まれる。

【テキスト（教科書）】

研究発表者の指示するもの。

【参考書】

特になし。

【成績評価の方法と基準】

平常点(100%)。

具体的には、研究報告のレジュメとプレゼンテーション、および質疑応答のクオリティに基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

<主要研究業績>

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集(九国大)23巻1・2・3号127頁～146頁(2017年)

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学66巻3号155頁～182頁(2016年)

「オーストリア一般民法1014条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林113巻1号1頁～79頁(2015年)

マルシェ物権法・担保物権法(第3版)(編著)嵯峨野書院(2014年)

コンダクト民法(編著)嵯峨野書院(2013年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学64巻1・2合併号(2014年)

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法670条(1)(2・完)」法学志林110巻3号(2013年)、4号(2013年)

「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林107巻4号(2010年)

【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to prepare for master's thesis. We will report and discuss about each chosen subject.

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文の内容やその水準について理解するとともに、その執筆のための具体的な方法論を踏まえてリサーチ手法を体得することを目的としたリサーチワーク科目である。

【到達目標】

修士論文の備えるべき形式的・内容的水準について理解する。

リーガルリサーチの手法を理解する。

修士論文のテーマを決定するためのリサーチを自力で行えるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講者は、テキスト該当箇所をレジュメにまとめたうえで口頭報告する。

テキストの内容に沿って実際にリーガルレポートを作成し、相互評価する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	授業の進行に関する打ち合わせ 論文テーマ候補のリストアップ
第 2 回	リーガル・レポートとは	テキスト第 2 章 1
第 3 回	法学文献の利用方法	テキスト第 2 章 2
第 4 回	リーガル・レポートにおける表現方法	テキスト第 2 章 3
第 5 回	判例に学ぶ文章表現	テキスト第 2 章 4
第 6 回	判例研究の手法	テキスト第 2 章 1
第 7 回	テーマ研究の手法	テキスト第 2 章 2
第 8 回	事例演習の手法	テキスト第 2 章 3
第 9 回	法律学におけるディスカッションのポイント	テキスト第 3 章 1
第 10 回	法的議論における「根拠」の示し方	テキスト第 3 章 2
第 11 回	法的議論における論証の評価	テキスト第 3 章 3
第 12 回	修士論文についてのレポート	暫定的な修士論文のテーマについてのリーガル・レポートについて口頭報告と質疑応答を行う
第 13 回	レポートの検討	前回の質疑応答を踏まえて、報告されたレポートの根拠・論証について検討する
第 14 回	まとめ	全体のまとめ 夏季休暇中の課題の設定

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストを事前に読み、レジュメにまとめる。

修士論文のテーマ候補についての簡単なレポートをまとめる。

【テキスト（教科書）】

〔テキスト〕

田高寛貴・藤田昌和・秋山靖浩『リーガル・リサーチ&レポート』（2015 年・有斐閣）

【参考書】

随時、教室および授業支援システムにて指示します。

【成績評価の方法と基準】

平常点〔提出物および授業における討論への貢献で評価〕（100 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

<研究テーマ>

<主要研究業績>

【Outline and objectives】

The objective of this course is to review and support the writing of each Master's thesis of students participating in this course.

LAW600A1

商法論文指導Ⅱ

椋川 泰史

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文の内容やその水準について理解するとともに、その執筆のための具体的な方法論を踏まえてリサーチ手法を体得することを目的としリサーチワーク科目である。

【到達目標】

修士論文の備えるべき形式的・内容的水準について理解する。

リーガルリサーチの手法を理解する。

修士論文のテーマを決定するためのリサーチを自力で行えるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講者は、テキスト該当箇所をレジュメにまとめたうえで口頭報告する。

テキストの内容に沿って実際にリーガルレポートを作成し、相互評価する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	授業の進行に関する打ち合わせ 夏季休暇中の課題の成果報告
第2回	法情報の種類	テキスト第5章1
第3回	リーガル・リサーチの方法	テキスト第5章2
第4回	法情報の活用方法	テキスト第5章3
第5回	法令資料	テキスト第6章1・2
第6回	法令立法過程	テキスト第6章3
第7回	判例の探し方	テキスト第7章1
第8回	判例データベース	テキスト第7章2
第9回	判例と判例評釈	テキスト第7章3・4
第10回	法学文献の調査方法	テキスト第7章1・2
第11回	修士論文のテーマについて	修士論文のテーマ候補についてのリサーチ結果の報告
第12回	修士論文関連文献についてのレポート	リサーチ結果から抽出した代表的文献についてのレポートと質疑応答
第13回	修士論文関連判例について	リサーチ結果から抽出した代表的判例についてのレポートと質疑応答
第14回	まとめ	全体のまとめ 修士論文のテーマの決定

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストを事前に読み、レジュメにまとめる。

修士論文のテーマ候補についてのリサーチを進める。

【テキスト（教科書）】

〔テキスト〕

田高寛貴・藤田昌和・秋山靖浩『リーガル・リサーチ&レポート』（2015年・有斐閣）

【参考書】

随時、教室および授業支援システムにて指示します。

【成績評価の方法と基準】

平常点〔提出物および授業における討論への貢献で評価〕（100％）

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞

＜研究テーマ＞

＜主要研究業績＞

【Outline and objectives】

The objective of this course is to review and support the writing of each Master's thesis of students participating in this course.

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文執筆の指導と助言を目的としたリサーチ・ワーク科目である

【到達目標】

- ・ 修士論文の執筆に必要なリサーチ手法を習得すること。
- ・ 修士論文の内容的なレベルについて理解すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

修士論文のテーマに沿ってリサーチした結果を報告してもらい、内容的な吟味を経たうえで、今後の課題を明らかにする。このプロセスを繰り返すことにより、修士論文の骨格部分を作り上げる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	イントロ	今後の進め方
第2回	修士論文とは（1）	修士論文の内容的なレベルについて理解する
第3回	修士論文とは（2）	修士論文の形式的なレベルについて理解する
第4回	個別の研究テーマ報告（1）	各人の研究テーマの設定
第5回	個別の研究テーマ報告（2）	関連文献リストのチェック
第6回	個別の研究テーマ報告（3）	1つめの文献についての報告
第7回	個別の研究テーマ報告（4）	2つめの文献についての報告
第8回	個別の研究テーマ報告（5）	3つめの文献についての報告
第9回	個別の研究テーマ報告（6）	研究テーマ及び関連文献リストの再検討
第10回	個別の研究テーマ報告（7）	4つめの文献についての報告
第11回	個別の研究テーマ報告（8）	5つめの文献についての報告
第12回	個別の研究テーマ報告（9）	6つめの文献についての報告
第13回	個別の研究テーマ報告（10）	修士論文全体の構想についてのディスカッション
第14回	個別の研究テーマ報告（11）	全体のまとめと夏季休暇中の作業課題の設定

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・ 自分の研究テーマに関する文献は網羅的に収集すること
- ・ 方法論に関する文献等を読むのみならず、できるだけ評価の高い論文を実際に自分で読んでみる。よい部分は自分の論文に積極的に取り込む努力をすること。

【テキスト（教科書）】

適宜、授業支援システムで配布または指示します。

【参考書】

田高寛貴・原田昌和・秋山靖浩『リーガル・リサーチ&リポート』（有斐閣、2015年）
大村敦志・道垣内弘人・森田宏樹・山本敬三『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000）

【成績評価の方法と基準】

授業内で提出するリサーチ後の資料（レジュメ等）を中心に評価する。（平常点 100 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

金融法
決済システム
会社法

【Outline and objectives】

The objective of this course is to review and support the writing of each Master's thesis of students participating in this course.

LAW600A1

商法論文指導Ⅳ

椋川 泰史

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文執筆について指導と助言を行うことを目的としたりサーチ・ワーク科目である。

【到達目標】

・商法を対象とする修士論文の執筆

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

修士論文のテーマ及び内容について討論し、修正していく。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	報告と議論（1）	夏季休暇期間中の作業結果の報告
第 2 回	報告と議論（2）	1つめの判例の報告と検討
第 3 回	報告と議論（3）	2つめの判例の報告と検討
第 4 回	報告と議論（4）	3つめの判例の報告と検討
第 5 回	報告と議論（5）	4つめの判例の報告と検討
第 6 回	報告と議論（6）	5つめの判例の報告と検討
第 7 回	報告と議論（7）	論文の執筆状況の中間報告
第 8 回	報告と議論（8）	論文の問題設定についての再検討
第 9 回	報告と議論（9）	論文の引用文献・判例等についての補充
第 10 回	報告と議論（10）	論文の引用文献についての報告
第 11 回	報告と議論（11）	論文の引用判例についての報告
第 12 回	報告と議論（12）	論文ドラフトの検討（前半）
第 13 回	報告と議論（13）	論文ドラフトの検討（後半）
第 14 回	報告と議論（14）	全体のまとめ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告に必要な文献・資料の収集等の報告の準備、報告用レジメの作成

【テキスト（教科書）】

適宜、授業支援システムで配布または指示します。

【参考書】

適宜、授業支援システムで配布または指示します。

【成績評価の方法と基準】

授業内で提出するリサーチ後の資料（レジメ等）を中心に評価する。（平常点 100 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

金融法

決済システム

会社法

【Outline and objectives】

The objective of this course is to review and support the writing of the Master's thesis of each student participating in this course.

LAW500A1

社会保障法演習 I

沼田 雅之

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・リサーチワーク科目である本授業では、社会保障法のうち社会保障法総論と公的扶助・福祉関係法を学びたい修士課程・博士課程の院生を対象に、とくに最近の社会保障判例を中心に社会保障法制について研究することを目的とする。

・これらの課題を研究することを通じて、社会保障法の現代的課題を学ぶとともに、社会保障法上の問題（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）について、リサーチして文献研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、社会保障法的ものの考え方を習得することを目的とする。

【到達目標】

・最新の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文や博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。

・この授業に参加した学生は、社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

・社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）をめぐる最近の法的问题について、この 2～3 年の間に出された最高裁判決を中心とする社会保障判例を素材にしたケース・スタディを行う。毎回報告者を決め、40 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。

・社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）のテーマ研究では、生活保護法や介護保険法、障害者差別解消法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の政策的課題を研究する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第 2 回	判例研究（1）	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 3 回	判例研究（2）	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 4 回	判例研究（3）	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 5 回	判例研究（4）	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 6 回 判例研究（5）

社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 7 回 判例研究（6）

社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 8 回 判例研究（7）

社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 9 回 特定テーマ研究（1）

憲法 25 条の解釈問題について研究する。

第 10 回 特定テーマ研究（2）

あるべき生活保護制度について研究する。

第 11 回 特定テーマ研究（3）

障害者差別の是正（障害者福祉の向上）について研究する。

第 12 回 特定テーマ研究（4）

受講生が設定した社会保障法（公的扶助・福祉関係法）に関するテーマについて議論する。

第 13 回 特定テーマ研究（5）

受講生が設定した社会保障法（公的扶助・福祉関係法）に関するテーマについて議論する。

第 14 回 特定テーマ研究（6）

受講生が設定した社会保障法（公的扶助・福祉関係法）に関するテーマについて議論する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

1. 社会保障法の基本テキストの学習
2. 教材の裁判例とそれに関連したテキストと論文を事前に読み、論点を整理してこること
3. 教員が指定した特定テーマ研究に関する論文資料を事前に読んで整理してこること

【テキスト（教科書）】

1. 菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2015 年）
2. 社会保障判例百選〔第 5 版〕（有斐閣、2016 年）

【参考書】

授業内で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。
評価基準：欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法（社会保障法・労働法）
<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
<主要研究業績>

「正社員と契約社員等の労働条件格差の不合理性」（法学教室 436 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）、「労契法 20 条：不合理な労働条件の禁止」（労働法律旬報 1815 号、2014 年）ほか

【Outline and objectives】

The objective of this Seminar is to do case study on Japanese Social Security Law.

LAW500A1

社会保障法演習Ⅱ

沼田 雅之

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・リサーチワーク科目である本授業では、社会保障法のうち社会保険法（医療関係法、年金法、労災保険法、雇用保険法）を学びたい修士課程の院生を対象に、とくに最近の社会保障判例を中心に社会保障法制について研究することを目的とする。

・これらの課題を研究することを通じて、社会保障法の現代的課題を学ぶとともに、社会保障法上の問題（社会保険法）について、リサーチして文献研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、社会保障法的方法の考え方を習得することを目的とする。

【到達目標】

・最新の社会保障法（社会保険法）の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。

・この授業に参加した学生は、社会保障法（社会保険法）の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、社会保障法（社会保険法）上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

・社会保障法（社会保険法）をめぐる最近の法的問題について、この5～6年の間に与えられた最高裁判決を中心とする社会保障判例を素材にしたケース・スタディを行う。毎回報告者を決め、40分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。

・社会保障法（社会保険法）のテーマ研究では、健康保険法や年金保険法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、社会保障法（社会保険法）の政策的課題を研究する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第2回	判例研究（1）	社会保険法（健康保険の被保険者資格）に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第3回	判例研究（2）	社会保険法（事業主の届出懈怠）に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第4回	判例研究（3）	社会保険法（混合診療）に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第5回	判例研究（4）	社会保険法（学生無年金）に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第6回	判例研究（5）	社会保険法（受給権）に関する裁判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保険法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第7回	判例研究（6）	災害補償法に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第8回	判例研究（7）	雇用保険法に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第9回	特定テーマ研究（1）	健康保険法の法解釈・立法政策について研究する。
第10回	特定テーマ研究（2）	国民健康保険法の法解釈・立法政策について研究する。

第11回	特定テーマ研究（3）	年金法の法解釈・立法政策について研究する。
第12回	特定テーマ研究（4）	受講生が設定した社会保障法（社会保険法）に関するテーマについて議論する。
第13回	特定テーマ研究（5）	受講生が設定した社会保障法（災害補償法）に関するテーマについて議論する。
第14回	特定テーマ研究（6）	受講生が設定した社会保障法（雇用保険法）に関するテーマについて議論する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

1. 社会保障法の基本テキストの学習。
2. 教材の裁判例とそれに関連したテキストと論文を事前に読み、論点を整理して書くこと。
3. 教員が指定した特定テーマ研究に関する論文資料を事前に読んで整理して書くこと。

【テキスト（教科書）】

1. 菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2015年）
2. 社会保障判例百選〔第5版〕（有斐閣、2016年）

【参考書】

授業内で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。

評価基準：欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法（社会保険法・労働法）
 <研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
 <主要研究業績>

「正社員と契約社員等の労働条件格差の不合理性」（法学教室 436号、2017年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113号、2016年）、「共著」『労働契約法 20条の研究』（労働法律旬報 1853号、2015年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645号、2015年）、「労契法 20条：不合理な労働条件の禁止」（労働法律旬報 1815号、2014年）ほか

【Outline and objectives】

The objective of this Seminar is to do case study on Japanese Social Security Law.

LAW600A1

労働法論文指導 I

浜村 彰

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本授業では、修士課程における労働法の修士論文作成の指導を行うが、指導に際して、最近の労働判例や最近法改正がなされた労働者派遣法や労働契約法などの特定テーマについても合わせて研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけさせる。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

労働法をめぐる最近の法的問題について、この 2、3 年の間に出された最高裁判決を中心とする労働判例を素材にしたケース・スタディを行う。また、労働法のテーマ研究では、労働契約法や労働者派遣法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、労働法の政策的課題を研究する。

労働判例については、毎回報告者を決め、40 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。

特定テーマ研究では、最新の労働法制上の課題を素材に、労働法の立法論を学習し、政策立案能力を養成する。そして、修士論文に関して選定したテーマについて、下書きを書かせ、それを添削指導する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	半年間のゼミ目標の共有化	ゼミの半年間の計画、ゼミ全体および各ゼミ員の目標設定など。
第 2 回	判例研究 (1)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 3 回	判例研究 (2)	同上
第 4 回	判例研究 (3)	同上
第 5 回	判例研究 (4)	同上
第 6 回	判例研究 (5)	同上
第 7 回	特定テーマ研究 (1)	労働者派遣法の改正問題をめぐる議論の整理と立法論の検討
第 8 回	特定テーマ研究 (2)	労働者派遣法の改正問題をめぐる議論の整理と立法論の検討
第 9 回	特定テーマ研究 (3)	労働市場法の研究。派遣法だけではなく、最近の雇用政策と労働市場の変化について分析・検討する
第 10 回	特定テーマ研究 (4)	労働市場法の研究。派遣法だけではなく、最近の雇用政策と労働市場の変化について分析・検討する
第 11 回	特定テーマ研究 (5)	2007 年に制定され、2012 年に改正された労働契約法全体について、その問題点を抽出し検討する
第 12 回	特定テーマ研究 (6)	2007 年に制定され、2012 年に改正された労働契約法全体について、その問題点を抽出し検討する
第 13 回	修士論文指導 (1)	ゼミ参加者各人の修士論文のテーマについて報告し、議論するとともに、修士論文のレジュメの作成の仕方を指導する
第 14 回	修士論文指導 (2)	ゼミ参加者各人の修士論文のテーマについて報告し、議論するとともに、修士論文のレジュメの作成の仕方を指導する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

1. 労働法の基本テキストの学習
2. 教材の裁判例とそれに関連したテキストと論文を事前に読み、論点を整理してこること。
3. 教員が指定した特定テーマ研究に関する論文資料を事前に読んで整理してこること

【テキスト（教科書）】

特に指定しないが、ジュリスト増刊労働法の争点、ジュリスト増刊労働判例百選（第 9 版）を購入していること

【参考書】

前記 2 冊の他、浜村他著『ベーシック労働法（第 7 版）』（有斐閣、2019 年）など。

【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。

評価基準：報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】

ひとつのテーマについて、1 回に限らず必要に応じて数回に分けて議論を行う。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

労働法

<研究テーマ>

労働者代表制、労働者派遣法、労働契約法など

<主要研究業績>

・「労働者派遣法の立法・改正議論から見た労働者派遣の基本的意義づけと政策原理」大原社研雑誌 712 号（2018 年）、「判例回顧と展望 労働法」法時 6 月臨時増刊（2018 年）、「教員の長時間労働対策」季労 261 号（2018 年）、「高度プロフェッショナル制度は働き方改革なのか」法学セミナー 762 号（2018 年）、「歩合給制における割増賃金の算定方法」労旬 1915 号（2018 年）、「曖昧な雇用をめぐる労働法上の課題」WORK & LIFE 世界の労働 2018 年 5 号、「労働紛争処理法」『戦後労働立法史』（旬報社、2018 年）。

【Outline and objectives】

In this seminar, we will give guidance on master's thesis preparation of Labor Law in the master's course, but when teaching, we also study specific subjects such as recent labor cases and recently amended laws on labor dispatch and labor contracts

LAW600A1

労働法論文指導Ⅱ

浜村 彰

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本授業では、修士課程における労働法の修士論文作成の指導を行うが、指導に際して、最近の労働判例や最近法改正がなされた労働者派遣法や労働契約法などの特定テーマについても合わせて研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけさせる。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

労働法をめぐる最近の法的問題について、この 2、3 年の間に出された最高裁判決を中心とする労働判例を素材にしたケース・スタディを行う。また、労働法のテーマ研究では、労働契約法や労働者派遣法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、労働法の政策的課題を研究する。

労働判例については、毎回報告者を決め、40 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。

特定テーマ研究では、最新の労働法制上の課題を素材に、労働法の立法論を学習し、政策立案能力を養成する。そして、修士論文に関して選定したテーマについて、下書きを書かせ、それを添削指導する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	半年間のゼミ目標の共有化	ゼミの計画、ゼミ全体および各ゼミ員の半年間の目標設定など。
第 2 回	判例研究 (1)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 3 回	判例研究 (2)	同上
第 4 回	判例研究 (3)	同上
第 5 回	特定テーマ研究 (1)	最近の労働法の理論課題を随時選定して研究する
第 6 回	特定テーマ研究 (2)	同上
第 7 回	特定テーマ研究 (3)	同上
第 8 回	特定テーマ研究 (4)	特定テーマについての修士論文のレジュメ作成指導。最初は修士論文の大雑把な柱立てをし、その後肉付けをして細かなレジュメの作成まで指導する。
第 9 回	特定テーマ研究 (5)	同上
第 10 回	特定テーマ研究 (6)	同上
第 11 回	修士論文発表会 (1)	ゼミを履修している院生の修士論文の発表をして、そのテーマについての議論を深め、修士論文の内容の豊富化をはかる。
第 12 回	修士論文発表会 (2)	同上
第 13 回	修士論文発表会 (3)	同上
第 14 回	修士論文発表会 (4)	同上

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

1. 労働法の基本テキストの学習
2. 教材の裁判例とそれに関連したテキストと論文を事前に読み、論点を整理してこること。
3. 教員が指定した特定テーマ研究に関する論文資料を事前に読んで整理してこること

【テキスト（教科書）】

特に指定しないが、ジュリスト増刊労働法の争点、ジュリスト増刊労働判例百選（第 9 版）を購入していること

【参考書】

前記 2 冊の他、浜村他著『ベーシック労働法（第 7 版）』（有斐閣、2019 年）など。

【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。

評価基準：報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】

ひとつのテーマについて、1 回に限らず必要に応じて数回に分けて議論を行う。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

労働法

<研究テーマ>

労働者代表制、労働者派遣法、労働契約法など

<主要研究業績>

・「労働者派遣法の立法・改正論議から見た労働者派遣の基本的意義づけと政策原理」大原社研雑誌 712 号（2018 年）、「判例回顧と展望 労働法」法時 6 月臨時増刊（2018 年）、「教員の長時間労働対策」季労 261 号（2018 年）、「高度プロフェッショナル制度は働き方改革なのか」法学セミナー 762 号（2018 年）、「歩合給制における割増賃金の算定方法」労旬 1915 号（2018 年）、「曖昧な雇用をめぐる労働法上の課題」WORK & LIFE 世界の労働 2018 年 5 号、「労働紛争処理法」『戦後労働立法史』（旬報社、2018 年）。

【Outline and objectives】

In this seminar, we will give guidance on master's thesis preparation of Labor Law in the master's course, but when teaching, we also study specific subjects such as recent labor cases and recently amended laws on labor dispatch and labor contracts

LAW600A1

労働法論文指導 I

沼田 雅之

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワークである本授業では、労働法をテーマとした修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第 2 回	研究発表（1）	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第 3 回	研究発表（2）	・当面の研究内容に関する確認。
第 4 回	研究発表（3）	・第 2 回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（1 回目）。
第 5 回	研究発表（4）	・第 2 回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（2 回目）。
第 6 回	研究発表（5）	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（1 回目）。
第 7 回	研究発表（6）	・報告を受けての課題の確認。
第 8 回	研究発表（7）	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（2 回目）。
第 9 回	研究発表（8）	・報告を受けての課題の確認。
第 10 回	研究発表（9）	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（3 回目）。
第 11 回	研究発表（10）	・報告を受けての課題の確認。
第 12 回	研究発表（11）	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（4 回目）。
第 13 回	研究発表（12）	・報告を受けての課題の確認。
第 14 回	研究発表（13）	・論文全体の構造を意識したレジюме作成、報告。 ・報告を受けての課題の確認。 ・長期休業中の課題の確認および指示。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した修士論文課題についての調査、研究

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50 %）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 社会法（社会保障法・労働法）

＜研究テーマ＞ 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

＜主要研究業績＞

「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904 号、2018 年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論－労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性－」（日本労働法学会誌 129 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）ほか

【Outline and objectives】

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

LAW600A1

労働法論文指導Ⅱ

沼田 雅之

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワークである本授業では、労働法をテーマとする修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	・長期休業中の課題の進捗状況に関する報告。
第 2 回	研究発表（1）	・報告を受けての課題の確認。
第 3 回	研究発表（2）	・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。
第 4 回	研究発表（3）	・報告を受けての課題の確認。
第 5 回	研究発表（4）	・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。
第 6 回	研究発表（5）	・報告を受けての課題の確認。
第 7 回	研究発表（6）	・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。
第 8 回	研究発表（7）	・報告を受けての課題の確認。
第 9 回	研究発表（8）	・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（4 回目）。
第 10 回	研究発表（9）	・報告を受けての課題の確認。
第 11 回	研究発表（10）	・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（5 回目）。
第 12 回	研究発表（11）	・報告を受けての課題の確認。
第 13 回	研究発表（12）	・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（6 回目）。
第 14 回	研究発表（13）	・報告を受けての課題の確認。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した博士論文課題についての調査、研究

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50 %）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 社会法（社会保障法・労働法）

＜研究テーマ＞ 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

＜主要研究業績＞

「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904 号、2018 年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論—労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性—」（日本労働法学会誌 129 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）ほか

【Outline and objectives】

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

LAW500A1

刑法演習 I

田中 利幸

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目はリサーチワーク科目である。行政刑法に関する諸問題。今年度は特に経済刑法に視点を置く。

【到達目標】

研究の核心を掘り下げあるいは裾野を広げる目的で、受講者の研究テーマや関心に応じた内容を中心に学習することを通して、修士課程の水準に相応しい知識・分析力・構成力を身につけ、修士論文に反映できることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

サンプルとしての授業計画を、受講生の研究テーマ・関心に応じて、調整しつつ、報告・討論形式を併用しながら、講義する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	行政刑法の基本問題 1	特別法犯・行政犯と刑法犯
第 2 回	行政刑法の基本問題 2	特別法犯・行政犯の構造
第 3 回	行政刑法の基本問題 3	法人犯罪論 1
第 4 回	行政刑法の基本問題 4	法人犯罪論 2
第 5 回	行政刑法の基本問題 5	法人犯罪論 3
第 6 回	行政刑法の基本問題 6	行政刑法の解釈と立法 1
第 7 回	行政刑法の基本問題 7	行政刑法の解釈と立法 2
第 8 回	行政刑法の基本問題 8	行政刑法と憲法 1
第 9 回	行政刑法の基本問題 9	行政刑法と憲法 2
第 10 回	行政刑法の基本問題 10	最近行政刑法の立法と判例 1
第 11 回	行政刑法の基本問題 11	最近行政刑法の立法と判例 2
第 12 回	行政刑法の基本問題 12	最近行政刑法の立法と判例 3
第 13 回	行政刑法の基本問題 13	最近行政刑法の立法と判例 4
第 14 回	行政刑法の基本問題 14	最近行政刑法の立法と判例 5

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の講義で指示する。

【テキスト（教科書）】

受講生の習熟度と問題関心に応じて、開講時や開講中に指定する。

【参考書】

テキストの指定に準じる。

【成績評価の方法と基準】

毎回の学習成果によって行うことを基本とする。必要に応じてレポートを課すこともある。

【学生の意見等からの気づき】

好評なので、これまでの内容・方法を基本的に踏襲する。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

<研究テーマ>

<主要研究業績>

【Outline and objectives】

Principles and problems of regulated crimes, especially economic crimes this year,

LAW500A1

刑法演習Ⅱ

田中 利幸

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目はリサーチワーク科目である。国際刑事法に関する諸問題。今年度は国際経済犯罪に視点を置く。

【到達目標】

研究の核心を掘り下げあるいは裾野を広げる目的で、受講者の研究テーマや関心に応じた内容を中心に学習することを通して、修士課程の水準に相応しい知識・分析力・構成力を身につけ、修士論文に反映することを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

サンプルとしての授業計画を、受講生の研究テーマ・関心に応じて、調整しつつ、報告・討論形式を併用しながら、講義する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	国際刑事法の基本問題 1	刑事法における国際法の機能 1
第2回	国際刑事法の基本問題 2	刑事法における国際法の機能 2
第3回	国際刑事法の基本問題 3	国内刑事実体法の適法範囲
第4回	国際刑事法の基本問題 4	国内刑事手続法の適用範囲
第5回	国際刑事法の基本問題 5	刑事手続における国際協力 1
第6回	国際刑事法の基本問題 6	刑事手続における国際協力 2
第7回	国際刑事法の基本問題 7	経済犯罪防止関連条約と国内立法 1
第8回	国際刑事法の基本問題 8	経済犯罪防止関連条約と国内立法 2
第9回	国際刑事法の基本問題 9	経済犯罪防止関連条約と国内立法 3
第10回	国際刑事法の基本問題 10	組織犯罪防止関連条約と国内立法 1
第11回	国際刑事法の基本問題 11	組織犯罪防止関連条約と国内立法 2
第12回	国際刑事法の基本問題 12	組織犯罪防止関連条約と国内立法 3
第13回	国際刑事法の基本問題 13	国際刑事裁判所 1
第14回	国際刑事法の基本問題 14	国際刑事裁判所 2

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の講義で指示する。

【テキスト（教科書）】

受講生の習熟度と問題関心に応じて、開講時や開講中に指定する。

【参考書】

テキストの指定に準じる。

【成績評価の方法と基準】

毎回の学習成果によって行うことを基本とする。必要に応じてレポートを課すこともある。

【学生の意見等からの気づき】

好評なので、これまでの内容・方法を基本的に踏襲する。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

<研究テーマ>

<主要研究業績>

【Outline and objectives】

Principles and problems of international crimes, especially international economic crimes.

LAW500A1

刑法演習Ⅲ

須藤 純正

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、刑法に関する知識を、刑事訴訟法、刑事政策の分野とも関連付けながら基礎から身につけていくものであり、この授業を終えた学生が本格的な刑法研究に取り組もうとするときに役立つ土台であるとともに、刑事実用法学を習得する前提として必要となるリベラル・アーツ科目でもある。

【到達目標】

修士課程の水準にふさわしい十分な知識・構成力を修得し、刑事法をめぐるさまざまな社会事象（犯罪現象）について幅広い視点で自分なりに分析検討する力を身につけることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

この授業では刑事法の各分野を総合的に紹介し刑事法の基礎をしっかりと修得させるとともに、わが国及び世界の刑事法をめぐるアップ・ツー・デートな問題についても、比較法的な視点を加えつつ幅広く概観する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	刑事法学について	この授業の概要、授業の受け方、本論「刑事法とは」
第 2 回	犯罪とその原因	犯罪原因論、わが国の犯罪現象
第 3 回	民事責任との違い、刑罰理論	刑法の機能と目的 応報刑論と目的刑論
第 4 回	刑罰の種類、刑法学	刑罰と保安処分 わが国の死刑制度 刑法の解釈
第 5 回	刑法各論	個人的法益の罪（殺人、窃盗、名誉棄損） 社会的法益の罪 国家的法益の罪
第 6 回	犯罪論（構成要件）	実体法、手続法、処遇法 法的要件と法的効果
第 7 回	犯罪論（違法性と責任）	正当業務行為 正当防衛、緊急避難 責任能力
第 8 回	故意と過失	故意犯と過失犯 錯誤
第 9 回	未遂犯と共犯、刑の量定	正犯と共犯 共同正犯、教唆と幫助 共謀罪
第 10 回	刑事訴訟法（捜査）	量刑、罪数論 刑事訴訟法の目的 憲法の人権規定と捜査 保釈
第 11 回	刑事訴訟法（公訴の提起）	起訴便宜主義、刑事免責、協議・合意制度
第 12 回	フィールド・ワーク	東京地裁での刑事事件の法廷傍聴
第 13 回	犯罪者の処遇、少年法	施設内処遇 社会内処遇 非行少年の処遇手続
第 14 回	比較法	米国刑法 陪審制と裁判員裁判 死刑存廃論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業前の予習として教科書の該当部分を読んで理解すること。分からない用語は法律学辞典で調べる。

次の授業までにやっておくべき学習を毎回宿題として課す。

【テキスト（教科書）】

井田良著『基礎から学ぶ刑事法（第6版）』（有斐閣 2017 年）。

小型の六法（例えば、三省堂の『デイリー六法』）を授業に持参すること。

【参考書】

王雲海著『日本の刑罰は重いか軽いか』（集英社新書）

ベッカリーア著『犯罪と刑罰』（岩波文庫）

ミル著山崎洋一訳『自由論』（光文社文庫 2006 年）

【成績評価の方法と基準】

出席点30%、平常点70%で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

前年度不開講につきフィードバックできません。

【学生が準備すべき機器他】

連絡事項は、メールないし授業支援システムを利用してする。

【その他の重要事項】

担当教員は検事20年（法務事務官含む）、弁護士20年余の実務経験を有しているため、わが国の刑事司法実務の特徴についても織り交ぜた授業にしたい。

【Outline and objectives】

The basic goal of this course is to study and understand substantive criminal law in Japan, including characteristics of Japanese criminal procedure. Also, we learn about Japanese on-going criminal policies.

LAW500A1

刑法演習Ⅳ

須藤 純正

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、刑法に関する知識を、刑事訴訟法、刑事政策の分野とも関連付けながら基礎から身につけていくものであり、この授業を終えた学生が本格的な刑法研究に取り組もうとするときに役立つ土台であるとともに、刑事実用法学を習得する前提として必要となるリベラル・アーツ科目でもある。

【到達目標】

修士課程の水準にふさわしい十分な知識・構成力を修得し、刑事法をめぐるさまざまな社会事象（犯罪現象）について幅広い視点で自分なりに分析検討する力を身につけることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

この授業では刑事法の各分野を総合的に紹介し刑事法の基礎をしっかりと修得させるとともに、わが国及び世界の刑事法をめぐるアップ・ツー・デートな問題についても、比較法的な視点を加えつつ幅広く概観する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	罪刑法定主義	判例研究（類推解釈の禁止、明確性の原則、実体的デュープロセス）
第 2 回	構成要件該当性（主体）	判例研究（法人処罰）
第 3 回	主観的違法要素	判例研究（目的犯、傾向犯）
第 4 回	違法性	判例研究（正当防衛）
第 5 回	違法性	判例研究（緊急避難）
第 6 回	責任	判例研究（故意）
第 7 回	錯誤	判例研究（事実の錯誤と違法性の錯誤）
第 8 回	過失	判例研究（過失犯）
第 9 回	責任能力	判例研究（精神障害）
第 10 回	フィールド・ワーク	最高裁での法廷傍聴（審理により日時変更の可能性あり）
第 11 回	横領罪	判例研究（不法原因給付と横領）
第 12 回	賄賂罪（単純収賄）	判例研究（職務権限）
第 13 回	賄賂罪（請託収賄）	判例研究（目的物受領の趣旨）
第 14 回	賄賂罪（第三者供賄等）	判例研究（あっせん収賄、事後収賄、恐喝との関係）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業前の予習として教科書の該当部分を読んで理解すること。分からない用語は法律学辞典で調べる。

次回の授業までにやっておくべき学習を毎回宿題として課す。

【テキスト（教科書）】

西田典之ほか3名著『判例刑法総論（第7版）』（有斐閣 2018 年）

西田典之ほか3名著『判例刑法各論（第7版）』（有斐閣 2018 年）

小型の六法（例えば、三省堂の『デイリー六法』）を授業に持参すること。

【参考書】

西田典之著『刑法総論（第2版）』（有斐閣 2010 年）

西田典之著橋爪隆補訂『刑法各論（第7版）』（有斐閣 2018 年）

【成績評価の方法と基準】

出席点30%、平常点70%で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

前年度不開講につきフィードバックできません。

【学生が準備すべき機器他】

連絡事項は、メールないし授業支援システムを利用してする。

【その他の重要事項】

担当教員は検事20年（法務事務官含む）、弁護士20年余の実務経験を有しているため、わが国の刑事司法実務の特徴についても織り交ぜた授業にしたい。

【Outline and objectives】

The basic goal of this course is to study and understand substantive criminal law in Japan, including characteristics of Japanese criminal procedure. Also, we learn about Japanese on-going criminal policies.

刑事政策演習 I

佐藤 輝幸

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本講義では、アメリカの社会内処遇、特に、パロール及び仮釈放に関するメジャーな教科書及びそこに記載されている参考文献を講読し、社会内処遇を素材に、アメリカにおける犯罪者処遇の考え方を理解することを目的とする。

【到達目標】

アメリカにおける社会内処遇の概要を理解するとともに、大学院での研究に必要な英語文献の読解力及び調査能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

下記のテキストについて、担当者を決めて、分担して講読する。担当部分の翻訳にかかる時間や会議に応じて授業のスケジュールを調整するので、初回の授業には必ず出席すること。

下記の授業計画の進捗は、受講者のレベルや人数に応じて変更することがある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	ガイダンス、スケジュールの調整、参加者の研究テーマの紹介など。
第 2 回	Chapter 1 の前半を読む	犯罪と刑罰について
第 3 回	Chapter 1 の後半を読む	アメリカ合衆国における刑事手続き
第 4 回	Chapter 12 の前半を読む	プロベーション及びパロールの成功と失敗
第 5 回	Chapter 12 の後半を読む	プロベーション及びパロールの目標
第 6 回	Chapter 2 の前半を読む	プロベーションの歴史
第 7 回	Chapter 2 の後半を読む	プロベーションの運用
第 8 回	Chapter 4 の前半を読む	パロール制度の発展
第 9 回	Chapter 4 の後半を読む	医療モデルへの批判
第 10 回	Chapter 5 を読む	仮釈放の実施
第 11 回	Chapter 6 を読む	処遇の理論と実務
第 12 回	Chapter 7 を読む	プロベーション／パロールオフィサー
第 13 回	Chapter 8 を読む	プロベーションとパロールにおける観察
第 14 回	授業の終わりに	授業のまとめ、論文執筆に向けた助言など

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

担当部分の翻訳を行い、参加者全員にメールで送付すること。担当者以外の参加者も、担当者の翻訳を確認してくることが望ましい。

【テキスト（教科書）】

Howard Abadinsky, Probation and Parole, 12th ed., 2015 のコピーを配布する（最新版が出ても変更する予定はない）。

また、英和辞典を持参すること。

【参考書】

通常に辞書の他に、専門用語については、田中英夫『英米法辞典』（東京大学出版会、1991）を参照することが望ましい。

【成績評価の方法と基準】

担当部分の翻訳 80 %、授業内での質疑 20 %。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑法

<研究テーマ> 危険犯、社会的法益

<主要研究業績> 学術研究データベースを参照のこと

【Outline and objectives】

We study about probation and parole in the USA.

LAW500A1

公法特殊研究 I

小泉 広子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

保育法制にかかわる法的諸問題を学ぶことを目的とするコースワーク科目である。

乳幼児期の子どもの教育・保育制度は、従来、学校教育法と児童福祉法の二元的制度の下にあったが、2012年に子ども・子育て支援関連 3 法が成立し、保育所、幼稚園の利用手続きについての新たなしくみが導入され、権利関係に大きな変容がもたらされている。受講生は、近年の改正について理解し、乳幼児の権利の観点からこの改正を批判的に論じる力を身に付けることが期待される。

【到達目標】

- ①保育法制の基本的な法理論をより深く理解する。
- ②保育法制に関する文献を読みこむ力を身に付ける。
- ③保育法制が抱える現代的な課題を理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、毎回担当者を決めて、指定された文献または判例について、担当者が疑問点や問題点を指摘し、それについて、受講者全員で議論する形で進める。受講者全員が指定された文献・判例の該当部分を事前学習として読んでいることを前提とする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	保育の権利とは
第 2 回	乳幼児期の子どもの権利	国際法および国内法上の乳幼児期の子どもの権利
第 3 回	保育所利用のしくみ (1)	子ども・子育て関連 3 法の概要 1
第 4 回	保育所利用のしくみ (2)	子ども・子育て関連 3 法の概要 2
第 5 回	保育所利用のしくみ (3)	子ども・子育て関連 3 法の概要 3
第 6 回	保育所入所をめぐる裁判 (1)	希望しない保育所への入所の同意
第 7 回	保育所入所をめぐる裁判 (2)	障害児の保育所入所拒否
第 8 回	保育所入所をめぐる裁判 (3)	保育所不足による入所申込み不承諾
第 9 回	保育所入所をめぐる裁判 (4)	育児休業取得を理由とした保育所からの退所処分
第 10 回	公立保育所の廃止（民営化）	市立保育所廃止処分の取り消し請求事件
第 11 回	保育所における事故 (1)	自由保育時の事故
第 12 回	保育所における事故 (2)	うつ伏せ寝による事故
第 13 回	保育所における事故 (3)	災害時における乳幼児施設の責任
第 14 回	保育の財政問題	保育料、無償化

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者がその準備を行うほか、報告者以外の者も、各回の授業で取り上げる箇所をそれぞれ準備学習として読み理解してくる。

【テキスト（教科書）】

田村和之・古畑淳・倉田賀世・小泉広子『保育判例ハンドブック』（信山社）

【参考書】

田村和之他『待機児童ゼロー保育利用の権利―』（信山社）

この他授業時に適時指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 点）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 教育法/行政法

<研究テーマ> 子どもの権利

<主要研究業績> 『保育判例ハンドブック』（信山社）

【Outline and objectives】

Students will learn and discuss early childhood care and education law in terms of children's rights in this class.

LAW500A1

公法特殊研究Ⅱ

高橋 滋

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること（判例研究）と、②行政法学の重要文献を分析・読解する手法を身に付け、行政法理論の深化・発展の端緒を発見し、明確化する能力を体得すること（文献読解）を課題とするコースワーク科目である。

なお、本科目は、行政法特殊講義Ⅱとの合併科目である。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。なお、受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

【到達目標】

①行政法の基本的な法理論を修士レベルより深く理解し、博士論文の作成に生かせる能力を涵養する。
②行政判例や行政法に関する重要文献を読み、問題点などを批判的・創造的に分析し、博士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

一般的な演習形式による。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	打合せ
第2回	判例研究（最新最高裁判例研究）①	判例収集・判例選定- 博士論文との関わりの視点から
第3回	判例研究（最新最高裁判例研究）②	判例文・評釈の読解・論点抽出- 博士論文との関わりの視点から
第4回	判例研究（最新最高裁判例研究）③	代表的な評釈の精読- 行政法理論の深化・発展の見地から
第5回	判例研究（最新最高裁判例研究）④	代表的な評釈の追加的な精読- 行政法理論の深化・発展の見地から
第6回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑤	判例の精査- 行政法理論の深化・発展の見地から
第7回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑥	判例の追加的な精査- 行政法理論の深化・発展の見地から
第8回	文献読解（重要行政法文献読解）①	文献収集- 博士論文との関わりの視点から
第9回	文献読解（重要行政法文献読解）②	文献の第一次選定- 博士論文との関わりの視点から
第10回	文献読解（重要行政法文献読解）③	文献の第二次選定- 博士論文との関わりの視点から
第11回	文献読解（重要行政法文献読解）④	文献精読（その1）- 行政法理論の深化・発展の端緒の探究
第12回	文献読解（重要行政法文献読解）⑤	文献精読（その2）- 行政法理論の深化・発展の端緒の把握
第13回	文献読解（重要行政法文献読解）⑥	文献精読（その3）- 行政法理論の深化・発展の端緒の深掘り
第14回	文献読解（重要行政法文献読解）⑦	比較文献精読- 行政法理論の深化・発展の端緒の析出

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者は十分に事前の準備を行う。報告者以外の受講者も、判例・文献を準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の重要文献を事前に精読する。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

特になし。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）

【学生の意見等からの気づき】

論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

本科目は行政法特殊講義Ⅱとの合併科目である。博士後期課程の受講者に対しては、担当教員の修士課程の受講者に対する教育・指導等に協力することを通じて、修士課程において求められる知識・能力を再確認し、深化させることが期待される。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法、環境法、地方自治法

<研究テーマ>

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法

<主要研究業績>

<単著>

- 1.『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂、1990 年）
- 2.『行政手続法』（ぎょうせい、1996 年）
- 3.『先端技術の行政法理』（岩波書店、1998 年）
- 4.『行政法』（弘文堂、2016 年）

その他、『条解行政事訴訟法（第 4 版）』（弘文堂）、『条解行政情報関連三法』（弘文堂）、『条解行政不服審査法』（弘文堂）、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』（商事法務）等、共著・編著書、23 点（改訂版を含む）。

【Outline and objectives】

This seminar is for students at first grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of administrative law and some cases of administrative law and report famous cases at the Supreme Court.

LAW500A1

民事法特殊研究 I

潘 阿憲

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察も行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、後期の民事法特殊研究Ⅱとともに、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講生の研究テーマに関する重要な文献および判例を素材に報告・発表をおこない議論をして、当該論点に関する外国法の制度を討論する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第 2 回	課題設定	受講者の研究テーマに関連する課題の設定
第 3 回	研究概要	受講者の研究計画についての概要の作成
第 4 回	先行研究の検討その 1	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 5 回	先行研究の検討その 2	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 6 回	先行研究の検討その 3	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 7 回	先行研究の検討その 4	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 8 回	先行研究の検討その 5	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 9 回	判例研究その 1	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 10 回	判例研究その 2	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 11 回	判例研究その 3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 12 回	判例研究その 3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 13 回	判例研究その 3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 14 回	判例研究その 4	受講者の研究テーマに関連する判例の検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業計画にあるテーマに関する主要な文献・判例を通読すること

【テキスト（教科書）】

初回授業時に指示する

【参考書】

初回授業時に指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が 60 %、発言が 40 % の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉商法

〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

【Outline and objectives】

Special Case Studies on Corporation Law

民事法特殊研究Ⅱ

潘 阿憲

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察も行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、前期の民事法特殊研究Ⅰの続きとして、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講生の研究テーマに関する重要な文献および判例を素材に報告・発表をおこない議論をして、当該論点に関する外国法の制度を討論する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	外国法の検討その1	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第2回	外国法の検討その2	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第3回	外国法の検討その3	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第4回	外国法の検討その4	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第5回	外国法の検討その5	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第6回	外国法の検討その6	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第7回	外国法の検討その7	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第8回	外国法の検討その8	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第9回	外国法の検討その9	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第10回	外国法の検討その10	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第11回	外国法の検討その11	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第12回	外国法の検討その12	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第13回	外国法の検討その13	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第14回	外国法の検討その14	受講者の研究テーマに関連する外国法検討のまとめ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業計画にあるテーマに関する主要な文献・判例を通読すること

【テキスト（教科書）】

初回授業時に指示する

【参考書】

初回授業時に指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が 60 %、発言が 40 % の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉商法

〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

【Outline and objectives】

Special Case Studies on Corporation Law

LAW500A1

民事法特殊研究Ⅱ

宮本 健蔵

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

「民法の一部を改正する法律案」が2017年5月26日に可決成立し、同年6月2日に公布された。これの施行日は2020年4月1日である。この改正は主として債権法に関するものであるが、従来の法体系を大きく変更するものであり、取引社会に重大な影響を及ぼすことは必然である。

そこで、コースワーク科目である本講義では、この改正内容を詳細に検討し、新法の理論的枠組みを修得することを目的とした。

【到達目標】

問題点的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

改正法に関しては、解説書や教科書等が次第に刊行されつつある。本講義では、これらを参考としながら、重要な項目について個別的に検討を行う。また、改正作業の途上で発表された論文や法制審議会の部会資料なども、必要に応じてこれを取り上げて検討する。報告者の基調報告とその後のディスカッションという形式で行う。

なお、本講義では、主として「債権の目的」「債権の効力」および「債権の消滅」を扱う。民法特殊講義Ⅱと併せて受講されたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	債権法改正の経緯と概要	テーマや授業の進め方などの説明
第2回	定型約款による契約の成立	基調報告とこれに基づくディベート
第3回	契約の解釈と契約内容の確定	基調報告とこれに基づくディベート
第4回	原始的不能論	基調報告とこれに基づくディベート
第5回	特定物債権－保管義務と物の引渡義務	基調報告とこれに基づくディベート
第6回	種類債権の特定と危険の移転	基調報告とこれに基づくディベート
第7回	利息債権と選択債権	基調報告とこれに基づくディベート
第8回	履行請求権の優位性とその限界	基調報告とこれに基づくディベート
第9回	瑕疵担保責任と追完請求権	基調報告とこれに基づくディベート
第10回	「強制力を欠く債権」と自然債務・不完全債務	基調報告とこれに基づくディベート
第11回	債務不履行による損害賠償責任①－債務不履行一元論と三分体系	基調報告とこれに基づくディベート
第12回	債務不履行による損害賠償責任②－「債務者の責めに帰すべき事由」	基調報告とこれに基づくディベート
第13回	債務不履行による契約の解除と危険負担・危険の移転	基調報告とこれに基づくディベート
第14回	債務の消滅原因	基調報告とこれに基づくディベート

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は各回のテーマに関する基本的な文献を事前に読んでおくことが不可欠である。その上で、関連する文献を自分で収集するなどして、積極的に研究することが望まれる。

【テキスト（教科書）】

その都度、指示する。

【参考書】

- ①宮本健蔵編著『債権総論』（新マルシェ民法シリーズ）2019年3月刊行予定
- ②潮見佳男『新債権総論Ⅰ』『新債権総論Ⅱ』2017年 信山社
- ③平野裕之『債権総論』2017年 日本評論社
- ④潮見佳男編『Before/After 民法改正』2017年 弘文堂など。

【成績評価の方法と基準】

平常点（報告の内容・議論への参加）(100%)。

具体的には、報告レジュメとプレゼンテーション、および各回の予習による内容の理解度と全体の議論への貢献度に基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

<主要研究業績>

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集（九国大）23巻1・2・3号127頁～146頁（2017年）

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学66巻3号155頁～182頁（2016年）

「オーストリア一般民法1014条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林113巻1号1頁～79頁（2015年）

マルシェ物権法・担保物権法（第3版）（編著）嵯峨野書院（2014年）

コンダクト民法（編著）嵯峨野書院（2013年）

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学64巻1・2合併号（2014年）

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法670条（1）（2）（完）」法学志林110巻3号（2013年）、4号（2013年）

「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林107巻4号（2010年）（2017年）

【Outline and objectives】

In Japan, amendments to the Civil Code were held in 2017. In this lecture, we will examine the contents of the new civil law in detail and to acquire the theoretical framework of the new law.

LAW500A1

民事法特殊研究Ⅳ

宮本 健蔵

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

「民法の一部を改正する法律案」が2017年5月26日に可決成立し、同年6月2日に公布された。この施行日は2020年4月1日である。この改正は主として債権法に関するものであるが、従来の法体系を大きく変更するものであり、取引社会に重大な影響を及ぼすことは必然である。

そこで、コースワーク科目である本講義では、この改正内容を詳細に検討し、新法の理論的枠組みを修得することを目的とした。

【到達目標】

問題点的的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

改正法に関しては、解説書や教科書等が次第に刊行されつつある。本講義では、これらを参考としながら、重要な項目について個別的に検討を行う。また、改正作業の途上で発表された論文や法制審議会の部会資料なども、必要に応じてこれを取り上げて検討する。報告者の基調報告とその後のディスカッションという形式で行う。

なお、本講義では、主として「責任財産の保全」「多数当事者の債権関係」および「債権譲渡・債務引受」を扱う。民法特殊講義Ⅰと併せて受講されたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	債権者代位権とその転用現象	テーマや授業の進め方などの説明
第2回	詐害行為取消権①－要件論	基調報告とこれに基づくディベート
第3回	詐害行為取消権②－二元的システム	基調報告とこれに基づくディベート
第4回	詐害行為取消権③－効果論（絶対的取消構成と返還義務者の地位）	基調報告とこれに基づくディベート
第5回	分割債権関係と不可分債権関係	基調報告とこれに基づくディベート
第6回	連帯債権－ドイツ法との対比	基調報告とこれに基づくディベート
第7回	連帯債務における絶対的効力事由	基調報告とこれに基づくディベート
第8回	連帯債務における求償権の制限と拡張	基調報告とこれに基づくディベート
第9回	保証債務－要式の厳格化と情報提供義務	基調報告とこれに基づくディベート
第10回	根保証の基本構造と民法の体系	基調報告とこれに基づくディベート
第11回	債権譲渡と譲渡制限特約の効力	基調報告とこれに基づくディベート
第12回	有価証券	基調報告とこれに基づくディベート
第13回	併存的債務引受と免責的債務引受	基調報告とこれに基づくディベート
第14回	契約上の地位の移転と不動産賃貸人たる地位の移転	基調報告とこれに基づくディベート

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は各回のテーマに関する基本的な文献を事前に読んでおくことが不可欠である。その上で、関連する文献を自分で収集するなどして、積極的に研究することが望まれる。

【テキスト（教科書）】

その都度、指示する。

【参考書】

- ①宮本健蔵編著『債権総論』（新マルシェ民法シリーズ）2019年3月刊行予定 嵯峨野書院
- ②潮見佳男『新債権総論Ⅰ』『新債権総論Ⅱ』2017年 信山社
- ③平野裕之『債権総論』2017年 日本評論社
- ④潮見佳男編『Before/After 民法改正』2017年 弘文堂など。

【成績評価の方法と基準】

平常点（報告の内容・議論への参加）(100%)。

具体的には、報告レジュメとプレゼンテーション、および各回の予習による内容の理解度と全体の議論への貢献度に基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞民法、財産法

＜研究テーマ＞安全配慮義務論、リスク責任論

＜主要研究業績＞

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集（九国大）23巻1・2・3号127頁～146頁（2017年）

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学66巻3号155頁～182頁（2016年）

「オーストリア一般民法1014条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林113巻1号1頁～79頁（2015年）

マルシェ物権法・担保物権法（第3版）（編著）嵯峨野書院（2014年）

コンダクト民法（編著）嵯峨野書院（2013年）

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学64巻1・2合併号（2014年）

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法670条（1）（2・完）」法学志林110巻3号（2013年）、4号（2013年）

「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林107巻4号（2010年）（2017年）

【Outline and objectives】

In Japan, amendments to the Civil Code were held in 2017. In this lecture, we will examine the contents of the new civil law in detail and to acquire the theoretical framework of the new law.

LAW500A1

社会法特殊研究 I

藤本 茂

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

今日の労働関係は、グローバル化のもと、日本型雇用慣行を見直し労働形態の多様化・個別化を加速させている。労働法の法理の妥当性は、その法理のよって立つ日本の雇用慣行を踏まえて、なされる。

本研究は、労働法の意義と集団的労使関係法領域を対象とするコースワーク科目である。修士課程を一步深めて、これからを展望したい。

【到達目標】

修士課程で学んだ既存の労働法理の理解を確認でき、それを他者に論理的に説明できる。換言すると法的論理思考を意識し、将来を展望して批判的に説明できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業計画に列挙した労働法上のテーマには重要判例がある。院生が重要判例を手がかりとして法理の報告・発表をおこない議論をして、併せてその法理の限界と将来への展望を述べて討論する。

この授業は修士課程の労働法特殊講義 I との合併授業である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第 2 回	日本的雇用慣行	長期安定雇用と年功制
第 3 回	企業別組合	日本的雇用慣行の 3 つ目
第 4 回	労働法の生成	近代市民社会の労働法
第 5 回	労働法の分野	集団的労使関係法の位置
第 6 回	労働基本権論	憲法 28 条の意義
第 7 回	労働組合の結成と組織強 制	団結とユニオンショップ
第 8 回	労働組合の活動	企業施設を利用する組合活動
第 9 回	争議行為の正当性	争議の目的と手段・態様
第 10 回	争議行為と賃金	争議不参加組合員の賃金
第 11 回	不当労働行為制度	制度の概要と不利益取扱
第 12 回	支配介入	不当労働行為の支配介入
第 13 回	団体交渉	意義と不当労働行為たる団交拒否
第 14 回	労働協約	労働協約の締結と拡張適用

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・授業計画にあるテーマに関する主要な裁判例の事実の概要、判旨をまとめる。
- ・そのポイントを日本型雇用慣行と関連させておく。
- ・現在の労使関係について、まとめる。

【テキスト（教科書）】

- ・金子征史・藤本 茂・高野敏春・大場敏彦・山本圭子共著『基礎から学ぶ労働法 I 』[第 4 版]（エイデル研究所 2018）
- ・金子征史編集代表『基礎から学ぶ労働法 II 』[第 2 版]（エイデル研究所 2016）
- ・その他、テーマに適した論文等を授業の際に示す。

【参考書】

- ・テキスト内に参考文献を掲げている。
- ・菅野和夫著『労働法 [第 11 版補正版]』（弘文堂 2017）
- ・その他、テーマに適した論文等を授業の際に示す。

【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が 60 %、発言が 40 % の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

予習箇所を明確にした。

【学生が準備すべき機器他】

ノート・パソコンを使用してインターネット検索をしようと考えている。院生が所持していない場合は別途コピーするなど考える。

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉労働法
〈研究テーマ〉アメリカ雇用平等法、雇用平等法、労働契約法、職業訓練・研修制度など

【Outline and objectives】

This course will focus on Japanese Labor Law and will introduce students to both Labor Unions Law and the Labor Contract Act. The course will be conducted in a style of lecture. The students will be asked for occasional reporting and discussing about the themes.

First, in the introduction to Labor Relations Law, students will study and report a general overview of Labor Unions Law and discuss with each other.

Second, in the Labor Contract Act portion of the course, students will study and report about the rules of adoption, transfer and dismissal.

社会法特殊研究Ⅱ

藤本 茂

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

今日の労働関係は、グローバル化のもと、日本の雇用慣行を見直し労働形態の多様化・個別化を加速させている。雇用社会構造の変化により使関係が変わり、労働法も変わらざるをえない。労働法はどうあるべきかが問われている。

この授業は労働法特殊研究Ⅰに続き個別的労働関係法領域を取扱う、コースワーク科目である。

【到達目標】

本科目を履修することで、修士課程で学んだ労働法理の理解を確認でき、それを踏まえて将来を展望した新たな法理の構築につなげることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業計画に列挙した労働法上のテーマには重要判例がある。院生が重要判例を手がかりとして法理の報告・発表をおこない議論をして、併せてその法理が形成された日本型雇用慣行を考えてもらう。

授業は修士課程の労働法特殊講義Ⅱとの合併である。博士後期課程受講者はこれからの法理にとって重要な視点、労働法の理念について言及することを期待している。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	個別的労働関係法総論
第2回	労働基準法	労基法の二つの特徴
第3回	労働契約法	労働契約の権利義務と原則
第4回	労働契約と就業規則	就業規則の法的性質
第5回	就業規則と労働条件	就業規則改訂による労働条件変更
第6回	個別的労働関係の形成	採用の自由、内定、試用
第7回	個別的労働関係の展開	人事異動の法理
第8回	個別的労働関係の終了	解雇法理について
第9回	賃金	法規制の意義と概要
第10回	労働時間規制の意義	法定労働時間の原則
第11回	労働時間の弾力的運用	裁量労働、適用除外と高度プロフェッショナル制度
第12回	労働時間の例外	時間外労働の規制
第13回	休憩・休日	意義と休日労働
第14回	休暇	年次有給休暇制度

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業計画にあるテーマに関する主要な裁判例の事実の概要、判旨をまとめる。そのポイントを日本型雇用慣行に引き付けて説明するために、概説書を読みまとめておく。

【テキスト（教科書）】

・金子征史・藤本 茂・高野敏春・大場敏彦・山本圭子共著『基礎から学ぶ労働法Ⅰ【第4版】』（エイデル研究所 2018）
・金子征史編集代表『基礎から学ぶ労働法Ⅱ【第2版】』（エイデル研究所 2016）

【参考書】

・テキスト内に参考文献を掲げている。
・菅野和夫著『労働法【第11版補正版】』（弘文堂 2017）

【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が60%、発言が40%の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

予習の方法を具体的に示した。

【学生が準備すべき機器他】

ノート・パソコンを使用してインターネット検索をしようと考えている。できないときはコピーするなど考える。

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉労働法
〈研究テーマ〉アメリカ雇用平等法、雇用平等法、労働契約法、職業訓練・研修制度など

【Outline and objectives】

This course will focus on Japanese Labor Law, especially, will introduce students to Labor Standards Act.

The course will be conducted in a style of lecture. The students will be asked for occasional reporting and discussing about the themes.

First, the introduction to Labor Standards Act, students will study and report about a general overview of the Act, fundamental labor rights and thinking of minimum working conditions based on the statutory. Second, students will learn about legal regulations of terms and conditions of labor, mainly, wages, working time, overtime, off on weekends and holidays.

LAW500A1

社会法特殊研究Ⅱ

大原 利夫

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である本科目は、学生が社会保障法の高度な専門的知識を習得し、社会保障法の現代的課題を専門的に学ぶことを目的とする科目である。

【到達目標】

この授業を受けることにより、学生が①社会保障法（特に福祉関係法等）について極めて高度な専門的知識を得ること、②社会保障法（特に福祉関係法等）について新たな問題を分析し、独創的な見解を極めて高度な学術的観点から説得的に論じることのできる能力を習得すること、の2つを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

学生は、社会保障に関する各法の内容を学び、社会保障に関する主要な判例等を取り上げて討論を行う。また、適宜、判例と関連する論文なども取り上げ、併せて討論を行う。学生は、担当する判例等についてレジュメを作成し、報告を行う。報告者以外の学生は、事前に当該判例等の問題点などを分析したうえで、報告を聞く。その後、参加者全員で当該判例等について討論を行う。なお、学生の要望等によって適宜授業内容・方法を修正する場合がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
1 回	ガイダンス	授業の内容、進め方、学習方法などについてシラバスに基づいて説明を行う。
2 回	社会保障の現状	社会保障の現状について統計資料を用いて考察する。
3 回	社会保障法学概論	社会保障法学の特徴などについて考察する。
4 回	社会保障法総論	社会保障法の定義、法体系、発展経緯について考察する。
5 回	生存権	生存権の意義、法的生活などについて考察する。
6 回	生活保護法 (1)～概論	生活保護法の歴史、原理・原則、自立の意義について解説する。
7 回	生活保護法 (2)～補足性の原理	補足性の原理と関連判例について考察する。
8 回	生活保護法 (3)～その他の原理・原則	生活保護法の原理・原則、被保護者の権利・義務について考察する。
9 回	福祉関係法 (1)～概論	福祉の意義、福祉法制の発展経緯、社会福祉基礎構造改革について考察する。
10 回	福祉関係法 (2)～障害者・児童	障害者関連法、児童福祉法などについて考察する。
11 回	福祉関係法 (3)～高齢者	介護保険法、老人福祉法などについて考察する。
12 回	社会手当法 (1)～概論	社会手当の概念、社会手当法の概要について解説する。
13 回	社会手当法 (2)～判例	社会手当法の関連判例について考察する。
14 回	権利擁護 (1)～概論	権利擁護制度の概要について解説する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講者は指定された文献をあらかじめ読むことが求められる。また報告者は原則としてレジュメを作成し、配布しなければならない。

【テキスト（教科書）】

テキストは使用しない。

【参考書】

菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2014 年）
 日本社会保障法学会編『新・講座 社会保障法 1・2・3』（法律文化社、2012 年）
 菊池馨実編『自立支援と社会保障』（日本加除出版、2008 年）
 井上英夫・高野範城（編）『実務 社会保障法講義』（民事法研究会、2007 年）
 西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005 年）
 堀勝洋『社会保障法総論〔第 2 版〕』（東京大学出版会、2004 年）
 河野正輝・増田雅暢・倉田聡（編）『社会福祉法入門』（有斐閣、2004 年）
 西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003 年）
 清正寛・良永彌太郎（編）『論点社会保障法〔第 3 版〕』（中央経済社、2003 年）
 岩村正彦『社会保障法 I』（弘文堂、2001 年）
 法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会（編）『社会保険関係訴訟の実務』（三協法規、1999 年）

【成績評価の方法と基準】

報告の内容（50 %）、討論の内容（50 %）で評価を行う。

討論への積極性、質疑応答の理解度等によって、討論の内容を評価する。

【学生の意見等からの気づき】

基礎的な事項を丁寧に説明する。

【その他の重要事項】

質問は授業の最後に受け付ける。

【担当教員の専門分野等】

< 専門分野 > 社会保障法
 < 研究テーマ > 権利擁護など
 < 主要研究業績 >

「社会保障法における個別的情報提供義務について」法学志林 113 巻 3 号 115 頁（2016 年）

「障害児教育における『保育の必要性』について」ジュリスコンサルタス 24 号 9 頁（2016 年）

『今、私たちに差し迫る問題を考える』（単著、関東学院大学出版会、2015 年）

『育休退園と保育の必要性』週刊社会保障 2864 号 50 頁、2015 年）

『社会保障の権利擁護』（単著、法律文化社、2014 年）

『人権としての社会保障～人間の尊厳と住み続ける権利』（共著、法律文化社、2014 年）

【Outline and objectives】

This course introduces broad knowledge and a variety of modern problems of social security law, especially social welfare law. The goals of this course are to obtain advanced knowledge and problem-solving ability of social welfare law.

LAW500A1

社会法特殊研究Ⅳ

大原 利夫

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目は、学生が社会保障法（特に社会保険法）の高度な専門知識を修得し、社会保険法の現代的課題について学ぶことを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

この授業を受けることにより、学生が①社会保障法（特に社会保険法）について極めて高度な専門的知識を得ること、②社会保障法（特に社会保険法）の新たな問題を分析し、独創的な見解を極めて高度な学術的観点から説得的に論じることのできる能力を習得すること、の2つを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

この授業では、社会保障に関する各法の内容を解説し、社会保障に関する主要な判例等を取り上げて討論を行う。また、判例と関連する論文なども取り上げ、併せて討論を行う。受講生は、担当する判例等についてレジュメを作成し、報告を行う。報告者以外の受講生は、事前に当該判例等の問題点などを分析したうえで報告を聞く。その後、参加者全員で当該判例等について討論を行う。

なお、受講生の要望等によって適宜授業内容・方法を修正する場合がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンスおよび 医療関係法(1)～概論	シラバスに基づいてガイダンスを行う。 医療関係法の法体系、医療受給権の特徴について解説する。
第2回	医療関係法(2)～健康保険法	健康保険法の概要を解説し、関連判例について考察する。
第3回	医療関係法(3)～国民健康保険法ほか	国民健康保険法などの概要を解説し、関連判例について考察する。
第4回	年金法(1)～概論	年金法の体系、概要、年金受給権の法構造などについて解説する。
第5回	年金法(2)～老齢年金	老齢年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第6回	年金法(3)～障害年金	障害年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第7回	年金法(4)～遺族年金	遺族年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第8回	労災保険法(1)～概論	労災保険法の概要を解説し、関連判例について考察する。
第9回	労災保険法(2)～業務災害	業務災害給付について解説し、関連判例について考察する。
第10回	労災保険法(3)～通勤災害	通勤災害給付について解説し、関連判例について考察する。
第11回	雇用保険法(1)～概論	雇用保険法の概要について解説する。
第12回	雇用保険法(2)～求職者給付	求職者給付について解説し、関連判例を考察する。
第13回	雇用保険法(3)～その他の給付	就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付について解説し、関連判例について考察する。
第14回	総合研究～最近の注目判例	最近の注目判例について考察する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講者は指定された文献をあらかじめ読むことが求められる。また報告者は原則としてレジュメを作成し、配布しなければならない。

【テキスト（教科書）】

テキストは使用しない。

【参考書】

菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2014年）
日本社会保障法学会編『新・講座 社会保障法1・2・3』（法律文化社、2012年）
菊池馨実編『自立支援と社会保障』（日本加除出版、2008年）
井上英夫・高野範城（編）『実務 社会保障法講義』（民事法研究会、2007年）
西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005年）
堀勝洋『社会保障法総論〔第2版〕』（東京大学出版会、2004年）
河野正輝・増田雅暢・倉田聡（編）『社会福祉法入門』（有斐閣、2004年）
西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）
清正寛・良永彌太郎（編）『論点社会保障法〔第3版〕』（中央経済社、2003年）
岩村正彦『社会保障法Ⅰ』（弘文堂、2001年）

法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会（編）『社会保険関係訴訟の実務』（三協法規、1999年）

【成績評価の方法と基準】

報告の内容（50％）、討論の内容（50％）で評価を行う。
討論への積極性、質疑応答の理解度等によって、討論の内容を評価する。

【学生の意見等からの気づき】

基礎的な事項を丁寧に説明する。

【担当教員の専門分野等】

<専門分野> 社会保障法
<研究テーマ> 権利擁護など
<主要研究業績>

「社会保障法における個別的情報提供義務について」法学志林 113 巻 3 号 115 頁（2016 年）

「障害児教育における『保育の必要性』について」ジュリスコンサルタス 24 号 9 頁（2016 年）

『今、私たちに差し迫る問題を考える』（単著、関東学院大学出版会、2015 年）

『有休退園と保育の必要性』週刊社会保障 2864 号 50 頁、2015 年）

『社会保障の権利擁護』（単著、法律文化社、2014 年）

『人権としての社会保障～人間の尊厳と住み続ける権利』（共著、法律文化社、2014 年）

【Outline and objectives】

This course introduces broad knowledge and a variety of modern problems of social security law, especially social insurance law. The goals of this course are to obtain advanced knowledge and problem-solving ability of social insurance law.

LAW500A1

刑事法特殊研究 I

田中 利幸

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑事法に関する根本的な諸問題の再検討するコースワーク科目である。

【到達目標】

研究の核心を掘り下げあるいは裾野を広げる目的で、受講者の研究テーマや関心に応じた内容を中心に学習し、受講生の報告と受講生間・受講生教員間の討論を通じて、博士課程の水準に相応しい知識・分析力・構成力を身につけ、博士論文に反映することを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

サンプルとしての授業計画を、受講生の研究テーマ・関心に応じて、調整しつつ、報告・討論形式を併用しながら、講義する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	刑事法根本問題の設定・選択 1	根本問題の設定・選択の経緯
第 2 回	刑事法根本問題の設定・選択 2	根本問題の設定・選択の意義
第 3 回	刑事法根本問題 1 の再検討 1	歴史的検討 1
第 4 回	刑事法根本問題 1 の再検討 2	歴史的検討 2
第 5 回	刑事法根本問題 1 の再検討 3	歴史的検討 3
第 6 回	刑事法根本問題 1 の再検討 4	歴史的検討 4
第 7 回	刑事法根本問題 1 の再検討 5	比較法的検討 1
第 8 回	刑事法根本問題 1 の再検討 6	比較法的検討 2
第 9 回	刑事法根本問題 1 の再検討 7	比較法的検討 3
第 10 回	刑事法根本問題 1 の再検討 8	比較法的検討 4
第 11 回	刑事法根本問題 1 の再検討 9	比較法的検討 5
第 12 回	刑事法根本問題 1 の再検討 10	理論的検討 1
第 13 回	刑事法根本問題 1 の再検討 11	理論的検討 2
第 14 回	刑事法根本問題 1 の再検討 12	理論的検討 3

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の講義で指示する。

【テキスト（教科書）】

受講生の習熟度と問題関心に応じて、開講時や開講中に指定する。

【参考書】

テキストの指定に準じる。

【成績評価の方法と基準】

毎回の学習成果によって行うことを基本とする。必要に応じてレポートを課すこともある。

【学生の意見等からの気づき】

好評なので、これまでの内容・方法を基本的に踏襲する。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞
＜研究テーマ＞
＜主要研究業績＞

【Outline and objectives】

Rethinking of essential problems on criminal law and criminology.

刑事法特殊研究Ⅱ

田中 利幸

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑事法に関する根本的な諸問題の再検討するコースワーク科目である。

【到達目標】

研究の核心を掘り下げあるいは裾野を広げる目的で、受講者の研究テーマや関心に応じた内容を中心に学習し、受講生の報告と受講生間・受講生教員間の討論を通じて、博士課程の水準に相応しい知識・分析力・構成力を身につけ、博士論文に反映することを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

サンプルとしての授業計画を、受講生の研究テーマ・関心に応じて、調整しつつ、報告・討論形式を併用しながら、講義する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	刑事法根本問題の設定・選択 1	根本問題の設定・選択の経緯
第 2 回	刑事法根本問題の設定・選択 2	根本問題の設定・選択の意義
第 3 回	刑事法根本問題 2 の再検討 1	立法・制度史的検討 1
第 4 回	刑事法根本問題 2 の再検討 2	立法・制度史的検討 2
第 5 回	刑事法根本問題 2 の再検討 3	立法・制度史的検討 3
第 6 回	刑事法根本問題 2 の再検討 4	比較法的検討 1
第 7 回	刑事法根本問題 2 の再検討 5	比較法的検討 2
第 8 回	刑事法根本問題 2 の再検討 6	比較法的検討 3
第 9 回	刑事法根本問題 2 の再検討 7	比較法的検討 4
第 10 回	刑事法根本問題 2 の再検討 8	学説史的検討 1
第 11 回	刑事法根本問題 2 の再検討 9	学説史的検討 2
第 12 回	刑事法根本問題 2 の再検討 1 0	理論的検討 1
第 13 回	刑事法根本問題 2 の再検討 1 1	理論的検討 2
第 14 回	刑事法根本問題 2 の再検討 1 2	理論的検討 3

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の講義で指示する。

【テキスト（教科書）】

受講生の習熟度と問題関心に応じて、開講時や開講中に指定する。

【参考書】

テキストの指定に準じる。

【成績評価の方法と基準】

毎回の学習成果によって行うことを基本とする。必要に応じてレポートを課すこともある。

【学生の意見等からの気づき】

好評なので、これまでの内容・方法を基本的に踏襲する。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>
<研究テーマ>
<主要研究業績>

【Outline and objectives】

Rethinking of essential problems on criminal law and criminology.

LAW700A1

行政法特研演習Ⅲ

高橋 滋

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること（判例研究）と、②行政法学の重要文献を分析・読解する手法を身に付け、行政法理論の深化・発展の端緒を発見し、明確化する能力を体得すること（文献読解）を課題とするコースワーク科目である。

基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。なお、受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論を修士レベルより深く理解し、博士論文の作成に生かせる能力を涵養する。
- ②行政判例や行政法に関する重要文献を読み、問題点などを批判的・創造的に分析し、博士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

一般的な演習形式による。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	打合せ
第2回	判例研究（最新最高裁判例研究）①	判例収集・判例選定- 博士論文との関わりの視点から
第3回	判例研究（最新最高裁判例研究）②	判例文・評釈の読解・論点抽出- 博士論文との関わりの視点から
第4回	判例研究（最新最高裁判例研究）③	代表的な評釈の精読- 行政法理論の深化・発展の見地から
第5回	判例研究（最新最高裁判例研究）④	代表的な評釈の追加的な精読- 行政法理論の深化・発展の見地から
第6回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑤	判例の精査- 行政法理論の深化・発展の見地から
第7回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑥	判例の追加的な精査- 行政法理論の深化・発展の見地から
第8回	文献読解（重要行政法文献読解）①	文献収集- 博士論文との関わりの視点から
第9回	文献読解（重要行政法文献読解）②	文献の第一次選定- 博士論文との関わりの視点から
第10回	文献読解（重要行政法文献読解）③	文献の第二次選定- 博士論文との関わりの視点から
第11回	文献読解（重要行政法文献読解）④	文献精読（その1）- 行政法理論の深化・発展の端緒の探究
第12回	文献読解（重要行政法文献読解）⑤	文献精読（その2）- 行政法理論の深化・発展の端緒の把握
第13回	文献読解（重要行政法文献読解）⑥	文献精読（その3）- 行政法理論の深化・発展の端緒の深掘り
第14回	文献読解（重要行政法文献読解）⑦	比較文献精読- 行政法理論の深化・発展の端緒の析出

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者は十分に事前の準備を行う。報告者以外の受講者も、判例・文献を準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の重要文献を事前に精読する。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

特になし。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）

【学生の意見等からの気づき】

論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

【学生が準備すべき機器他】

なし。

【その他の重要事項】

なし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法、環境法、地方自治法

<研究テーマ>

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法

<主要研究業績>

<単著>

- 1.『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂、1990 年）
- 2.『行政手続法』（ぎょうせい、1996 年）
- 3.『先端技術の行政法理』（岩波書店、1998 年）
- 4.『行政法』（弘文堂、2016 年）

その他、『条解行政事件訴訟法（第4版）』（弘文堂）、『条解行政情報関連三法』（弘文堂）、『条解行政不服審査法』（弘文堂）、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』（商事法務）等、共著・編著書、29 点（改訂版を含む）。

【Outline and objectives】

This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of administrative law and some cases of administrative law and report famous cases at the Supreme Court.

LAW700A1

行政法特研演習Ⅳ

高橋 滋

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること（判例研究）と、②行政法学の重要文献を分析・読解する手法を身に付け、行政法理論の深化・発展の端緒を発見し、明確化する能力を体得すること（文献読解）を課題とするコースワーク科目である。

基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。なお、受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論を修士レベルより深く理解し、博士論文の作成に生かせる能力を涵養する。
②行政判例や行政法に関する重要文献を読み、問題点などを批判的・創造的に分析し、博士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

一般的な演習形式による。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	打合せ
第2回	判例研究（最新最高裁判例研究）①	判例収集・判例選定- 博士論文との関わりの視点から
第3回	判例研究（最新最高裁判例研究）②	判例文・評釈の読解・論点抽出- 博士論文との関わりの視点から
第4回	判例研究（最新最高裁判例研究）③	代表的な評釈の精読- 行政法理論の深化・発展の見地から
第5回	判例研究（最新最高裁判例研究）④	代表的な評釈の追加的な精読- 行政法理論の深化・発展の見地から
第6回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑤	判例の精査- 行政法理論の深化・発展の見地から
第7回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑥	判例の追加的な精査- 行政法理論の深化・発展の見地から
第8回	文献読解（重要行政法文献読解）①	文献収集- 博士論文との関わりの視点から
第9回	文献読解（重要行政法文献読解）②	文献の第一次選定- 博士論文との関わりの視点から
第10回	文献読解（重要行政法文献読解）③	文献の第二次選定- 博士論文との関わりの視点から
第11回	文献読解（重要行政法文献読解）④	文献精読（その1）- 行政法理論の深化・発展の端緒の探究
第12回	文献読解（重要行政法文献読解）⑤	文献精読（その2）- 行政法理論の深化・発展の端緒の把握
第13回	文献読解（重要行政法文献読解）⑥	文献精読（その3）- 行政法理論の深化・発展の端緒の深掘り
第14回	文献読解（重要行政法文献読解）⑦	比較文献精読- 行政法理論の深化・発展の端緒の析出

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者は十分に事前の準備を行う。報告者以外の受講者も、判例・文献を準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の重要文献を事前に精読する。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

特になし。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）

【学生の意見等からの気づき】

論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

【学生が準備すべき機器他】

なし。

【その他の重要事項】

なし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法、環境法、地方自治法

<研究テーマ>

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法

<主要研究業績>

<単著>

- 1.『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂、1990 年）
- 2.『行政手続法』（ぎょうせい、1996 年）
- 3.『先端技術の行政法理』（岩波書店、1998 年）
- 4.『行政法』（弘文堂、2016 年）

その他、『条解行政事件訴訟法（第4版）』（弘文堂）、『条解行政情報関連三法』（弘文堂）、『条解行政不服審査法』（弘文堂）、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』（商事法務）等、共著・編著書、29点（改訂版を含む）。

【Outline and objectives】

This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of administrative law and some cases of administrative law and report famous cases at the Supreme Court.

LAW700A1

行政法特研演習Ⅴ

高橋 滋

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること（判例研究）と、②行政法学の重要文献を分析・読解する手法を身に付け、行政法理論の深化・発展の端緒を発見し、明確化する能力を体得すること（文献読解）を課題とするコースワーク科目である。

基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。なお、受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論を修士レベルより深く理解し、博士論文の作成に生かせる能力を涵養する。
- ②行政判例や行政法に関する重要文献を読み、問題点などを批判的・創造的に分析し、博士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

一般的な演習形式による。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	打合せ
第2回	判例研究（最新最高裁判例研究）①	判例収集・判例選定- 博士論文との関わりの視点から
第3回	判例研究（最新最高裁判例研究）②	判例文・評釈の読解・論点抽出- 博士論文との関わりの視点から
第4回	判例研究（最新最高裁判例研究）③	代表的な評釈の精読- 行政法理論の深化・発展の見地から
第5回	判例研究（最新最高裁判例研究）④	代表的な評釈の追加的な精読- 行政法理論の深化・発展の見地から
第6回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑤	判例の精査- 行政法理論の深化・発展の見地から
第7回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑥	判例の追加的な精査- 行政法理論の深化・発展の見地から
第8回	文献読解（重要行政法文献読解）①	文献収集- 博士論文との関わりの視点から
第9回	文献読解（重要行政法文献読解）②	文献の第一次選定- 博士論文との関わりの視点から
第10回	文献読解（重要行政法文献読解）③	文献の第二次選定- 博士論文との関わりの視点から
第11回	文献読解（重要行政法文献読解）④	文献精読（その1）- 行政法理論の深化・発展の端緒の探究
第12回	文献読解（重要行政法文献読解）⑤	文献精読（その2）- 行政法理論の深化・発展の端緒の把握
第13回	文献読解（重要行政法文献読解）⑥	文献精読（その3）- 行政法理論の深化・発展の端緒の深掘り
第14回	文献読解（重要行政法文献読解）⑦	比較文献精読- 行政法理論の深化・発展の端緒の析出

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者は十分に事前の準備を行う。報告者以外の受講者も、判例・文献を準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の重要文献を事前に精読する。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

特になし。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）

【学生の意見等からの気づき】

論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

【学生が準備すべき機器他】

なし。

【その他の重要事項】

なし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法、環境法、地方自治法

<研究テーマ>

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法

<主要研究業績>

<単著>

- 1.『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂、1990 年）
- 2.『行政手続法』（ぎょうせい、1996 年）
- 3.『先端技術の行政法理』（岩波書店、1998 年）
- 4.『行政法』（弘文堂、2016 年）

その他、『条解行政事件訴訟法（第4版）』（弘文堂）、『条解行政情報関連三法』（弘文堂）、『条解行政不服審査法』（弘文堂）、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』（商事法務）等、共著・編著書、29 点（改訂版を含む）。

【Outline and objectives】

This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of administrative law and some cases of administrative law and report famous cases at the Supreme Court.

LAW700A1

行政法特研演習Ⅵ

高橋 滋

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること（判例研究）と、②行政法学の重要文献を分析・読解する手法を身に付け、行政法理論の深化・発展の端緒を発見し、明確化する能力を体得すること（文献読解）を課題とするコースワーク科目である。

基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。なお、受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論を修士レベルより深く理解し、博士論文の作成に生かせる能力を涵養する。
- ②行政判例や行政法に関する重要文献を読み、問題点などを批判的・創造的に分析し、博士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

一般的な演習形式による。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	打合せ
第2回	判例研究（最新最高裁判例研究）①	判例収集・判例選定- 博士論文との関わりの視点から
第3回	判例研究（最新最高裁判例研究）②	判例文・評釈の読解・論点抽出- 博士論文との関わりの視点から
第4回	判例研究（最新最高裁判例研究）③	代表的な評釈の精読- 行政法理論の深化・発展の見地から
第5回	判例研究（最新最高裁判例研究）④	代表的な評釈の追加的な精読- 行政法理論の深化・発展の見地から
第6回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑤	判例の精査- 行政法理論の深化・発展の見地から
第7回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑥	判例の追加的な精査- 行政法理論の深化・発展の見地から
第8回	文献読解（重要行政法文献読解）①	文献収集- 博士論文との関わりの視点から
第9回	文献読解（重要行政法文献読解）②	文献の第一次選定- 博士論文との関わりの視点から
第10回	文献読解（重要行政法文献読解）③	文献の第二次選定- 博士論文との関わりの視点から
第11回	文献読解（重要行政法文献読解）④	文献精読（その1）- 行政法理論の深化・発展の端緒の探究
第12回	文献読解（重要行政法文献読解）⑤	文献精読（その2）- 行政法理論の深化・発展の端緒の把握
第13回	文献読解（重要行政法文献読解）⑥	文献精読（その3）- 行政法理論の深化・発展の端緒の深掘り
第14回	文献読解（重要行政法文献読解）⑦	比較文献精読- 行政法理論の深化・発展の端緒の析出

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者は十分に事前の準備を行う。報告者以外の受講者も、判例・文献を準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の重要文献を事前に精読する。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

特になし。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）

【学生の意見等からの気づき】

論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

【学生が準備すべき機器他】

なし。

【その他の重要事項】

なし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法、環境法、地方自治法

<研究テーマ>

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法

<主要研究業績>

<単著>

- 1.『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂、1990 年）
- 2.『行政手続法』（ぎょうせい、1996 年）
- 3.『先端技術の行政法理』（岩波書店、1998 年）
- 4.『行政法』（弘文堂、2016 年）

その他、『条解行政事件訴訟法（第4版）』（弘文堂）、『条解行政情報関連三法』（弘文堂）、『条解行政不服審査法』（弘文堂）、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』（商事法務）等、共著・編著書、29点（改訂版を含む）。

【Outline and objectives】

This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of administrative law and some cases of administrative law and report famous cases at the Supreme Court.

LAW700A1

民法特研演習Ⅰ

宮本 健蔵

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

大学院で学ぶ者は少なくとも自己の専攻分野においてすでに多くの問題意識を有しているものと思われる。この問題意識をさらに深め、あらゆる角度から徹底的に検討し尽くして、これを修士論文に結実させることが必要とされる。

このような受講生によって自発的に選択された課題に関して、各自の研究成果の発表とその後の質疑応答を通じて、研究者に不可欠な深い洞察力を育むことを目的としたい。

なお、この科目は比較法的な視点から現代の法的事象を総合的に考察するコースワーク科目である。

【到達目標】

問題点の的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。法学志林などに発表できるような研究成果の実現を期待したい。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

各回の授業で取り上げるテーマの選択および決定はもちろん受講生に委ねられる。

授業では、担当者による研究報告を基礎として、受講生が相互間で質疑応答を行うという形式で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	論文の作成に際しての諸注意とテーマの候補の選定（3つ程度）。
第2回	テーマ候補①の問題意識と課題	報告と質疑応答
第3回	テーマ候補①の判例分析	報告と質疑応答
第4回	テーマ候補①の学説分析	報告と質疑応答
第5回	テーマ候補①の自説の展開	報告と質疑応答
第6回	テーマ候補②の問題意識	報告と質疑応答
第7回	テーマ候補②の判例分析	報告と質疑応答
第8回	テーマ候補②の学説分析	報告と質疑応答
第9回	テーマ候補②の自説の展開	報告と質疑応答
第10回	テーマ候補③の問題意識	報告と質疑応答
第11回	テーマ候補③の判例分析	報告と質疑応答
第12回	テーマ候補③の学説分析	報告と質疑応答
第13回	テーマ候補③の自説の展開	報告と質疑応答
第14回	全体のまとめ	春学期のまとめ、今後の課題の確認。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は各自の研究テーマについて十分に資料を収集して検討することが望まれる。

【テキスト（教科書）】

研究発表者の指示するもの。

【参考書】

特になし。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）。

具体的には、研究報告のレジュメとプレゼンテーション、および質疑応答のクオリティに基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

<主要研究業績>

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集（九国大）23巻1・2・3号127頁～146頁（2017年）

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学66巻3号155頁～182頁（2016年）

「オーストリア一般民法1014条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林113巻1号1頁～79頁（2015年）

マルシェ物権法・担保物権法（第3版）（編著）嵯峨野書院（2014年）

コンダクト民法（編著）嵯峨野書院（2013年）

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学64巻1・2合併号（2014年）
「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法670条（1）（2・完）」法学志林110巻3号（2013年）、4号（2013年）

「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林107巻4号（2010年）

【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to prepare for master's thesis. We will report and discuss about each chosen subject.

LAW700A1

民法特研演習Ⅱ

宮本 健蔵

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

大学院で学ぶ者は少なくとも自己の専攻分野においてすでに多くの問題意識を有しているものと思われる。この問題意識をさらに深め、あらゆる角度から徹底的に検討し尽くして、これを修士論文に結実させることが必要とされる。このような受講生によって自発的に選択された課題に関して、各自の研究成果の発表とその後の質疑応答を通じて、研究者に不可欠な深い洞察力を育むことを目的としたい。

なお、この科目は比較法的な視点から現代の法的事象を総合的に考察するコースワーク科目である。

【到達目標】

問題点の的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。法学志林などに発表できるような研究成果の実現を期待したい。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

各回の授業で取り上げるテーマの選択および決定はもちろん受講生に委ねられる。

授業では、担当者による研究報告を基礎として、受講生が相互間で質疑応答を行うという形式で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	夏季休暇中の成果の報告	報告と質疑応答、関連する外国文献。
第 2 回	テーマ候補①の外国文献 (学説)	報告と質疑応答
第 3 回	テーマ候補①の外国文献 (判例)	報告と質疑応答
第 4 回	テーマ候補①の総合的検討 (日本法を含む)	報告と質疑応答
第 5 回	テーマ候補②の外国文献 (学説)。	報告と質疑応答
第 6 回	テーマ候補②の外国文献 (判例)。	報告と質疑応答
第 7 回	テーマ候補②の総合的検討 (日本法を含む)	報告と質疑応答
第 8 回	テーマ候補③の外国文献 (学説)	報告と質疑応答
第 9 回	テーマ候補③の外国文献 (判例)	報告と質疑応答
第 10 回	テーマ候補③の総合的検討 (日本法を含む)	報告と質疑応答
第 11 回	残された問題と関連課題の検討 (1)	報告と質疑応答
第 12 回	残された問題と関連課題の検討 (2)	報告と質疑応答
第 13 回	残された問題と関連課題の検討 (3)	報告と質疑応答
第 14 回	全体のまとめ	秋学期のまとめ、今後の課題の確認。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は各自の研究テーマについて十分に資料を収集して検討することが望まれる。

【テキスト（教科書）】

研究発表者の指示するもの。

【参考書】

特になし。

【成績評価の方法と基準】

平常点 (100%)。

具体的には、研究報告のレジュメとプレゼンテーション、および質疑応答のクオリティに基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法
<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論
<主要研究業績>

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集 (九国大)23 巻 1・2・3 号 127 頁～146 頁 (2017 年)
「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学 66 巻 3 号 155 頁～182 頁 (2016 年)
「オーストリア一般民法 1014 条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林 113 巻 1 号 1 頁～79 頁 (2015 年)
マルシェ物権法・担保物権法 (第 3 版)(編著) 嵯峨野書院 (2014 年)
コンダクト民法 (編著) 嵯峨野書院 (2013 年)
「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 (2014 年)
「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法 670 条 (1)(2・完)」法学志林 110 巻 3 号 (2013 年)、4 号 (2013 年)
「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林 107 巻 4 号 (2010 年)

【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to prepare for master's thesis. We will report and discuss about each chosen subject.

LAW700A1

民法特研演習 I

川村 洋子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。

I では、研究計画の概要を立てるために必要な文献調査と購読を行い、分析に足るテーマを発見・決定することを目的とする。

【到達目標】

博士論文において分析するに値するテーマを絞り込み、研究計画の概要を立てること。

網羅的に文献調査を行い、先行する研究状況を正確に把握すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	受講者の関心分野と研究経験を確認する。
第 2 回	博士論文のテーマの検討(1)	研究計画の立て方について検討する。
第 3 回	博士論文のテーマの検討(2)	論文のための問題発見の方法について検討する。
第 4 回	文献調査(1)	暫定的な論文テーマを決めて、研究方法とスケジュールを確認する。
第 5 回	文献調査(2)	論文作成に必要な文献調査の方法を検討する。
第 6 回	文献調査(3)	論文作成に必要な文献調査の状況を確認する。
第 7 回	文献調査(4)	文献調査の成果（目録作成）を検討し、関連文献の位置づけを行う。
第 8 回	主たる文献の購読(1)	第 6 回に引き続き、関連文献の位置づけを行う。
第 9 回	主たる文献の購読(2)	核心をなす文献 1 を分析的に精読し、問題発見の手がかりを探る。
第 10 回	主たる文献の購読(3)	核心をなす文献 2 を分析的に精読し、問題発見の手がかりを探る。
第 11 回	主たる文献の購読(4)	核心をなす文献 3 を分析的に精読し、問題発見の手がかりを探る。
第 12 回	主たる文献の購読(5)	核心をなす文献 4 を分析的に精読し、問題発見の手がかりを探る。
第 13 回	研究計画の概要(1)	核心をなす文献 5 を分析的に精読し、問題発見の手がかりを探る。
第 14 回	研究計画の概要(2)	論文のテーマを確定し、中心的な命題（仮説）を暫定的に設定する。
		確定した論文テーマに即して研究計画の概要を固める。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の授業での報告のための文献調査・精読・分析。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

①「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）

②「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）

③「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）

④「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀祈念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline and objectives】

In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI). In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.

LAW700A1

民法特研演習Ⅱ

川村 洋子

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。

Ⅱでは、Ⅰで立てた研究計画の概要に沿って引き続き文献調査と購読を行い、研究計画書を完成させ、資料の収集・分析段階にまで進めることを目的とする。

【到達目標】

決定した論文テーマに即した研究計画書を完成させること。
網羅的に文献調査を行い、先行する研究状況を正確に把握すること。
研究計画書に沿って論文執筆に必要な資料を収集・分析すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	論文テーマと研究計画の概要の確認	Iで決定した論文テーマと研究計画の概要を再検討する。
第2回	論文命題の検討(1)	論文における中心命題（仮説）を考察する。
第3回	副次的な文献の購読(1)	副次的な文献1を分析的に精読し、中心命題を掘り下げる。
第4回	副次的な文献の購読(2)	副次的な文献2を分析的に精読し、中心命題を掘り下げる。
第5回	副次的な文献の購読(3)	副次的な文献3を分析的に精読し、中心命題を掘り下げる。
第6回	副次的な文献の購読(4)	副次的な文献4を分析的に精読し、中心命題を掘り下げる。
第7回	論文命題の検討(2)	文献購読の成果を踏まえて、中心命題を再検討する。
第8回	研究計画書の作成(1)	解明すべき問題（テーマ）と中心命題の明確な表現方法を検討する。
第9回	研究計画書の作成(2)	問題解決の枠組を設定する。
第10回	研究計画書の作成(3)	問題解決のための論証方法を検討する。
第11回	研究計画書の作成(4)	中心命題の発展可能性を検討するなどして、研究計画書を完成させる。
第12回	資料の収集と分析(1)	研究計画書に沿って論文執筆に必要な資料を収集し、分析する。
第13回	資料の収集と分析(2)	引き続き、論文執筆に必要な資料を収集し、分析する。
第14回	論文命題の検討(3)	資料分析を踏まえて、中心命題を修正・改訂する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の授業での報告のための文献調査・精読、資料収集と分析。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100％）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 民法

＜研究テーマ＞ 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

＜主要研究業績＞

①「性状瑕疵の約束保障構成をめぐる一担保債務か、債務不履行責任か」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）

②「法比較の視点から債権法改正草案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）

③「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）

④「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline and objectives】

In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI). In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.

LAW700A1

商法特研演習Ⅲ

潘 阿憲

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とするリサーチワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、後期の商法特研演習Ⅱとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、演習形式で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	博士論文テーマその1	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認する。
第2回	博士論文テーマその2	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第3回	博士論文テーマその3	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第4回	研究素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第5回	研究素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第6回	研究素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第7回	研究素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第8回	研究素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第9回	研究素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第10回	研究素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第11回	研究素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第12回	研究素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第13回	研究素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第14回	研究素材の検討（11）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、受講者が自ら判例・文献を収集して報告するため、相当の準備等を行う必要がある。

【テキスト（教科書）】

特に指定なし

【参考書】

必要に応じて、適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100％）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 商法

＜研究テーマ＞ 会社法、保険法、金融商品取引法

【Outline and objectives】

Special Studies on Mergers & Acquisition of Corporations

商法特研演習Ⅳ

潘 阿憲

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とするリサーチワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、前記の商法特研演習Ⅰとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、演習形式で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	博士論文テーマその1	博士論文テーマについて、前期の商法特研演習Ⅰでの検討を踏まえ、博士論文テーマについて再検討する。
第2回	博士論文テーマその2	博士論文で論じるべき課題について修正等を行う
第3回	博士論文テーマその3	博士論文の概略を報告し、その内容を再検討する。
第4回	研究素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第5回	研究素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第6回	研究素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第7回	研究素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第8回	研究素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第9回	研究素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第10回	研究素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第11回	研究素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第12回	研究素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第13回	研究素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第14回	研究素材の検討（11）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、受講者が自ら判例・文献を収集して報告するため、相当の準備等を行う必要がある。

【テキスト（教科書）】

特に指定なし

【参考書】

必要に応じて、適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100％）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 商法

＜研究テーマ＞ 会社法、保険法、金融商品取引法

【Outline and objectives】

Special Studies on Mergers & Acquisition of Corporations

LAW700A1

労働法特研演習Ⅲ

浜村 彰

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業では、博士課程における労働法の博士論文作成の指導を中心としたリサーチワークを行うが、指導に際して、最近の労働判例や法改正がなされた労働法の特定期間についても合わせて研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけさせる。

この授業に参加した学生は、労働法理論の応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

毎回学生に与える労働法の今日の課題について報告してもらい、それに基づいて議論を行って当該課題についての理解を深めるとともに、労働法理論の応用力を高める。また、博士論文に関連したテーマを設定して短いペーパーを書かせ、それを添削指導して博士論文の作成能力を涵養する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文のテーマについての検討と確認	受講者が自ら選択した博士論文のテーマが適切か、その内容と展開可能性について議論する
第 2 回	博士論文に関連した文献の蒐集と検討①	博士論文に関連した文献のリストを作成する
第 3 回	博士論文に関連した文献の蒐集と検討②	文献リストの再検討
第 4 回	主要文献の理論的意義づけと問題点の検討①	文献リストの中で特に重要な文献を取り上げて批判的に検討する①
第 5 回	主要文献の理論的意義づけと問題点の検討②	文献リストの中で特に重要な文献を取り上げて批判的に検討する②
第 6 回	主要文献の理論的意義づけと問題点の検討③	文献リストの中で特に重要な文献を取り上げて批判的に検討する③
第 7 回	博士論文の構想の中間報告①	博士論文の構想についての進捗報告をしてもらい議論する①
第 8 回	博士論文の構想の中間報告②	博士論文の構想についての進捗報告をしてもらい議論する②
第 9 回	博士論文の構想の中間報告③	博士論文の構想についての進捗報告をしてもらい議論する③
第 10 回	最近の労働法上の理論課題の研究①	労働市場法の研究。派遣法だけではなく、最近の雇用政策と労働市場の変化について分析・検討する
第 11 回	最近の労働法上の理論課題の研究②	2007 年に制定され、2012 年に改正された労働契約法全体について、その問題点を抽出し検討する
第 12 回	最近の労働法上の理論課題の研究③	最近の労基法の改正問題について検討する
第 13 回	博士論文指導のまとめ	博士論文のテーマの適切性の確認のための議論
第 14 回	全体のまとめ	夏休み期間中の課題の確認

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

1. 博士論文のテーマの検討と設定
2. 博士論文のテーマに関連した文献のリサーチ
3. 教員が過大として指定した特定テーマに関する論文資料を事前に読んで整理してくること

【テキスト（教科書）】

特に指定しないが、ジュリスト増刊労働法の争点、ジュリスト増刊労働判例百選（第 9 版）を購入していること

【参考書】

前記 2 冊の他、浜村他著『ベーシック労働法（第 7 版）』（有斐閣、2019 年）など。

【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】

ひとつのテーマについて、1 回に限らず必要に応じて数回に分けて議論を行う。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

労働法

<研究テーマ>

労働者代表制、労働者派遣法、労働契約法など

<主要研究業績>

・「労働者派遣法の立法・改正論議から見た労働者派遣の基本的意義づけと政策原理」大原社研雑誌 712 号（2018 年）、「判例回顧と展望 労働法」法時 6 月臨時増刊（2018 年）、「教員の長時間労働対策」季労 261 号（2018 年）、「高度プロフェッショナル制度は働き方改革なのか」法学セミナー 762 号（2018 年）、「歩合給制における割増賃金の算定方法」労旬 1915 号（2018 年）、「曖昧な雇用をめぐる労働法上の課題」WORK & LIFE 世界の労働 2018 年 5 号、「労働紛争処理法」『戦後労働立法史』（旬報社、2018 年）。

【Outline and objectives】

In this seminar, we conduct research work focusing on teaching doctoral dissertation of labor law in doctoral course, but we will also study specific subjects of recent labor precedents and labor laws with legal amendment on guidance.

LAW700A1

労働法特研演習Ⅳ

浜村 彰

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業では、博士課程における労働法の博士論文作成の指導を中心としたリサーチワークを行い、論文を完成させることを目的とするが、指導に際して、最近の労働判例や法改正がなされた労働法の特定テーマについても合わせて研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけさせる。

この授業に参加した学生は、労働法理論の応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

毎回学生に与える労働法の今日の課題について報告してもらい、それに基づいて議論を行って当該課題についての理解を深めるとともに、労働法理論の応用力を高める。また、博士論文に関連したテーマを設定して短いペーパーを書かせ、それを添削指導して博士論文の作成能力を涵養する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	夏季期間中の成果の確認	受講者が夏季期間中博士論文の作成にどのように取り組んだいたかを報告させ、議論する
第 2 回	博士論文のレジメの確認①	博士論文のレジメを作成させ、確認検討する①
第 3 回	博士論文のレジメの確認②	博士論文のレジメを作成させ、確認検討する②
第 4 回	労働判例の検討①	最近出された主要労働判例を報告させ、検討する①
第 5 回	労働判例の検討②	最近出された主要労働判例を報告させ、検討する②
第 6 回	労働判例の検討③	最近出された主要労働判例を報告させ、検討する③
第 7 回	博士論文の執筆状況の中間報告	博士論文の執筆の進捗状況について報告をもらい、問題点を議論する
第 8 回	博士論文の課題の確認と目標設定	博士論文を執筆するうえでの問題点を検討し、それを克服する目標を設定する
第 9 回	博士論文の目標①	博士論文の目標①の状況報告と指導
第 10 回	博士論文の目標②	博士論文の目標②の状況報告と指導
第 11 回	博士論文の目標③	博士論文の目標③の状況報告と指導
第 12 回	博士論文の執筆計画の見直し	博士論文が計画通り完成できるか否かの再確認
第 13 回	博士論文指導のまとめ	博士論文の作成上の問題点の確認と検討
第 14 回	全体のまとめ	博士論文の完成状況の確認

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

1. 博士論文のレジメの作成
2. 最近の主要な労働判例の研究
3. 博士論文の執筆・完成

【テキスト（教科書）】

特に指定しないが、ジュリスト増刊労働法の争点、ジュリスト増刊労働判例百選（第 9 版）を購入していること

【参考書】

前記 2 冊の他、浜村他著『ベーシック労働法（第 7 版）』（有斐閣、2019 年）など。

【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】

ひとつのテーマについて、1 回に限らず必要に応じて数回に分けて議論を行う。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

労働法

<研究テーマ>

労働者代表制、労働者派遣法、労働契約法など

<主要研究業績>

・「労働者派遣法の立法・改正論議から見た労働者派遣の基本的意義づけと政策原理」大原社研雑誌 712 号（2018 年）、「判例回顧と展望 労働法」法時 6 月臨時増刊（2018 年）、「教員の長時間労働対策」季労 261 号（2018 年）、「高度プロフェッショナル制度は働き方改革なのか」法学セミナー 762 号（2018 年）、「歩合給制における割増賃金の算定方法」労旬 1915 号（2018 年）、「曖昧な雇用をめぐる労働法上の課題」WORK & LIFE 世界の労働 2018 年 5 号、「労働紛争処理法」『戦後労働立法史』（旬報社、2018 年）。

【Outline and objectives】

In this seminar, we conduct research work focusing on teaching doctoral dissertation of labor law in doctoral course, but we will also study specific subjects of recent labor precedents and labor laws with legal amendment on guidance.

LAW700A1

社会保障法特研演習Ⅴ

沼田 雅之

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本授業では、博士後期課程における社会保障法の博士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、社会保障法判例や、比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

最新の社会保障法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、社会保障法の基本理論の理解とその応用力を高レベルで習得することを通じて、社会保障法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	・論文の柱立てに関する報告。
第 2 回	研究発表	・課題の確認。
第 3 回	研究発表	・論文の柱立てに関する報告。
第 4 回	研究発表	・課題の確認。
第 5 回	研究発表	・当面の研究内容に関する確認。
第 6 回	研究発表	・第 2 回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（1 回目）。
第 7 回	研究発表	・第 2 回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（2 回目）。
第 8 回	研究発表	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（1 回目）。
第 9 回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。
第 10 回	研究発表	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（2 回目）。
第 11 回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。
第 12 回	研究発表	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（3 回目）。
第 13 回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。
第 14 回	研究発表	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（4 回目）。
第 15 回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。
第 16 回	研究発表	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（5 回目）。
第 17 回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。
第 18 回	研究発表	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（6 回目）。
第 19 回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。
第 20 回	研究発表	・論文全体の構造を意識したレジメ作成、報告。
第 21 回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。
第 22 回	研究発表	・長期休業中の課題の確認および指示。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した博士論文課題についての調査、研究

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50 %）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 社会法（社会保障法・労働法）

＜研究テーマ＞ 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

＜主要研究業績＞

「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904 号、2018 年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論－労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性－」（日本労働法学会誌 129 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）ほか

【Outline and objectives】

This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of social security law and some cases of social security law.

LAW700A1

社会保障法特研演習Ⅵ

沼田 雅之

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本授業では、博士後期課程における社会保障法の博士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、社会保障法判例や、比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

最新の社会保障法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、社会保障法の基本理論の理解とその応用力を高レベルで習得することを通じて、社会保障法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	・長期休業中の課題の進捗状況に関する報告。
第 2 回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。
第 3 回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。
第 4 回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。
第 5 回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（4 回目）。
第 6 回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の再確認）
第 7 回	研究発表	・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。
第 8 回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。
第 9 回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。
第 10 回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。
第 11 回	研究発表	・報告を受けての課題確認。 ・執筆した部分の評価（1 回目）。
第 12 回	研究発表	・評価部分の課題の確認。 ・執筆した部分の評価（2 回目）。
第 13 回	研究発表	・評価部分の課題の確認。 ・執筆した部分の評価（3 回目）。
第 14 回	研究発表	・評価部分の課題の確認。 ・長期休業中の課題の確認および指示。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した博士論文課題についての調査、研究

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50 %）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 社会法（社会保障法・労働法）

＜研究テーマ＞ 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
＜主要研究業績＞

「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904 号、2018 年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論－労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性－」（日本労働法学会誌 129 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）ほか

【Outline and objectives】

This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of social security law and some cases of social security law.

LAW700A1

刑事政策特研演習Ⅴ

須藤 純正

研究の傍ら弁護士活動にも従事。

【Outline and objectives】

The goal of this course is to instruct and assist to make a graduate student's doctoral thesis better. We discuss topics on the thesis.

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

研究テーマに関する諸問題の検討と博士論文完成に向けての具体的な指導を行うリサーチワーク科目である。

【到達目標】

受講生の研究テーマや関心に応じた問題について、受講生の報告と受講生教員間の討論を通じて、研究の核心を掘り下げあるいは裾野を広げつつ、博士論文に結び付けていくことを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

サンプルとしての授業計画を、受講生の研究テーマ・関心に応じて、調整しつつ、報告・討論形式を中心としながら、必要に応じて講義し、助言・添削する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	研究テーマの検討1	報告と討論
第2回	研究テーマの検討2	報告と討論
第3回	研究テーマの検討3	報告と討論
第4回	論文の中で設定する重要な論点を3つ抽出する。	質疑・討論と助言
第5回	論点1の検討	報告と討論
第6回	論点2の検討	報告と討論
第7回	論点3の検討	報告と討論
第8回	論文の結論となるべき文を400字程度にまとめる（構想であって後の修正はあり得る）。	要約文を基にした討論、添削
第9回	論点1の結論の検討	報告と討論
第10回	論点2の結論の検討	報告と討論
第11回	論点3の結論の検討	報告と討論
第12回	序論部分の内容の検討	報告と討論
第13回	結論部分の内容の検討	報告と討論
第14回	論文の草稿の提出	草稿の報告と添削・助言（序論と結論部分）、今後の進め方の指導

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

論文完成予定時期を踏まえながら、自ら進めるべき論文作成の手順について指示する。

【テキスト（教科書）】

特にテキストは使用せず、論文作成に必要な資料収集とその整理を効率的に行うため、その都度必要に応じて様々な文献・判例を指定する。

【参考書】

初めに論文作成にとって柱となる文献を1つ決めて、それをその都度参考としながら授業を進めていく。

【成績評価の方法と基準】

授業時の課題に取り組む積極性によって評価する平常点（50％）、要約文及び論文の草稿（第1稿）の指定期日までの提出によって評価する課題遂行力（30％）、論文の最終完成時期に向けてのスケジュール管理能力及びテーマの理解度の評価（20％）による。

【学生の意見等からの気づき】

論文の作成日程について受講生の計画に従い、受講生の希望を聴いて授業を進めたい。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞

刑事法、経済刑法、刑事政策

＜研究テーマ＞

民商事と交錯するホワイトカラー犯罪、デリバティブとカジノ規制、死刑論

＜主要研究業績＞

「会社経営に関する犯罪について」『民事法・商事法・消費者保護法の改正と経済刑法』財団法人トラスト60（2010年）1-29頁

判例評釈「旧長銀事件（最判平成20年7月18日刑集62巻7号2101頁）」について」法学志林109巻2号（2011年9月）

論文「デリバティブと賭博罪の成否（1）～（5・完）」法学志林109巻4号、110巻1号、同巻3号、同巻4号、112巻3号

柳明昌編著『金融商品取引法の新潮流』中の第5章エンフォースメント担当、法政大学現代法研究所叢書41（2016年）

西田典之先生献呈論文集所収「担保権侵害の擬律（類型的考察）」有斐閣（2017年）

＜その他＞

LAW700A1

刑事政策特研演習Ⅴ

須藤 純正

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

研究テーマに関する諸問題の検討と博士論文完成に向けての具体的な指導を行うリサーチワーク科目である。

【到達目標】

受講生の研究テーマや関心に応じた問題について、受講生の報告と受講生教員間の討論を通じて、研究の核心を掘り下げあるいは裾野を広げつつ、博士論文に結び付けていくことを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

サンプルとしての授業計画を、受講生の研究テーマ・関心に応じて、調整しつつ、報告・討論形式を中心としながら、必要に応じて講義し、助言・添削する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	論点 1 の再検討	報告と討論
第 2 回	論点 2 の再検討	報告と討論
第 3 回	論点 3 の再検討	報告と討論
第 4 回	論文の目次と骨子の作成	質疑・討論と助言
第 5 回	論点 1 に係る分析・検討 内容の評価	報告と討論
第 6 回	論点 2 に係る分析・検討 内容の評価	報告と討論
第 7 回	論点 3 に係る分析・検討 内容の評価	報告と討論
第 8 回	論文の資料の要約・整理	要約した一覧表を基にした討論、添削
第 9 回	論点 1 に係る論述内容の 検討	報告と討論
第 10 回	論点 2 に係る論述内容の 検討	報告と討論
第 11 回	論点 3 に係る論述内容の 検討	報告と討論
第 12 回	論点の分析・検討以外の 構成部分についての評価	報告と討論
第 13 回	論文の全体の構成につい ての評価	報告と討論
第 14 回	論文の草稿の提出（形式 として一応の完成形とする）	草稿の報告と添削・助言、今後の進め 方の指導

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

論文完成予定時期を踏まえながら、自ら進めるべき論文作成の手順について指示する。

【テキスト（教科書）】

特にテキストは使用せず、論文作成に必要な資料収集とその整理を効率的に行うため、その都度必要に応じて様々な文献・判例を指定する。

【参考書】

初めに論文作成にとって柱となる文献を 1 つ決めて、それをその都度参考としながら授業を進めていく。

【成績評価の方法と基準】

授業時の課題に取り組む積極性によって評価する平常点（50％）、資料一覧表及び最終の草稿（第 2 稿）の指定期日までの提出によって評価する課題遂行力（30％）、論文の最終完成時期に向けてのスケジュール管理能力及びテーマの理解度の評価（20％）による。

【学生の意見等からの気づき】

論文完成予定時期についての受講生の計画を踏まえ、受講生の希望を聴いて授業を進めたい。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞

刑事法、経済刑法、刑事政策

＜研究テーマ＞

民商事と交錯するホワイトカラー犯罪、デリバティブとカジノ規制、死刑論

＜主要研究業績＞

「会社経営に関する犯罪について」『民事法・商事法・消費者保護法の改正と経済刑法』財団法人トラス 60（2010 年）1-29 頁
判例評釈「旧長銀事件（最判平成 20 年 7 月 18 日刑集 62 巻 7 号 2101 頁）について」法学志林 109 巻 2 号（2011 年 9 月）

論文「デリバティブと賭博罪の成否（1）～（5・完）」法学志林 109 巻 4 号、110 巻 1 号、同巻 3 号、同巻 4 号、112 巻 3 号

柳明昌編著『金融商品取引法の新潮流』中の第 5 章エンフォースメント担当、法政大学現代法研究所叢書 41（2016 年）

西田典之先生献呈論文集所収「担保権侵害の擬律（類型的考察）」有斐閣（2017 年）

＜その他＞

研究の傍ら弁護士活動にも従事。

【Outline and objectives】

The goal of this course is to instruct and assist to make a graduate student's doctoral thesis better, We discuss and organize topics on the thesis.

LAW700A1

刑事法特研演習 V

今井 猛嘉

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

賄賂罪の比較法的検討。本授業は、リサーチワーク科目である。

【到達目標】

賄賂罪の適用範囲は、明確にはされていない。そこで、賄賂罪の罪質の検討を、比較法的知見も踏まえて行う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業計画に沿って、資料を読んだ上で講義に臨み、議論に参加する。博士論文の執筆方法を確認する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	日本刑法における賄賂罪 1	日本刑法における賄賂罪の規定と解釈を確認する。
第 2 回	日本刑法における賄賂罪 2	賄賂の意義、賄賂罪の客観的及び主観的要件を確認し、問題点を踏まえ、論文の書き方を学ぶ。
第 3 回	外国公務員贈賄罪 1	外国公務員贈賄罪の日本法における規定と解釈を確認する。
第 4 回	外国公務員贈賄罪 2	外国公務員贈賄罪の運用上の問題点を把握し、論文における問題の所在の書き方を学ぶ。
第 5 回	外国公務員贈賄罪と条約 1	外国公務員贈賄罪と OECD 条約との関係を確認する。運用上の問題点を把握し、論文における問題の所在の書き方を学ぶ。
第 6 回	外国公務員贈賄罪と条約 2	国連の腐敗防止対策条約の概要を把握し、日本法と比較し、論文のテーマとすべき点を確認する。
第 7 回	外国公務員贈賄罪と条約 3	国連の腐敗防止対策条約が日本の国内法（賄賂罪）に与える影響を理論的に検討し、論文の本論における書き方を検討する。
第 8 回	外国公務員贈賄罪に係る各国法（アメリカ） 1	アメリカにおける外国公務員贈賄罪の規定を確認し、同国国内法による賄賂罪の規定との関係を確認する。比較法部分の論文の書き方を学ぶ。
第 9 回	外国公務員贈賄罪に係る各国法（アメリカ） 2	アメリカの国内法、OECD 条約は国連条約との関係を確認する。これを通じて、比較法部分の論文の書き方を学ぶ。
第 10 回	外国公務員贈賄罪に係る各国法（イギリス） 1	イギリスにおける外国公務員贈賄罪の規定を確認し、同国国内法による賄賂罪の規定との関係を確認する。比較法部分の論文の書き方を学ぶ。
第 11 回	外国公務員贈賄罪に係る各国法（イギリス） 2	イギリスの国内法、OECD 条約は国連条約との関係を確認する。これを通じて、比較法部分の論文の書き方を学ぶ。
第 12 回	外国公務員贈賄罪に係る各国法（ドイツ） 1	ドイツにおける外国公務員贈賄罪の規定を確認し、同国国内法による賄賂罪の規定との関係を確認する。これを通じて、比較法部分の論文の書き方を学ぶ。
第 13 回	外国公務員贈賄罪に係る各国法（ドイツ） 2	ドイツの国内法、OECD 条約は国連条約との関係を確認する。これを通じて、比較法部分の論文の書き方を学ぶ。
第 14 回	まとめ	これまでの検討を総括し、日本刑法における賄賂罪と、外国公務員贈賄罪の規定のあり方について理解を整理する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

指定された文献を読み込んで講義に臨むこと。

【テキスト（教科書）】

<http://www.justice.gov.uk/downloads/legislation/bribery-act-2010-guidance.pdf>
http://www.ecba.org/extdocserv/projects/ace/20160126_ACE_CountryreportGermany.pdf
http://www.ecba.org/extdocserv/projects/ace/20160126_ACE_CountryreportGermany.pdf
<https://s3.kleine-anfragen.de/ka-prod/be/17/16815.pdf>

【参考書】

随時、指示する。

【成績評価の方法と基準】

出席 30 %、レポート 70 %

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>刑法

<研究テーマ>刑法の諸問題

<主要研究業績>

「刑法総則の罰則整備」ジュリスト 1276 号（2004 年）53 - 61 頁等

論文ジュリスト（2017 年秋号）「組織的犯罪処罰法の改正とその意義——条約による国内刑法の発展」

LAW700A1

刑事法特研演習Ⅱ

今井 猛嘉

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

AI と刑法の関係について、基礎的考察を加える。博士論文となりうるだけの着眼点、構想力の育成が、目的である。本授業は、リサーチワーク科目である。

【到達目標】

AI の利用により法益が侵害された場合、刑罰権の行使が可能かについて、検討を加える。博士論文としての質（比較法、国内法の分析）と量の到達点を示す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業計画に従い、予習をして講義に臨み、議論に参加する。博士論文としての質（優れた着想と、その斬新な展開）のために必要となる資料の検討方法、結論の統合方法についても、随時、指摘する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	AI の利用状況	AI の利用により法益侵害が生じる事態について、概括的に検討を加える。法益保護主義に関する従来の研究と比較し、新たな問題点の把握に努め、論文の記述内容を構想する
第 2 回	AI による法益侵害と刑罰権の行使	刑罰権行使の制約に関する従来の研究と比較し、新たな問題点の把握に努め、論文の記述内容を構想する
第 3 回	AI と行為論 1	行為論と刑罰権行使の制約に関する従来の研究の関係を踏まえ、新たな問題点の把握に努め、論文の記述内容を構想する。
第 4 回	AI と行為論 2	行為論と責任論との関連性に関する従来の研究を踏まえ、新たな問題点の把握に努め、論文の記述内容を構想する。
第 5 回	AI と責任論 1	刑事責任論の本質に関する従来の研究を踏まえ、新たな問題点の把握に努め、論文の記述内容を構想する。
第 6 回	AI と責任論 2	刑事責任論の本質と違法性を惹起すべき行為に関する従来の研究を踏まえ、新たな問題点の把握に努め、論文の記述内容を構想する。
第 7 回	AI と責任論 3	刑事責任論の意義を科学的、医学的知見から把握しようとする近時の見解を踏まえ、AI との関係における新たな問題点の把握に努め、論文の記述内容を構想する。
第 8 回	AI の法人格性 1	法人という概念の歴史的展開を踏まえ、AI との関係における新たな問題点の把握に努め、論文の記述内容を構想する。
第 9 回	AI の法人格性 2	法人と自然人との異質性を強調する見解を踏まえ、AI との関係における新たな問題点の把握に努め、論文の記述内容を構想する。
第 10 回	AI の法人格性 2	法人と自然人との類似性を強調する見解を踏まえ、AI との関係における新たな問題点の把握に努め、論文の記述内容を構想する。
第 11 回	AI の人格性に関する国際的議論 1	AI の人格性承認に関する国際的議論を確認し、第 10 回までの議論を踏まえて、日本での受容可能性を検討する。
第 12 回	AI の人格性に関する国際的議論 2	AI の人格性承認に関する国際的議論と日本との議論の比較を踏まえ、AI との関係における最適な切り口を探し、論文の記述内容を構想する
第 13 回	AI の人格性に関する国際的議論 3	法律学における人格の取り扱いの偏差を確認し、これを踏まえ、AI との関係における最適な切り口を探し、論文の記述内容を構想する
第 14 回	まとめ	これまでの検討を総括し、AI に刑罰を科すことができるかにつき、理解を整理する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

指定された文献を十分に検討すること。

【テキスト（教科書）】

https://ac.els-cdn.com/S0160791X99000214/1-s2.0-S0160791X99000214-main.pdf?_tid=28fd697c-0334-11e8-b06e-00000aab0f26&acdnat=1517038508_3ba2aa95059a8b33c2700b8e16c38592

<http://www.jstor.org/stable/pdf/2184523.pdf?refreqid=excelsior:866a5df24944df71afb92e751ab5136b>

LEGAL PERSONHOOD FOR ARTIFICIAL INTELLIGENCES

【参考書】

その都度、指示する。

【成績評価の方法と基準】

出席 30 %、レポート 70 %

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑法

<研究テーマ> 刑法の諸問題

<主要研究業績>

「刑法総則の罰則整備」ジュリスト 1276 号（2004 年）53 - 61 頁等

論究ジュリスト（2017 年秋号）「組織的犯罪処罰法の改正とその意義——条約による国内刑法の発展」

